川本町立地適正化計画

（案）

令和６（2024）年 12 月

川　本　町

はじめに

（町長挨拶文の挿入を予定）

目 次

第１章　立地適正化計画について……1

１．計画の背景と目的……2
２．計画の概要……3
３．計画の位置づけ……4
４．計画の対象区域・期間……4

第２章　川本町の現状と課題……5

１．川本町の現状……6
２．都市づくりにおける課題……18

第３章　計画の基本的な方針……19

１．計画の基本目標……20
２．まちづくりの方針……21
３．目指すべき将来都市構造……23
４．まちづくりの分野別方針……26

第４章　居住誘導区域……31

１．居住誘導区域の設定方針……32
２．居住誘導区域の設定……33
３．居住に関する誘導施策……38
４．居住誘導に関する届出制度……42

第５章　都市機能誘導区域……43

１．都市機能誘導区域の設定方針……44
２．都市機能誘導区域の設定……45
３．各都市機能誘導区域の方向性……46
４．誘導施設……48
５．都市機能に関する誘導施策……51
６．都市機能誘導に関する届出制度……52

第６章　数値目標の設定と進捗管理……53

１．数値目標(KPI)の設定……54
２．期待される効果……57
３．計画の評価と見直し……58

第７章　防災指針……59

１．防災指針の概要……60
２．災害リスクの分析……61
３．防災上の課題……69
４．防災まちづくりの方針……70
５．防災まちづくりの取組とスケジュール……72
６．防災まちづくりの目標案……77

資料編

第1章　立地適正化計画について

1. 計画の背景と目的

我が国の都市における今後のまちづくりでは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面・経済面において持続可能な都市経営をすることが課題となっています。このため、居住地や医療・福祉施設、商業施設等の生活サービス機能がまとまって立地し、高齢者を含むすべての住民が公共交通により、これらの生活サービス機能に容易にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めることが重要と考えられます。

都市のコンパクト化を推進するために国において、平成26年に都市再生特別措置法の一部が改正され、居住を維持・誘導する区域と生活サービス機能を維持・誘導する区域を設定し、居住や生活サービス機能の立地の適正化を図るための「立地適正化計画制度」が創設されました。

国におけるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方

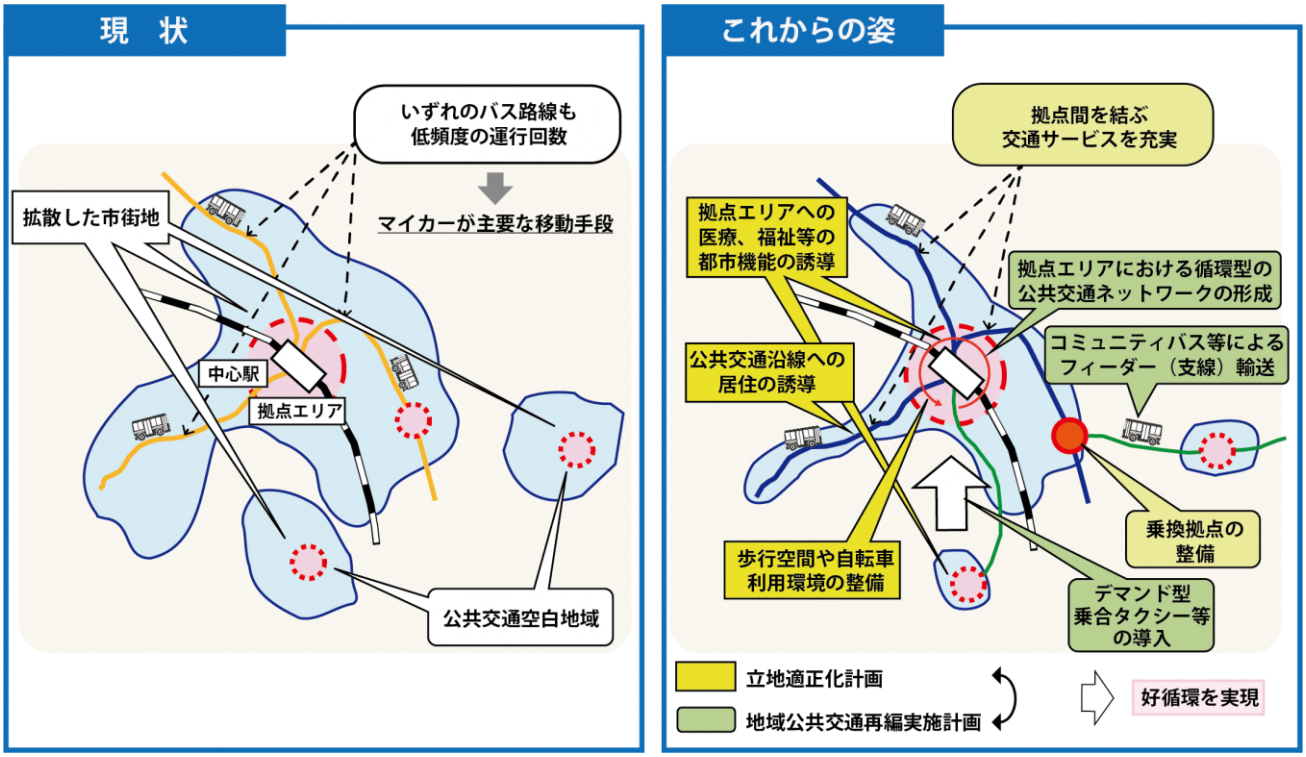

出典：国土交通省資料を基に作成

川本町においても人口減少等の都市における課題が進行しており、島根県が平成30年に改定した「川本都市計画区域マスタープラン」では、コンパクトシティの形成を促進し、持続可能なまちづくりが求められています。

「川本都市計画区域マスタープラン」で目指す都市構造の構築及び「第6次川本町総合計画」で掲げられているまちの将来像、「たすけあい・支えあう中で　自分らしく暮らし続けられるまち」を目指して、都市の居住者を維持・確保することにより、都市機能やまちの活力を維持し、持続的に暮らしていけるまちづくりを目指すため、川本町立地適正化計画を策定します。

2. 計画の概要

立地適正化計画は、平成26年の都市再生特別措置法の一部改正により、人口減少、高齢化が進行する社会情勢の中でも将来にわたり持続可能な都市を実現するため、居住や都市機能の誘導、公共交通の充実を目指すことを目的とした計画です。

この計画では、居住や都市機能の誘導を図る区域及び計画の基本的な方針、計画の目標等を記載します。

＜立地適正化計画において設定する区域・指針＞

立地適正化計画（都市計画区域を対象に設定）

・都市全体の観点からの居住や都市機能の立地、公共交通の充足等に関する計画であり、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための計画。

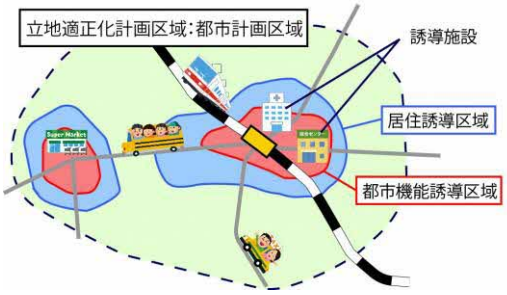

居住誘導区域

・一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活のサービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。

都市機能誘導区域

・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域。

誘導施設

・都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき誘導施設を定める。具体例としては、病院・診療所、デイサービスセンター、小学校、図書館、スーパーマーケットなど。

※既にある施設を区域外に流出させないという観点も含む。

防災指針

・居住誘導区域を中心とした災害リスクに対して、必要な防災・減災対策を設定する指針。

出典：国土交通省 都市計画運用指針等を基に作成

3. 計画の位置づけ

上位計画である「第6次川本町総合計画」及び「川本都市計画区域マスタープラン」に即し、医療や福祉、公共交通などの様々な関連分野の計画とも連携して定めます。

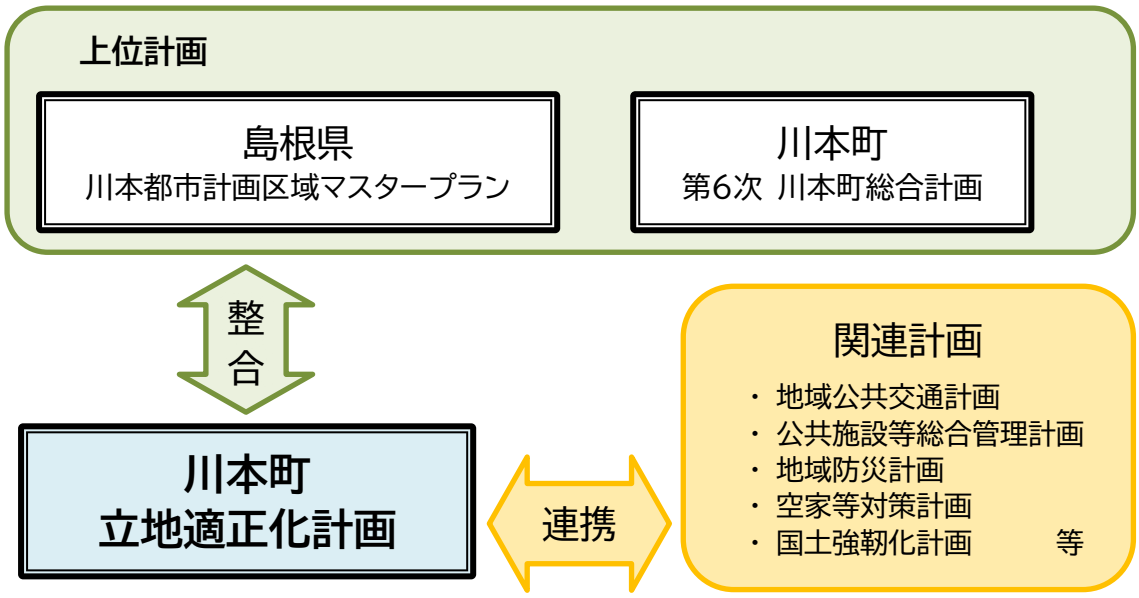

4. 計画の対象区域・期間

（1）対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、川本町都市計画区域全域（右図）とします。

都市計画区域図

（2）計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025 年）から概ね20年後の令和26 年度（2044 年）とします。また、立地適正化計画は概ね10年ごとに各評価指標により効果の検証を行います。

第2章　川本町の現状と課題

1. 川本町の現状

（1）人口

川本町では人口減少が進んでおり、国勢調査による2020年の人口は3,248 人となっています。

高齢者人口、生産年齢人口、年少人口の年代区分別では、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）によると2020年以降は、どの人口区分でも人口減少の推計がされていますが、高齢化率は2025 年の 44.7%をピークとしてその後は減少が見込まれています。

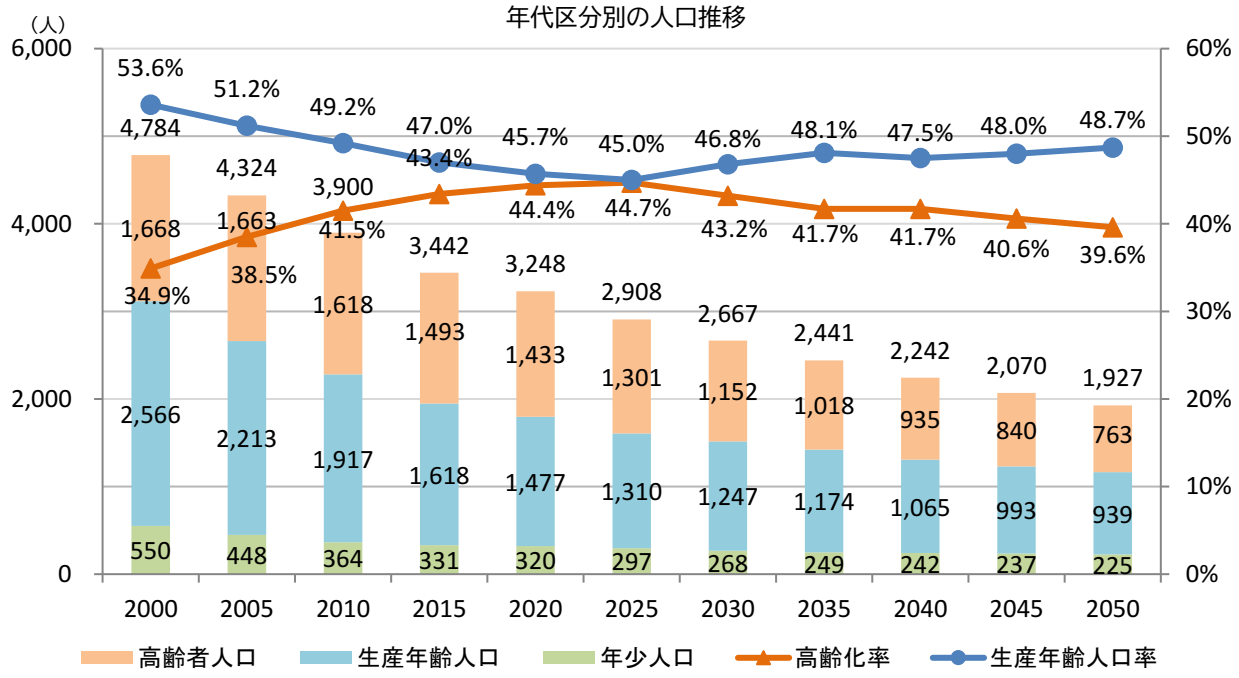

出典：2020 年までは国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023）

社人研の将来人口推計値（2023）は前回の推計値（2018）よりも人口減少が緩やかになっており、人口対策の成果が表れています。

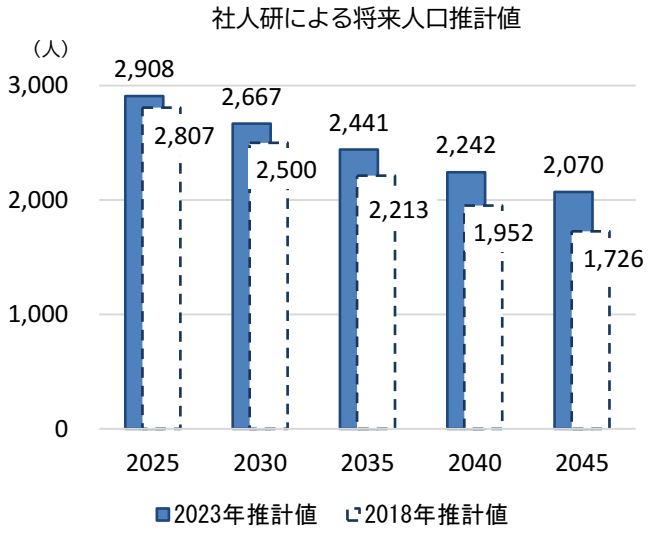

出典：国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023・2018）

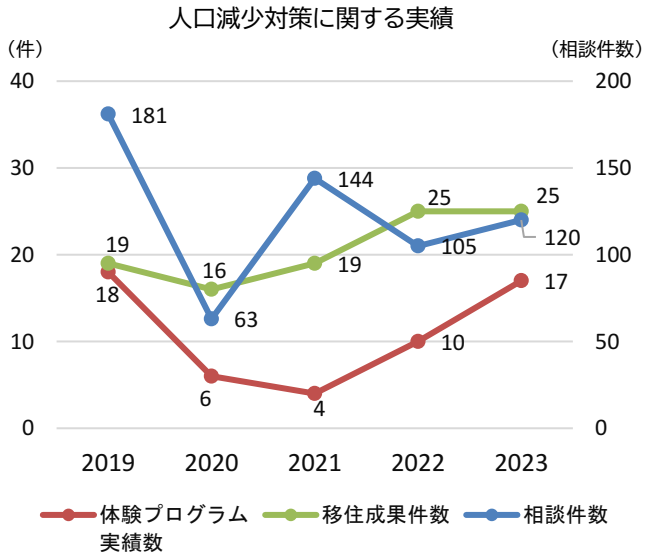

出典：川本町実績値（2019-2023）

年齢別の人口分布では 2020年時点で男女ともに 65 歳以上から多くなっており、町外からの入学も多い島根中央高校が立地しているため 15～19 歳も多くなっています。ですが、20年後の2040年では、全体的な人口減少が推計されています。

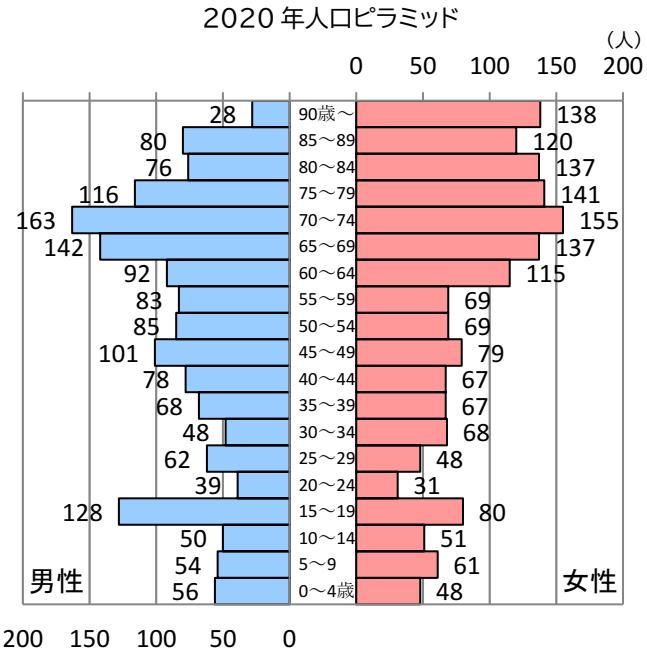

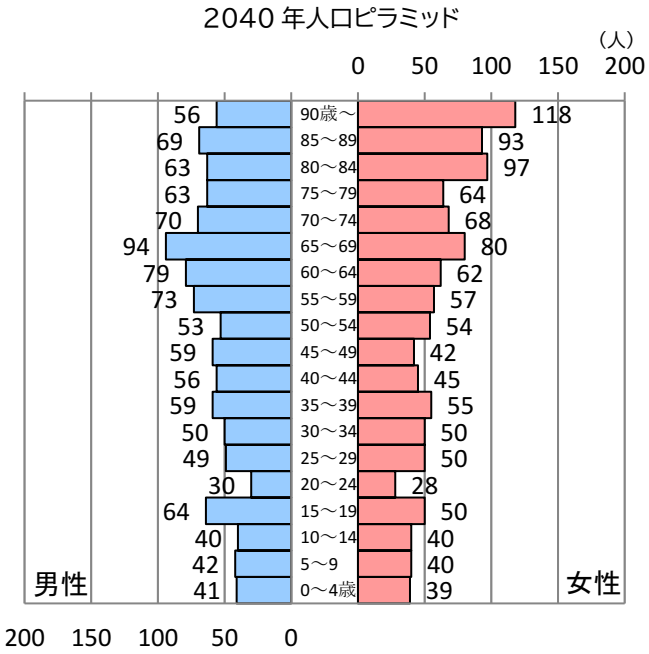

出典：2020 年までは国勢調査（年齢不詳は除く）、2040 年は国立社会保障・人口問題研究所推計値(2023)

人口の自然動態については、出生数を死亡数が上回る自然減少が続いており、下グラフに示す 5 年間では、毎年50人程度の自然減となっています。

社会動態については、転出超過による社会減となった年と、転入者が上回る年(2019･2021 年)がみられます。

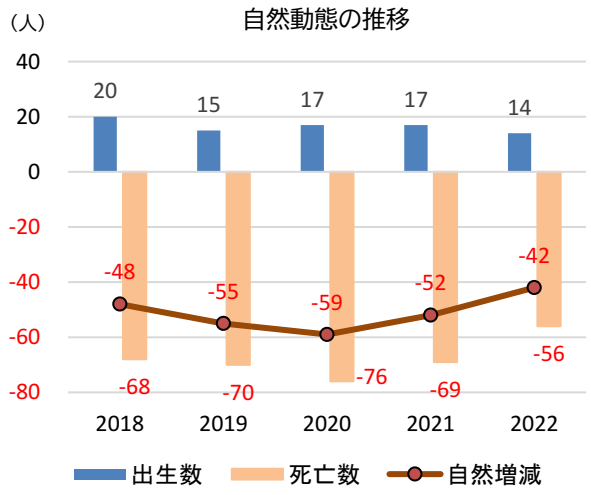

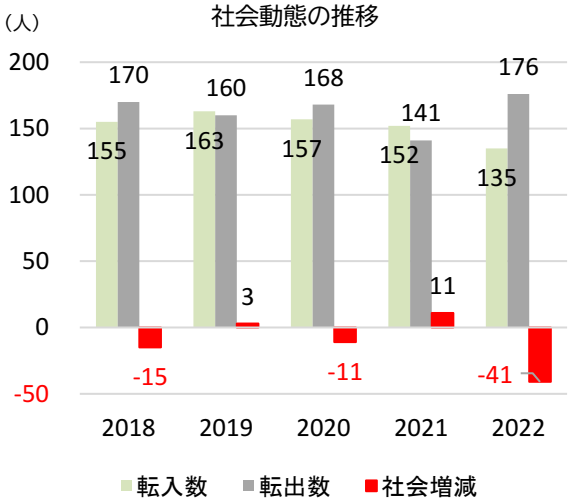

出典：川本町住民基本台帳

地域別の人口メッシュ※（250m）では、用途地域が指定されている弓市地区や因原地区に人口が集積しています。また、区域区分別の人口動向について、2020年から2040年までの 20 年間では都市計画区域内で約30%、都市計画区域外では約40%の人口減少の推計がされています。

※地域を一定の大きさの格子（メッシュ）で区切り、その中の人口（国勢調査-総務省）等を把握できるデータ

人口メッシュ（250m）図（2020）

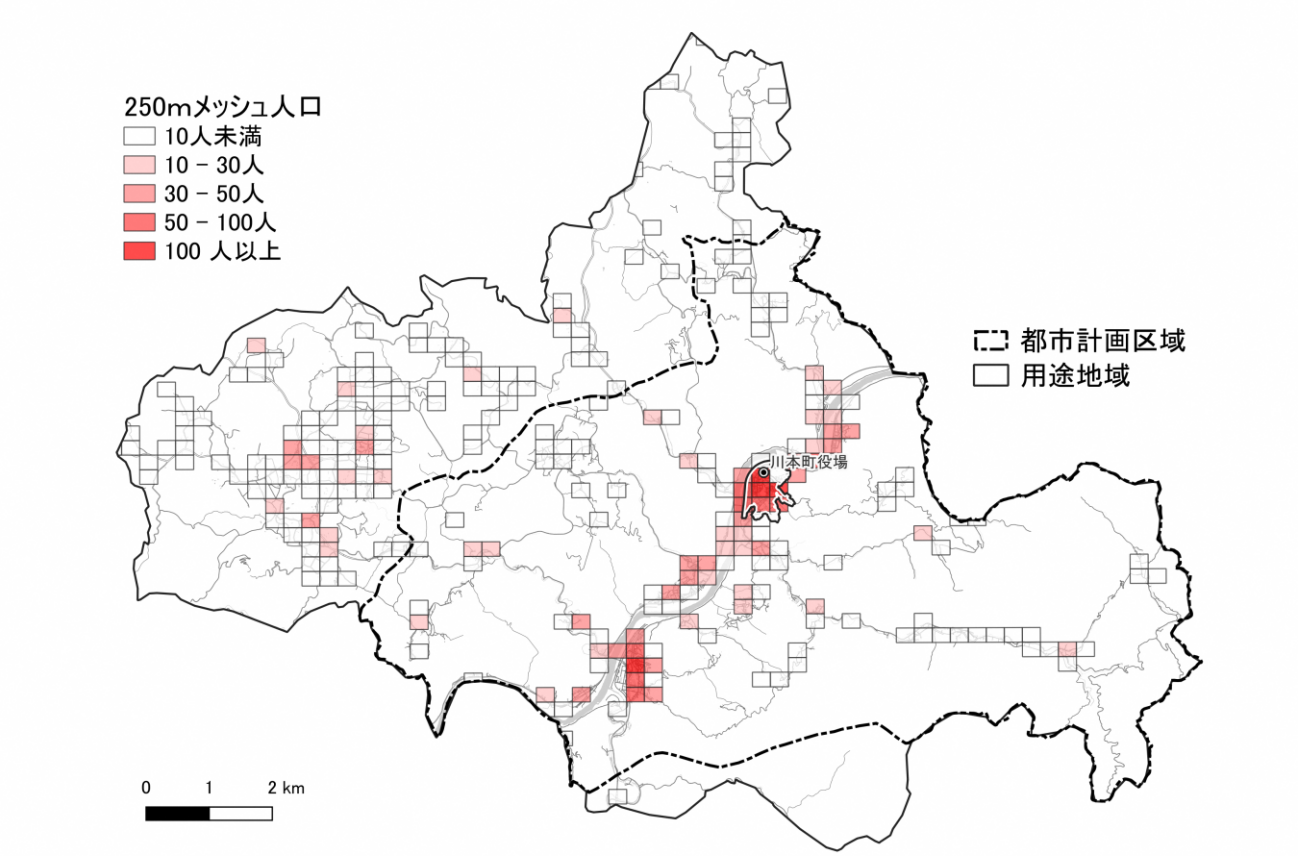

区域区分別の人口動向

区域区分		面積（ha）	2020（R2）			2040（R22）			減少数	減少率
			人口		人口密度	人口		人口密度		
			実数	割合	（人/ha）	実数	割合	（人/ha）	（人）	（%）
都市計画区域	用途地域	41.0	874	26.9%	21.32	597	30.6%	14.56	-277	-31.7%
	上記以外	6,695.0	1,740	53.6%	0.26	1,045	53.5%	0.16	-695	-39.9%
都市計画区域外		3,948.0	634	19.5%	0.16	310	15.9%	0.08	-324	-51.1%
合計（町全体）		10,643.0	3,248	100.0%	0.31	1,952	100.0%	0.18	-1,296	-39.9%

出典：2020 年は国勢調査、2040 年は国立社会保障・人口問題研究所推計値（2018）をもとに作成

（2）用途地域

用途地域とは、建築できる建物の種類、用途の制限を定めたルールのことで、用途地域は大きく分けて、「住居系」「商業系」「工業系」の3つに分かれ、さらに13種類のエリアに分けられます。

川本町では弓市地域に住居系の「第二種中高層住居専用地域」、「第二種住居地域」、商業系の「商業地域」、工業系の「準工業地域」が指定されており、その総面積は41haです。

用途地域の指定状況

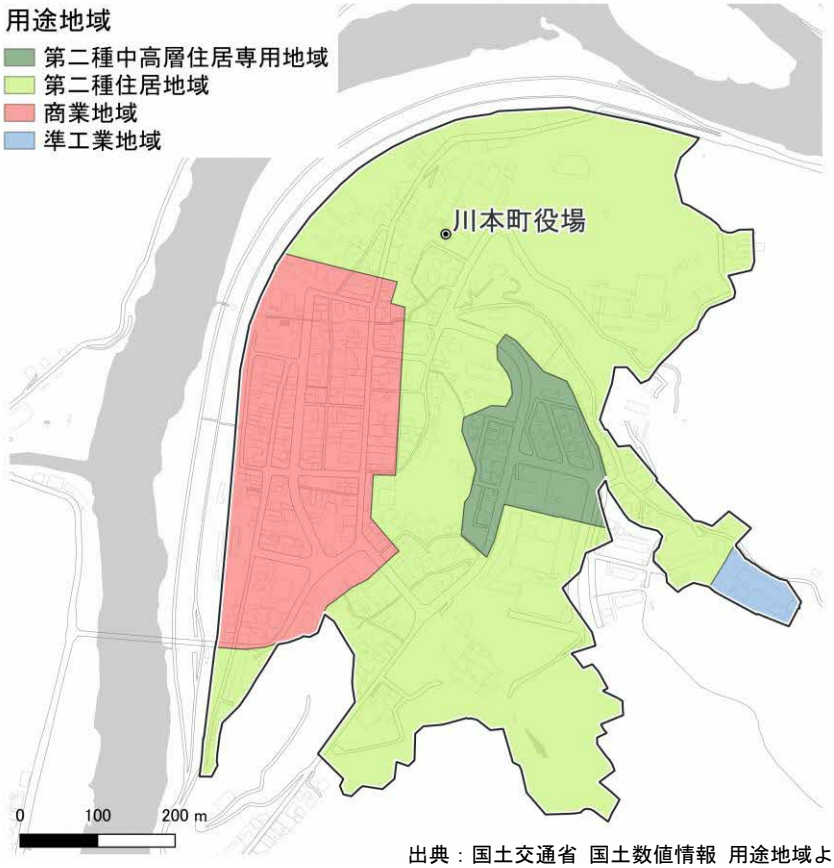

出典：国土交通省 国土数値情報 用途地域より作成

	第二種中高層住居専用地域	住宅、病院、高校・大学、中規模の店舗や飲食店や中規模のオフィスビルや 1,500m2 までの店舗が建築可能
	第二種住居地域	住宅、病院、大学、店舗や飲食店、オフィスビル、ホテルやパチンコ店、カラオケ店が建築可能
	商業地域	住環境悪化の恐れがある工場や、危険性を有する一部の工場以外は、さまざまな用途の建築可能
	準工業地域	著しい住環境悪化の恐れがある工場や、危険性の高い工場以外は、さまざまな用途の建築可能

（3）土地利用

国交省が公表してる土地利用細分メッシュより、本町の土地利用の変化（1987-2021）を見ると、河川沿いに建物用地利用のメッシュ（黄着色メッシュ）が増加しており、山間部の荒地が森林に変化しています。

土地利用の変化（1987-2021）

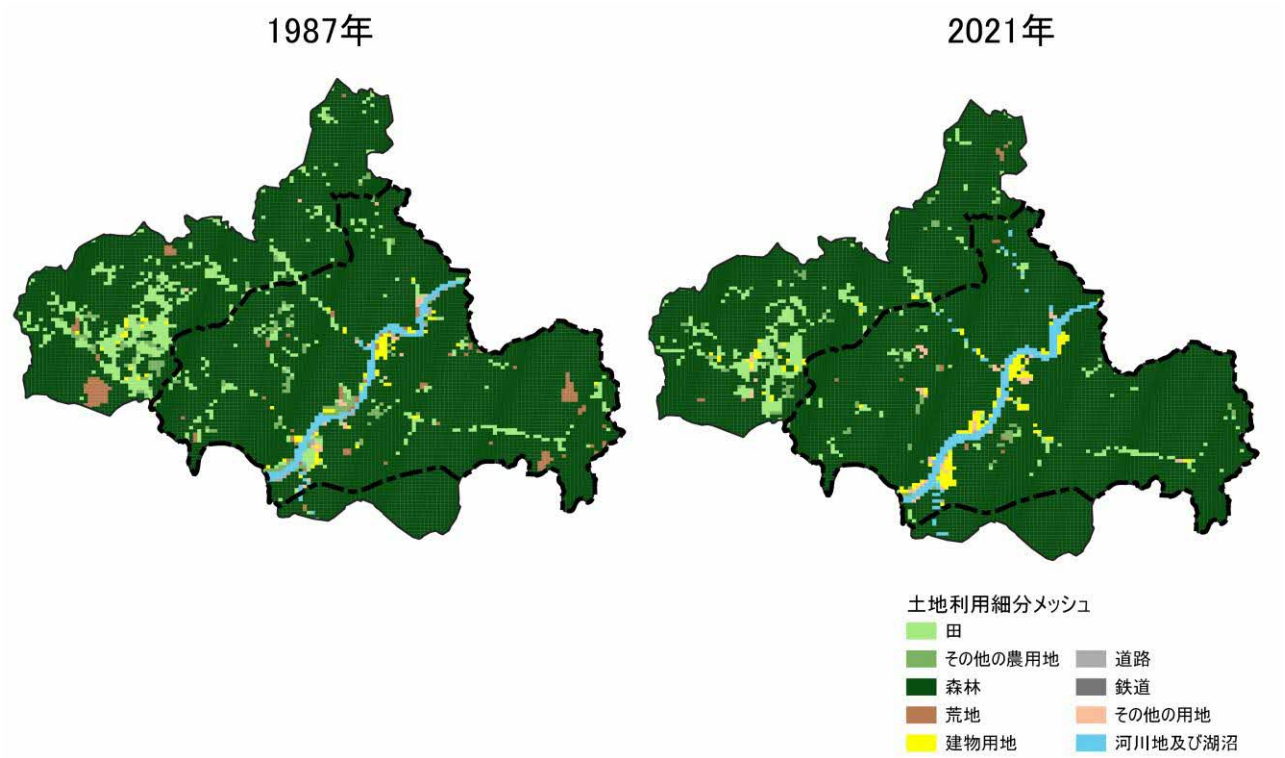

出典：国土交通省 国土数値情報 土地利用細分メッシュ（1987 年、2021 年）より作成

（4）新築動向

都市計画区域内での建築について、2018年から2024年8月までの期間内では因原地区や木路原地区等において、新築の建設や増築などがみられました。

※下図は民間住宅の建設だけでなく定住促進住宅等の公共住宅の建設も含んでいます

都市計画区域内における新築動向

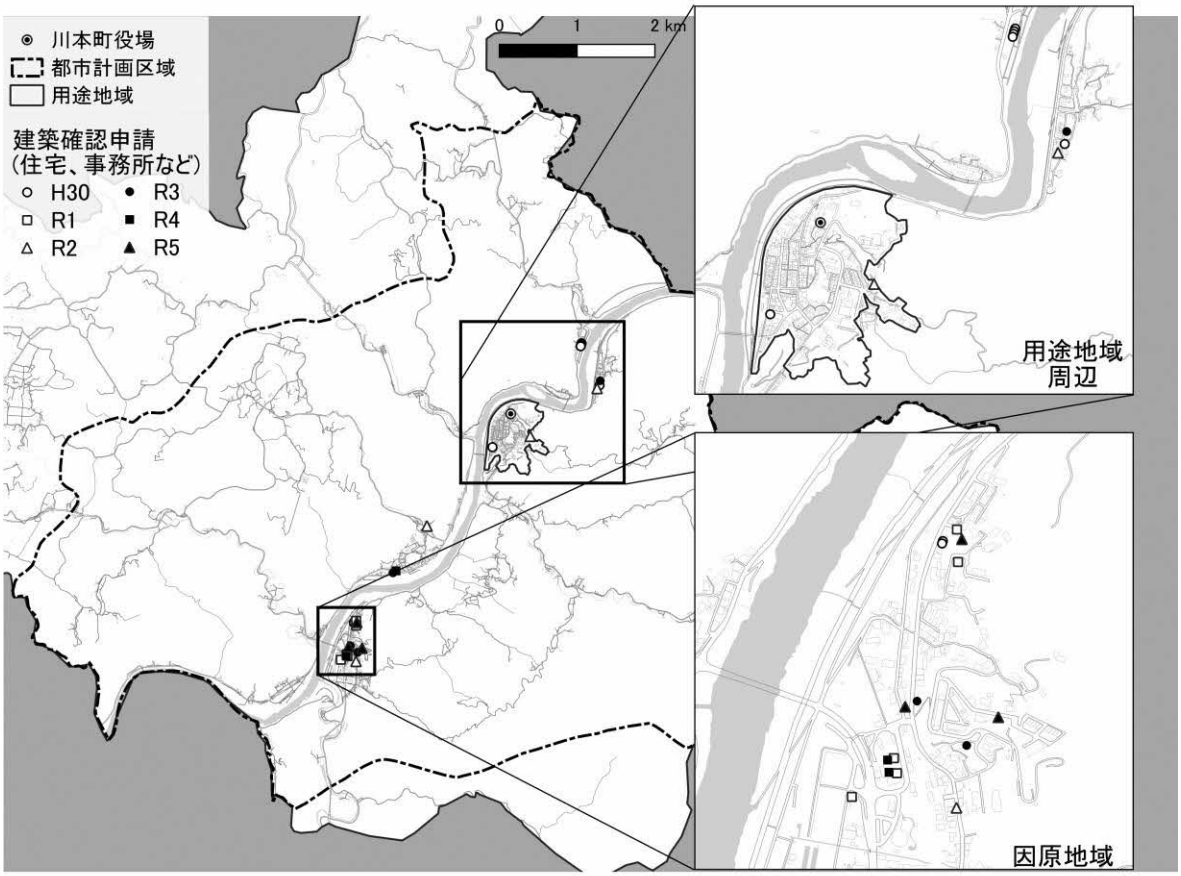

出典：川本町建築確認申請資料より作成

都市計画区域内　建築確認申請
分野別新築数

（件）	住宅(新築・増築)		企業 事務所 等	計
	公共住宅	民間住宅		
H30	4	4	0	8
R1	2	3	0	5
R2	0	4	0	4
R3	0	2	2	4
R4	2	1	0	3
R5	0	2	1	3

（5）空き家状況

平成25年度に空き家実態調査を実施し、394件の空き家が確認されました。令和2年度には、それらのうち住宅としての状態が良好で活用できる可能性が高い住宅187件について、所有者等の調査を行い、約８割の住宅について所有者・管理者等が判明しました。

川本町の空き家に関する調査結果

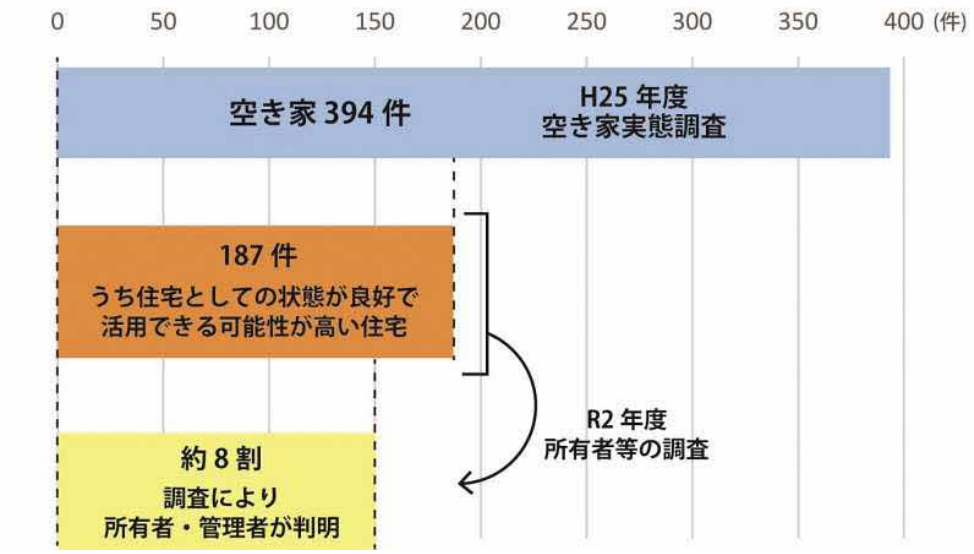

出典：H25 空き家実態調査、R2 所有者等の調査結果より作成

令和4年に実施した住生活基本計画策定に向けた町民アンケート調査では、回答世帯790世帯のうち、64世帯が「現在町内に空き家を所有している」、142世帯が「現在は空き家ではないが10年後には空き家となっている可能性がある住宅がある」と回答されており、空き家は今後も増加することが予想されます。

空き家の所有状況

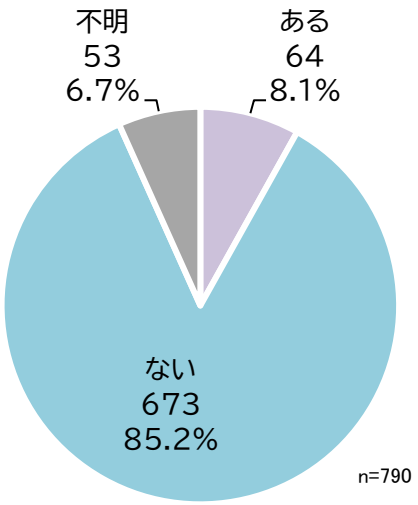

空き家となる可能性がある住宅の所有状況

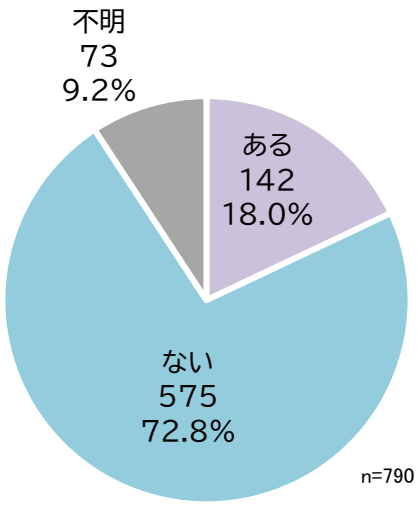

出典：R4 川本町住生活基本計画　町民アンケート調査結果より

（6）地価動向

町内の地価動向（2019-2024）をみると、全体的に下落傾向にあり、税収の減少による町財政への影響が懸念されます。

地価公示-標準値 及び 都道府県地価調査-基準地

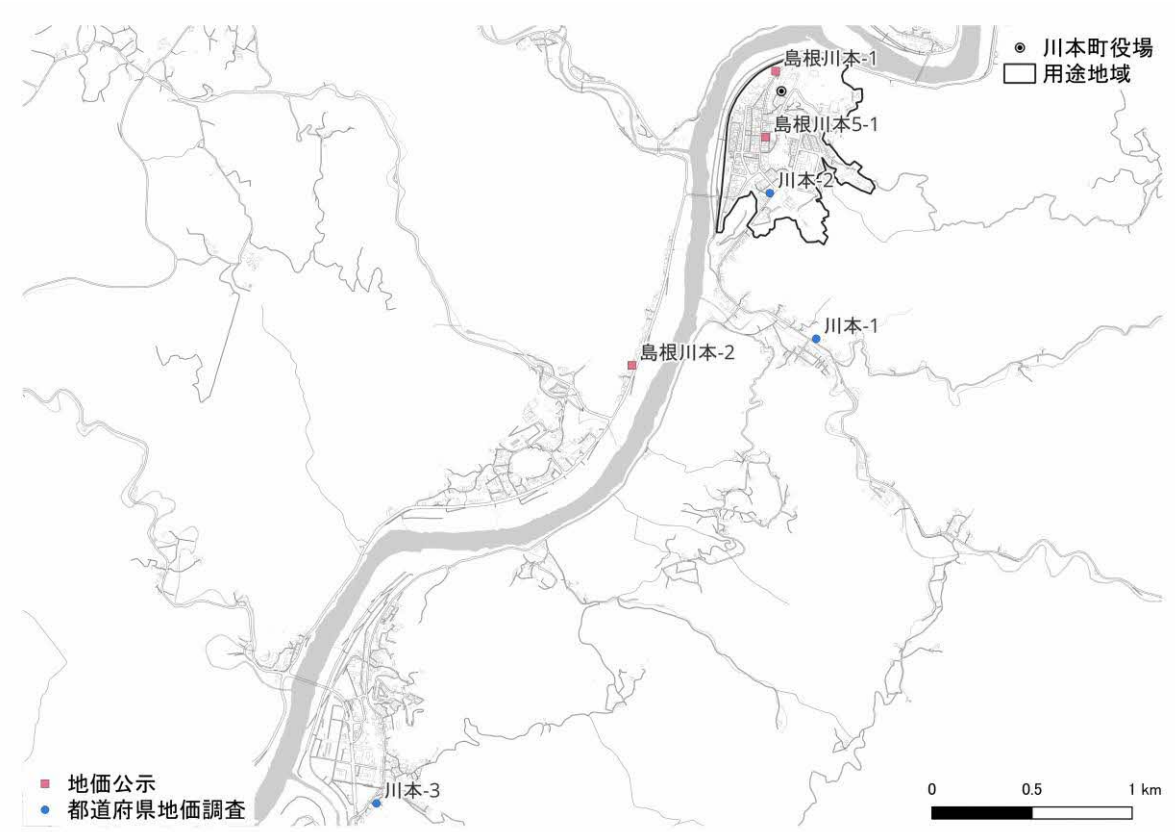

地価公示（2019-2024）

標準地番号	住所	用途区分	価格（円/㎡）						2019-2024減少率
			2019（R元）	2020（R2）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	
島根川本-1	川本町大字川本239番1	住宅	16,700	16,200	15,700	15,200	14,700	14,200	-15.0%
島根川本-2	川本町大字川下999番2外	住宅	9,850	9,750	9,650	9,600	9,550	9,480	-3.8%
島根川本5-1	川本町大字川本537番9	住宅,店舗	18,700	18,200	17,700	17,100	16,500	16,000	-14.4%

都道府県地価調査（2019-2023）

基準地番号	住所	用途区分	価格（円/㎡）						2019-2023減少率
			2019（R元）	2020（R2）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	
川本-1	川本町大字川本1147番3	住宅	6,400	6,200	6,050	5,950	5,850	-	-8.6%
川本-2	川本町大字川本427番15	住宅	14,500	14,000	13,700	13,500	13,300	-	-8.3%
川本-3	川本町大字因原351番3外	住宅	7,900	7,600	7,500	7,450	7,400	-	-6.3%

出典：各年都道府県地価調査、国土交通省地価公示より作成

（7）交通環境

町内を運行する主要なバスとしては、石見交通㈱が運行する町と大田市間の「川本線」、町と江津市間の「江津川本線」の2路線と大和観光㈱が運行する町と美郷町間の「川本美郷線」があり、近隣市町とのアクセスに不可欠なバス路線となっています。その他の路線バスとしては石見交通の「石見銀山号」があり、大田市と広島市を結ぶ特急バスとして運行しています。自家用有償運送としては、混乗型の川本町スクールバスとして三原線（木谷回り・三谷回り）と矢谷線の3路線が江の川を境に東西の区域で運行しているほか、邑南町が運行主体となる邑南川本線が町の中心部まで乗入れています。デマンド型乗合タクシーの「まげなタクシー」は2路線あり、川本町スクールバス三原線の沿線区域を運行する三原線、北東部を運行する東部線があります。

公共交通の運行状況

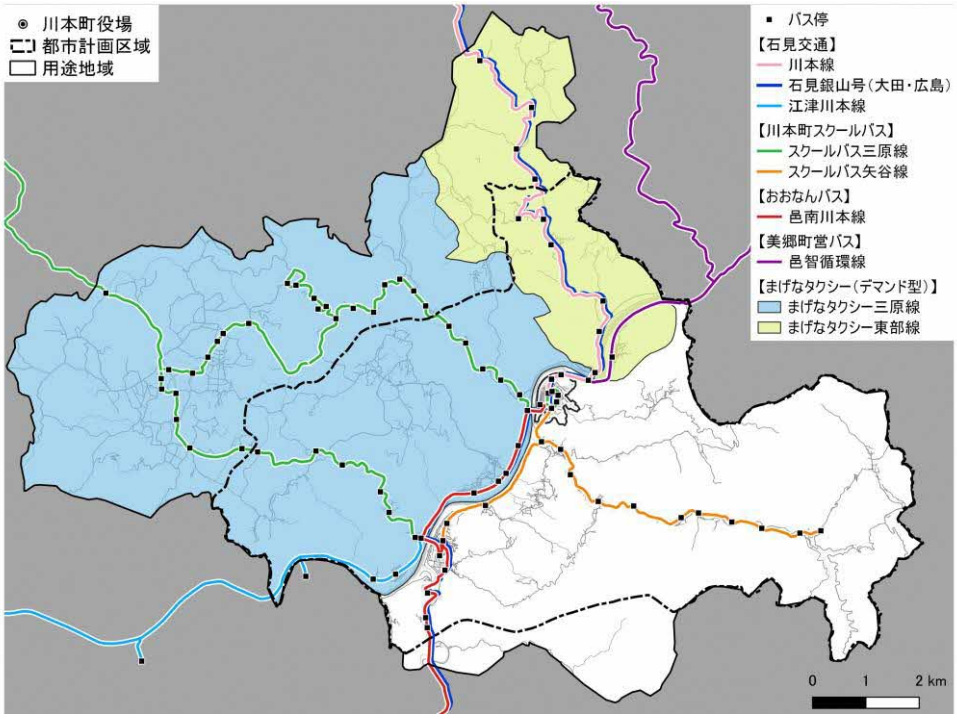

出典：川本町地域公共交通計画等を基に作成

三江線代替路線として運行を開始した「江津川本線」及び「川本美郷線」は運行開始（H30年度）から令和2年度までは利用者が増加していましたが、コロナ禍の影響により令和3年度で大きく減少しました。

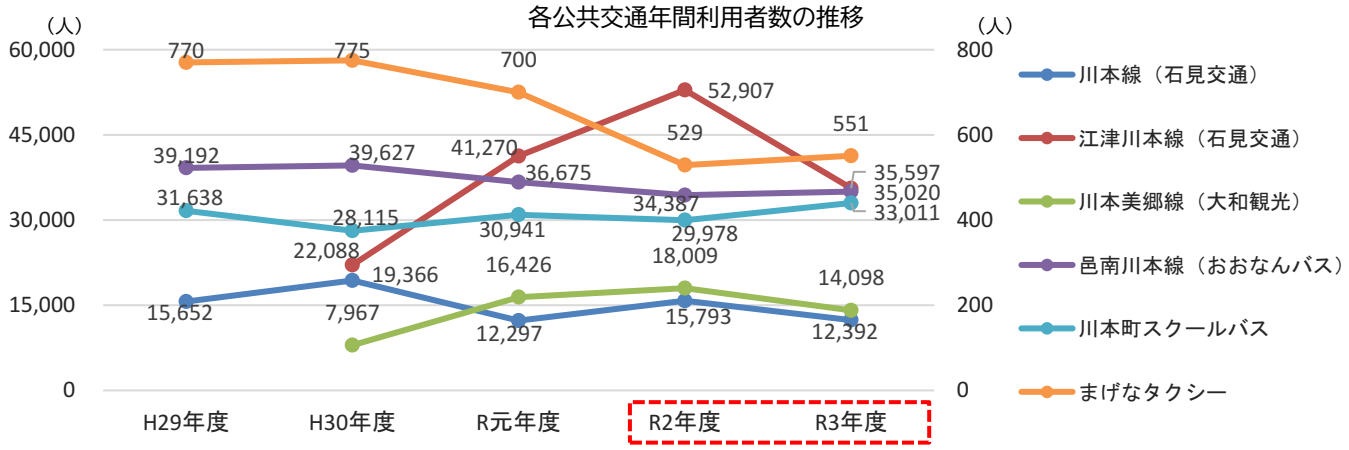

出典：川本町地域公共交通計画

社人研の将来推計人口では、2030年の本町の人口は、2020 年比で 580 人(18%)程度減少すると予想されます。また、2020年時点で65歳未満の現役世代は、その90%以上が運転免許を保有しており、これらの世代が65歳以上の高齢者となっていくにしたがって高齢者全体の運転免許保有率は上昇し、2020 年の 58%から 2030 年には79%になると推計されます。

その結果、高齢者数は 2030 年では330人程度の減少にとどまりますが、公共交通の主な利用者である運転免許を持たない高齢者は、370人程度減少し、2040 年には100人程度となることが予想されます。

65 歳以上の運転免許保有率と公共交通潜在利用者数の将来推計

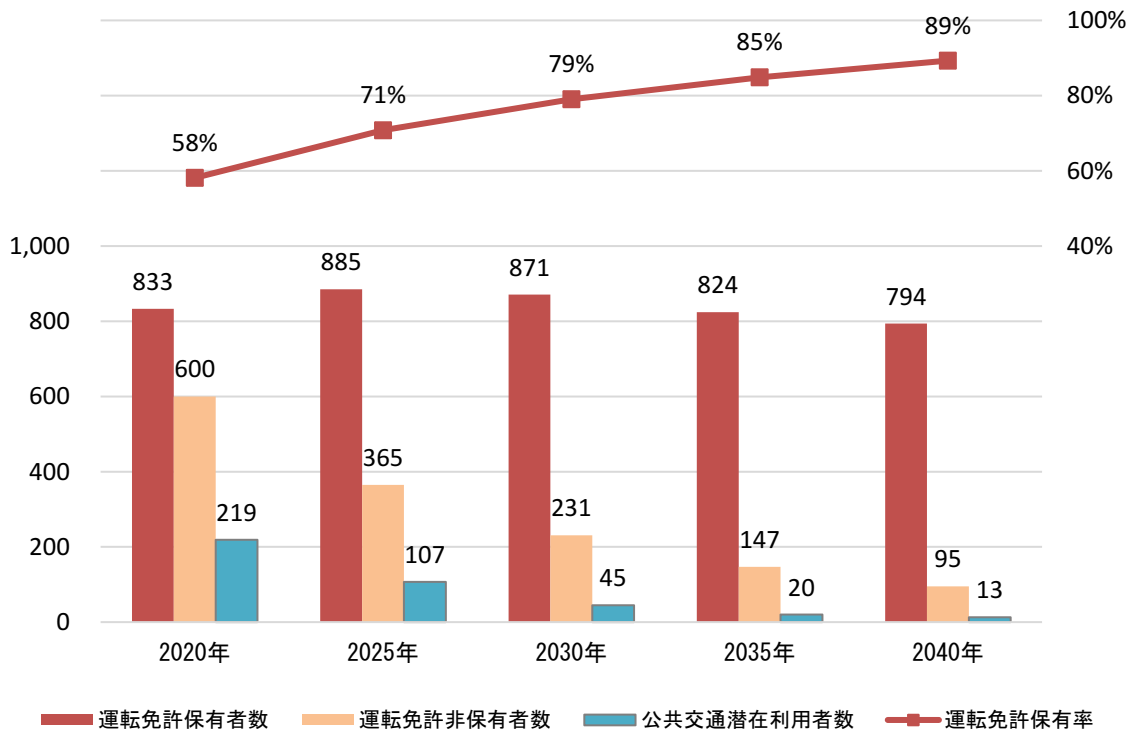

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口、年齢別・男女別運転免許保有率からの試算結果

（8）都市施設

町内の都市施設については、主要な医療施設である加藤病院や島根県の合同庁舎や町役場といった公的機関は弓市地域、スーパーマーケットやホームセンター、ドラッグストア等の商業施設は因原地域に立地しており、この 2 地域を中心に集積しています。

都市施設の立地状況

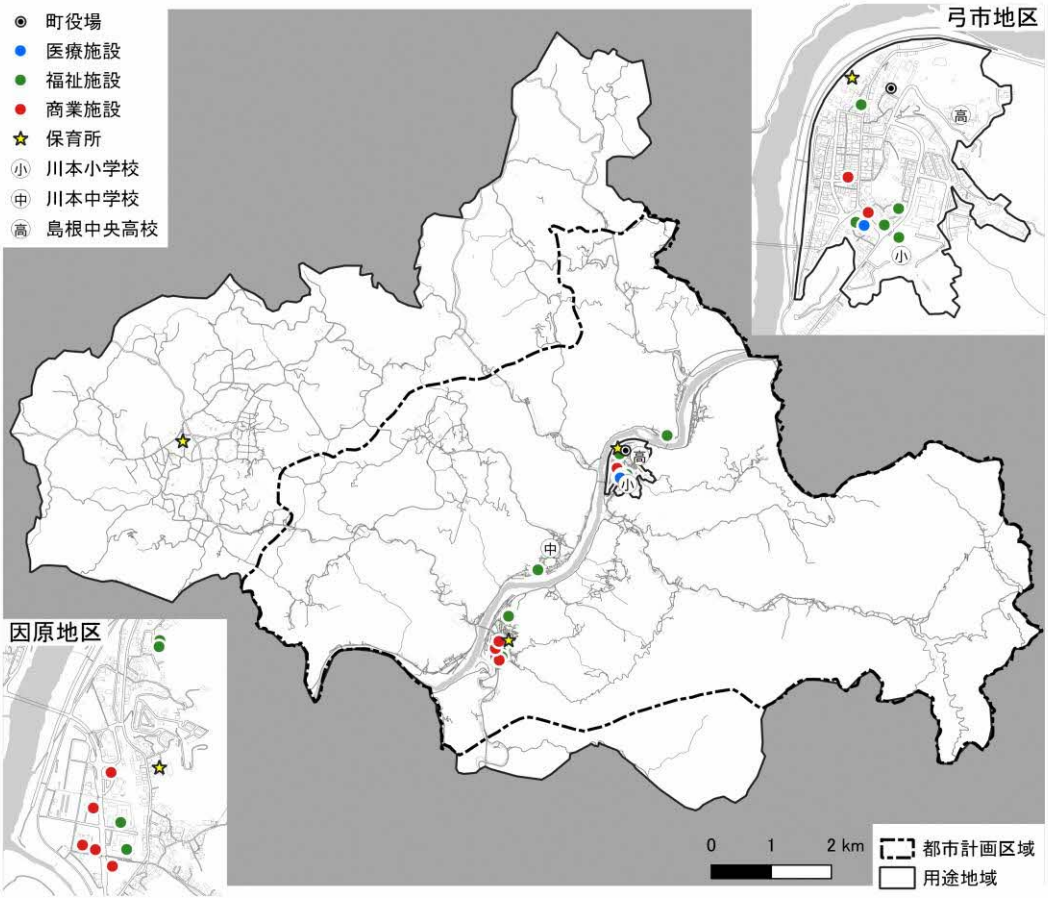

立地適正化計画の策定にあたって実施した、まちづくりアンケート調査では、現在の居住地から移りたい方の回答理由として、「商業施設や飲食店が近くにないから」という回答が最も多くなっていました。

現在の居住地から移動したい・転出したいと思う理由
（上位回答5項目）

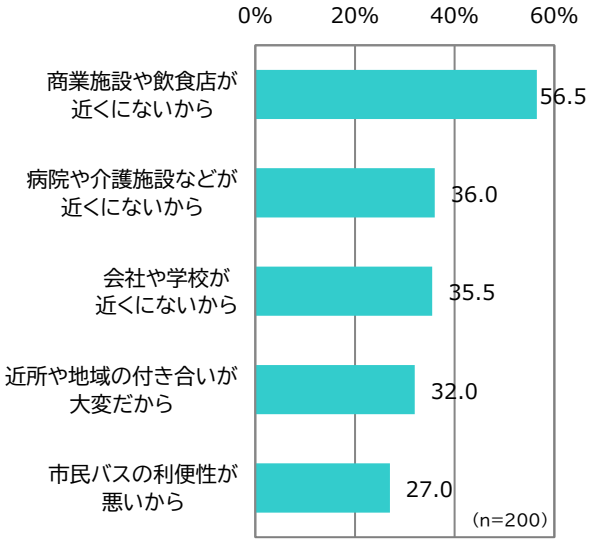

出典：まちづくりアンケート(R5)

（9）災害リスク

都市計画区域内及び用途地域内に、土砂災害関連区域及び洪水浸水想定区域が指定されています。

土砂災害関連区域の指定状況

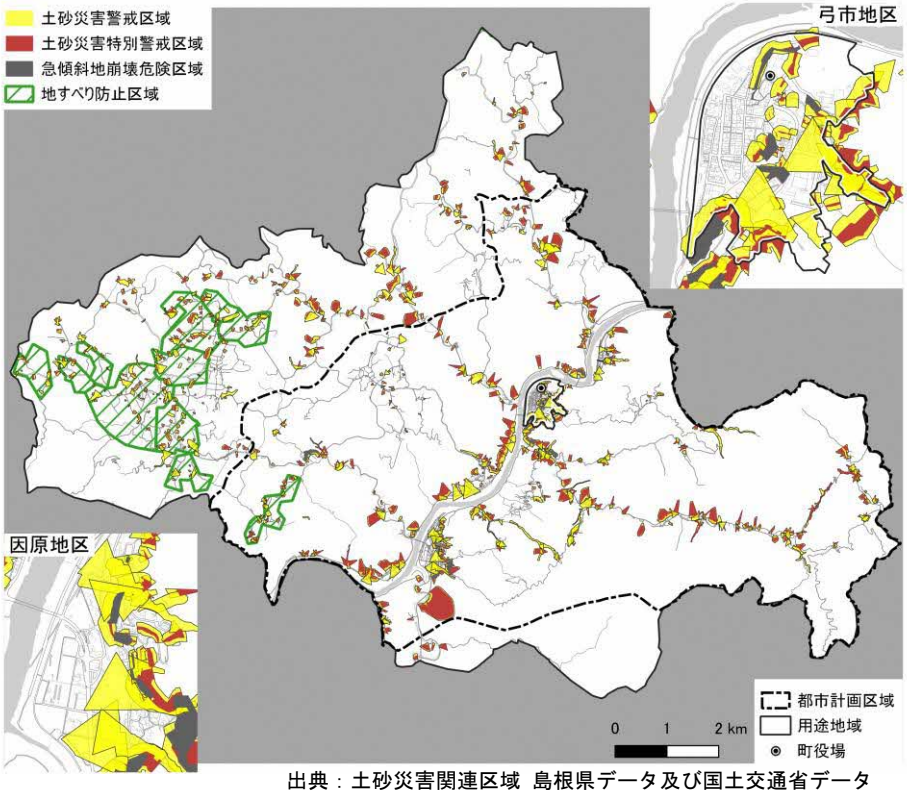

出典：土砂災害関連区域 島根県データ及び国土交通省データ

洪水浸水想定区域(L2:想定最大規模)の指定状況

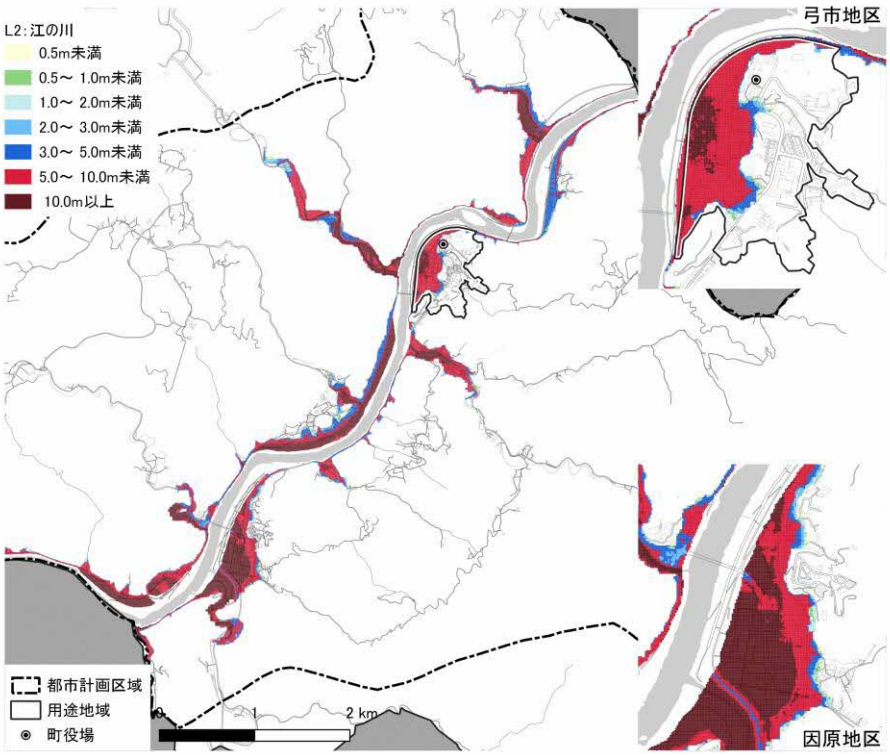

出典：洪水浸水関連区域 島根県データ及び国土交通省データ

2. 都市づくりにおける課題

【人口減少への対応】

・若者や子育て世代の人口が減少しており、地域消費の低迷や消費・雇用の悪化が懸念されます。また人口密度の低下により、各サービス事業者や公共交通事業者の経営悪化⇒町外からの流出⇒人口密度の更なる低下といった負のスパイラルが懸念されます。

・都市機能や活力を維持し、持続可能な都市にしていくためには、都市の人口の確保が必要であり、特に将来の消費や生産を担う若い世代や子育て世代の人口維持・増加が求められます。

【生活サービス施設の維持・充実】

・子育て・教育環境は、若い世代や子育て世代の定住促進を図る上で重要な要素となります。町内には一定数の子育て・教育施設が立地しており、これら施設の維持及び充実を図ることが望まれます。

・医療・福祉施設は高齢者が安心して暮らせるとともに、定住や移住を検討する上でも不可欠な要素であるため、町内に立地する医療・福祉施設の維持及び一層の充実を図る必要があります。

・商業環境は現時点では、都市規模を考慮すれば十分に整っていますが、上記と同様に定住に向けた重要な要素であるため、商業施設の充実や施設へのアクセス環境の充実を図ることが必要であります。

【公共交通網の維持・充実】

・公共交通利用対象者の減少が予測されている中で公共交通を維持していくためにも、官民が連携をとりながら地域にとって公共交通はどうあるべきか、ライフスタイルにどう対応するべきかを考えていく必要があります。

【空き家の活用】

・居住に対する町民ニーズとして重要な“生活利便性”及び“災害に対する安全性”が確保された居住地を整備するため、既存ストックである空き家の活用も図っていく必要があります。

【災害リスクへの対応】

・ソフト対策を中心とした防災対策や進行中の河川改修や江の川流域治水プロジェクト等でのハード整備を進めることで減災を図り、より災害リスクの低い居住地の形成を目指し、安全に暮らし続けられる都市づくりを推進していく必要があります。

・近年の大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じる可能性があるため、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組が重要となります。

第3章　計画の基本的な方針

1. 計画の基本目標

川本町立地適正化計画が掲げる基本目標を以下に示します。

【基本目標】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり

川本町は比較的コンパクトなまちが形成されています。しかしながら社人研の予測では、人口減少の進行により令和32（2050）年には人口が2，000人を下回る見込みとなっています。これにより人口密度や生活サービス施設、公共交通、財政、防災などの様々な分野に影響が出る可能性があります。

例えば、中心市街地の空洞化の進行により、生活サービス施設数の減少、公共交通の利便性低下、更なる人口減少といったことが懸念されます。

こういった懸念事項に対して、現在の居住地で町民の方が今後も住み続けていけるまちづくりを目指すため、計画の基本目標を「住み慣れた地域で安心して住み続けられるまちづくり」とし、まちづくりの方針（次頁）を3つ設定しました。

※立地適正化計画の基本目標は第6次川本町総合計画で示されているまちの将来像「たすけあい・支えあう中で自分らしく暮らし続けられるまち」のテーマごとの基本目標を参考に設定しました。

第6次川本町総合計画　まちの将来像

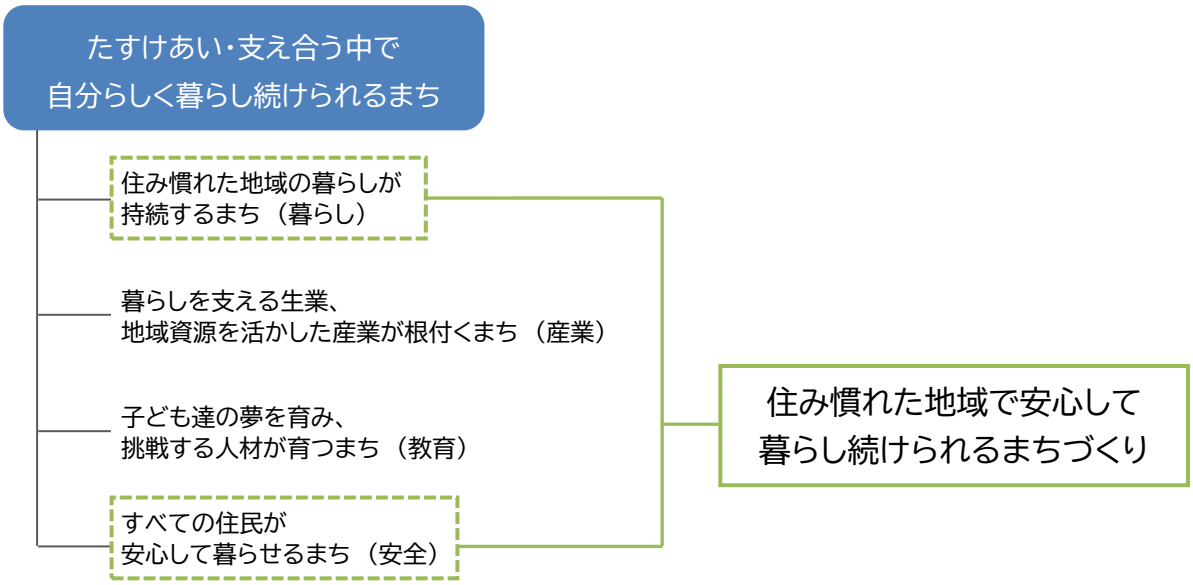

2. まちづくりの方針

2章で整理した、都市づくりにおける課題及び上位計画である川本町総合計画や川本都市計画区域マスタープランを参考にして、本計画でのまちづくりの方針を以下の3つに定めます。

【まちづくりの方針（ターゲット）】

① これからも行政・交流の中心地として機能するまちづくり
② 効率的な都市構造の構築（コンパクト化・公共交通の充実）
③ 将来にわたり、安心・安全に暮らせるまちづくり

目標① これからも行政・交流の中心地として機能するまちづくり

川本町では人口減少及び高齢化が進行し、将来的にも人口減少による既存都市機能（商業・医療・教育等）の機能低下が懸念されます。周辺地域も含めた行政・交流の中心地としての機能を維持し、持続可能なまちにするため一定数の人口の維持及び都市機能の維持・充実を図れるまちづくりを目指します。

目標② 効率的な都市構造の構築（コンパクト化・公共交通の充実）

公共交通等のネットワークの充実により人口集積地以外の縁辺部に居住する方の生活も維持し、インフラが整備されたエリアや住宅等の既存ストックの利活用により、効率的な都市経営を図るまちづくりを目指します。

目標③ 将来にわたり、安心・安全に暮らせるまちづくり

居住の促進には安心・安全に暮らせることが重要であるため、川本町の抱える洪水や土砂災害等の災害リスクに対し、危険度が高いものに対しては可能な限り回避に努め、災害リスクの軽減に向けた仕組みづくりを目指します。

【都市課題とまちづくりの方針の関連】

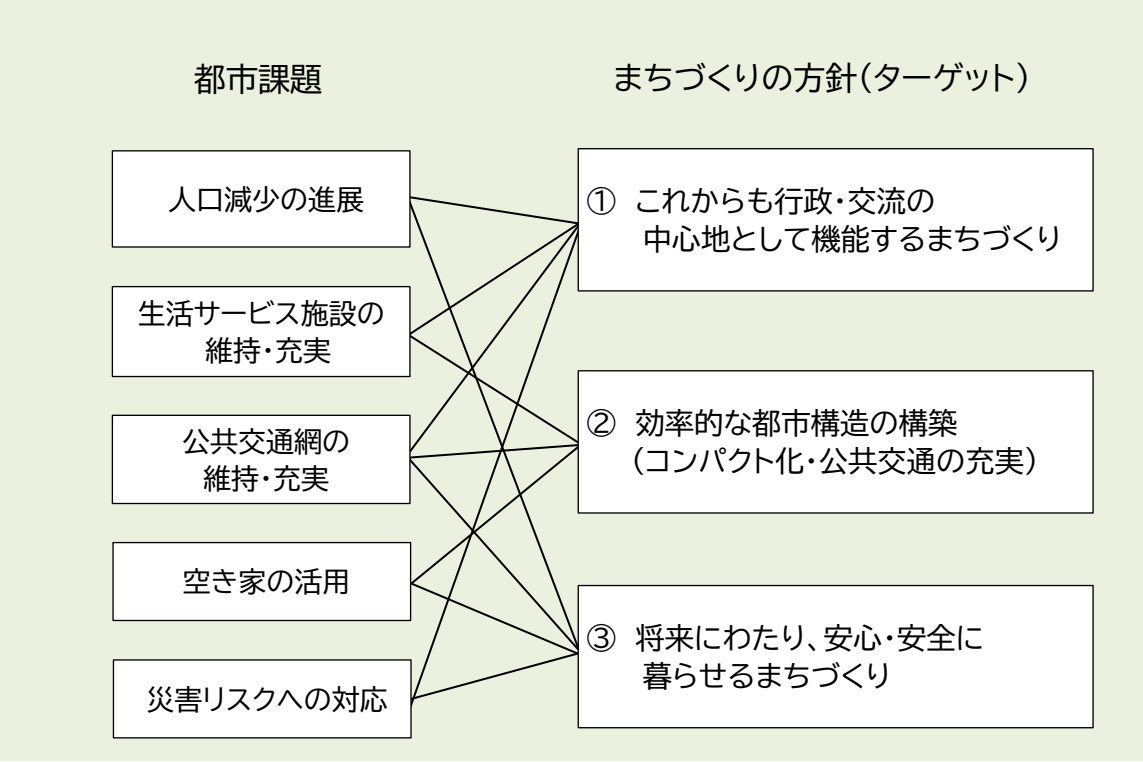

【立地適正化計画区域外におけるまちづくりの方向性】

立地適正化計画においては、都市計画区域内が対象区域となります。しかし、立地適正化計画区域外においても、町民の方の生活や農業等が営まれ、地域の文化・歴史が育まれています。

このようなことから、本町においては、計画区域内の都市機能強化と公共交通等のネットワークを構築することで、立地適正化計画区域外においても都市機能の利便性が享受でき、自然と調和し豊かに暮らすことのできるまちを目指します。

このため、立地適正化計画区域内において、各拠点の都市機能の維持・強化を行うとともに、立地適正化計画区域外においては、農業を始めとした産業振興や観光等と連携しながら、集落の維持に向けた「小さな拠点」づくり等を進め、計画区域内と区域外の連携・関係性を深めることで、町全体として持続可能なまちづくりを進めていきます。

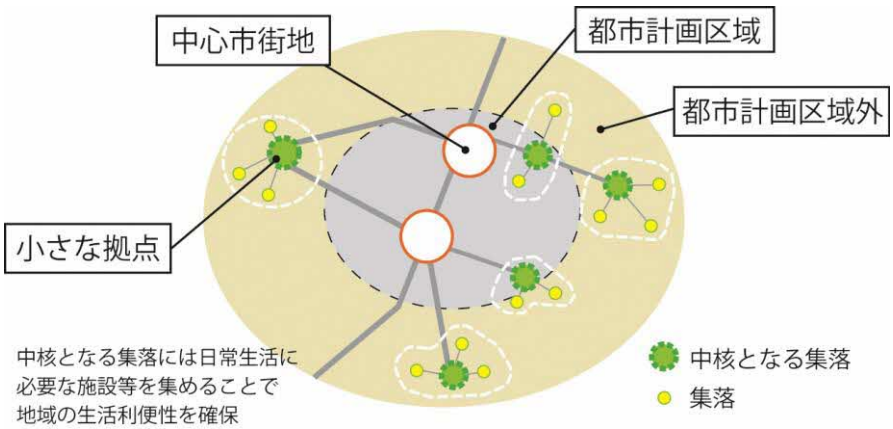

3. 目指すべき将来都市構造

まちづくりの目標に基づき、拠点やネットワークの確保、豊かな自然環境と共生する都市構造の形成に向け、町全域の都市構造を以下のとおり設定しました。都市構造の設定にあたっては、人口の集積や医療・商業・福祉や公共施設等の施設の充足状況や、公共交通路線等の把握から、川本町において重要な拠点やネットワークを川本都市計画区域マスタープラン等を参考にして設定しています。

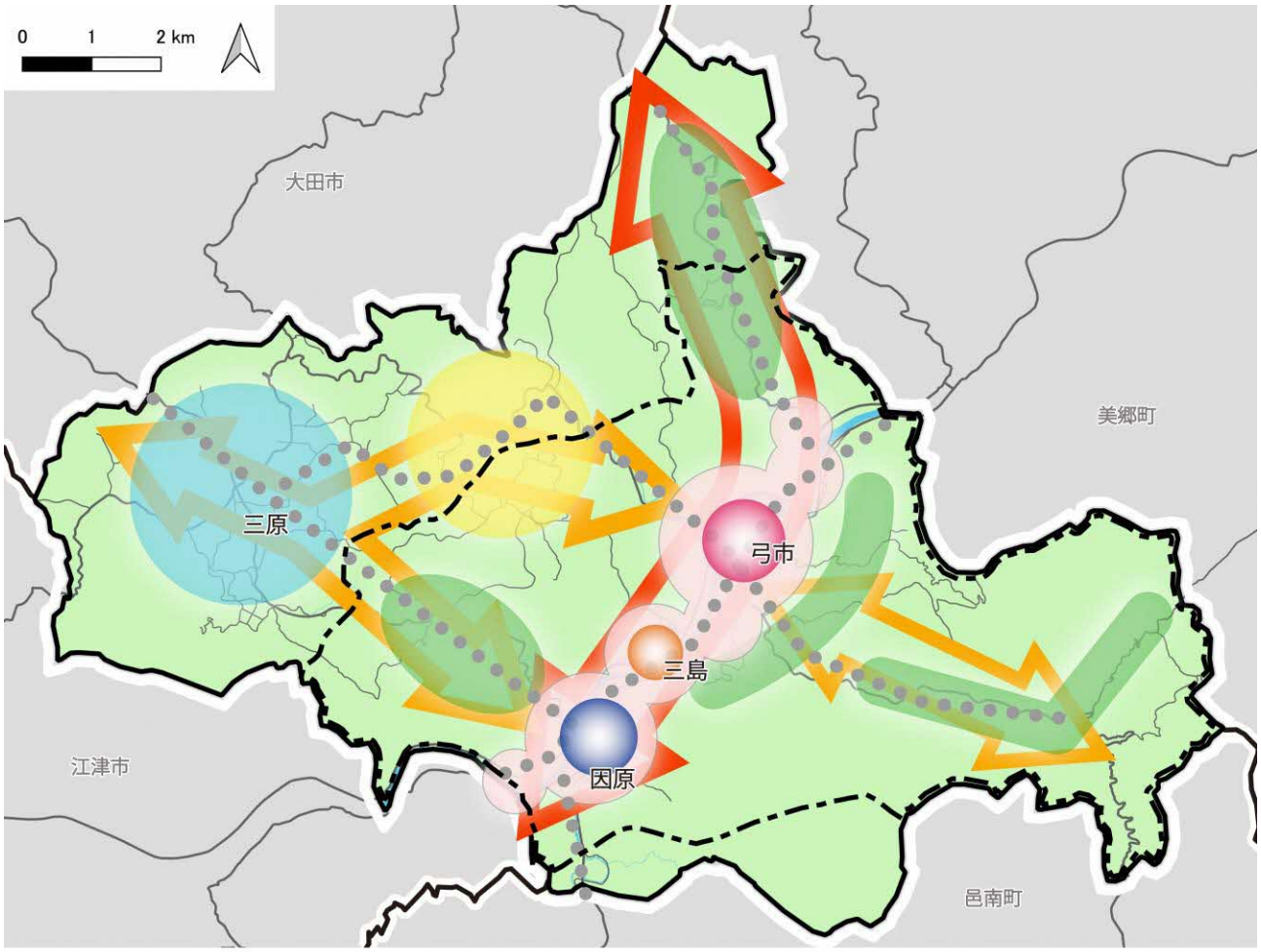

凡　　例					
拠点	中心拠点	エリア	江の川沿いエリア	立地適正化計画区域	都市計画区域
	スポーツ交流拠点		旧三原村エリア		
	広域交流拠点		旧三谷村エリア		
連携軸等	広域連携軸		県道沿い等居住エリア		
	都市連携軸		自然環境保全エリア		
	公共交通ネットワーク				

（1）拠点の位置づけ

①「中心拠点」： 弓市地区

- 人口及び行政施設をはじめとする都市機能が集積した、弓市地区を町の「中心拠点」と位置づけ、都市機能の拡充を進め、活力のある市街地を形成します。
- 町民等が交流し、にぎわいのあるまちづくりを進めていくため、交流機能の強化に努めます。
- 本町の拠点として町内各地域との往来の利便性を向上するため、交通機能の強化に努めます。

②「スポーツ交流拠点」： 三島地区

- 都市公園である川本公園や社会体育施設を有し、弓市-因原地区を結ぶ生活利便性の高いエリアであるため、スポーツ交流拠点として維持・充実を図ります。

③「広域交流拠点」： 因原地区

- 商業施設が集積し、生活利便性が高く、町外からの来訪者も多いため、経済交流拠点・交通拠点として維持・充実を図ります。

（2）連携軸等の位置づけ

① 周辺の都市間を結ぶ「広域連携軸」： 国道261号、川本波多線、仁摩邑南線

- 山陰と山陽を結ぶ国道261号及び主要地方道川本波多線、仁摩邑南線を本町と周辺都市を連絡する南北・東西の基軸として位置づけ、地域間交流の促進や観光ネットワークを形成する広域幹線軸として強化します。

② 都市内の拠点・地域間を結ぶ「都市連携軸」： 温泉津川本線、川本大家線、大田桜江線

- 上記の「広域連携軸」を補完し、町内の各拠点・地域間を結ぶ都市連携軸として位置づけ、生活や産業振興に寄与するネットワークを形成します。

③ 市街地内の交通を処理する「市街地内交通軸」： 都市計画道路等（本町線、新町日の出線など）

- 日常の暮らしに密着した道路として、公共交通の確保、自転車や歩行者交通の安全性確保など、地域特性に応じた整備・維持管理を行います。

④ 公共交通ネットワーク

- 「中心拠点」、「広域交流拠点」及びその他の集落地を利便性の高い公共交通ネットワークでつなぎ、拠点間及び拠点・集落間の連携を高めます。

（3）エリアの位置づけ

①江の川沿いエリア

- エリア内に町の人口の大部分が集積しており、弓市地域と因原地域にそれぞれ都市機能と居住地が集約したコンパクトなまちが形成されています。
- 町の中心地として今後も人口維持を図るため、拠点間や他エリア・近隣市町との公共交通の更なる充実や各拠点内に立地する都市施設の維持・充実を図ります。

② 旧三原村エリア

- エリア内に「三原まちづくりセンター」が立地しており、三原地域の住民のコミュニティや地域づくり活動の拠点としての機能の維持・充実を図ります。

③ 旧三谷村エリア

- エリア内に温泉施設「弥山荘」、介護予防拠点施設「悠湯プラザ」、農林漁業体験施設「笹遊里」が立地しており、これら施設を活用した地域の活性化を図ります。

④ 県道沿い等居住エリア

- 集落間の連携を深め、中心部までの移動手段である公共交通機関の維持・充実を図ることで、持続可能な居住地としてのエリア形成を目指します。

⑤ 自然環境保全エリア

- 町域の大部分を占める良好な山林等をエリアとして位置づけ、水源涵養等の機能を持った重要な自然資源として保全を図ります。

4. まちづくりの分野別方針

前述した本町のまちづくりの目標、将来都市構造の実現に向けて、具体的に取り組むべき分野別の方針を示します。

1 土地利用の方針

土地利用の基本方針については、生活、産業、自然などがバランス良く配置され、それらが有機的に結びつきながら都市が健全に維持・発展するために、川本町都市計画区域マスタープラン等の上位計画と整合性を保ちながら、以下の方針に基づいて、目指すべき将来都市構造の実現を目指します。

（1）中心市街地

効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図ります。また、木造住宅密集地においては、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図ります。

（2）周辺住宅地

既に計画的な住宅地が整備されている地区について、良好な居住環境の増進・維持を図ります。

（3）その他の住宅地・集落

三原地域については住民のコミュニティや地域づくり活動の拠点としての機能の維持・充実を図ります。また、県道沿いや山間部に点在する小規模な集落については、豊かな自然資源を活かした農林業等産業の振興を図るとともに、点在する集落間の連携強化を図ります。

（4）商業地

弓市地域の商業地は商業・業務施設が立地しており、本町の商業業務機能の中心を担う地区ですが、近年は人口の減少や周辺地域への消費者の流出に伴い、商業機能の低下が進んでいます。このため、魅力ある町並みや、良好な市街地環境の形成を図り、都市機能の再生・強化を目指します。

因原地域の商業地はドラッグストア、ホームセンター等が集積し、生活利便性が高く、町外からの来訪者も多いため、経済交流拠点、交通拠点として維持・充実を図っていきます。

（5）山地・丘陵地

市街地の背後に広がる丘陵地については、身近に接することができる緑として、また都市の風致を形成するなど都市の良好な環境形成に寄与する緑地として保全を図ります。

２ 道路・交通の方針

（1）交通体系の整備方針

本町の現況の道路網体系は、山陰と山陽を結ぶ広域的主要幹線道路国道261号が区域の南西部を通過しており、本区域と陰陽の都市を連絡する動脈としての役割を果たしています。また、国道261号と併せて都市の骨格をなす東西軸として主要地方道川本波多線が配置されており、この二つの主要幹線道路により周辺の各都市との機能連携・分担を図るとともに、区域内の主要な市街地や集落の連絡軸を形成しています。

また、これらを補完する幹線道路として主要地方道仁摩邑南線や温泉津川本線が南北に延びており広域連絡網としての役割や区域内集落の連携を維持する役割を果たしています。

近年は、川本波多線の整備の進捗に伴い、区域内の各地域の連携強化が図られるとともに、都市基盤の整備が進められており、今後も沿線の土地利用等との整合を図りながら、交通網の整備を引き続き進める必要があります。

【道路整備の方針】

〇広域交通・都市幹線道路網を確立する路線

国道261号、川本波多線、仁摩邑南線、温泉津川本線は町内や町外とのアクセスに寄与する路線であるため、道路管理者である島根県と連携して維持管理に努めます。

〇市街地内幹線道路網を確立する路線

市街地内交通を処理する環状道路網である、本町線、新町日の出線、及び新町城山線についても、日常の暮らしに密着した道路として維持管理に努めます。また谷地区の治水事業による住宅地としての整備に伴い、新市街地の幹線道路として新町城山線を道路管理者である島根県と連携して整備します。

（2）交通体系の整備方針

公共交通網については、通院・買物・通学といった基本的な移動や、サロン活動、地域活動等の身近な移動が快適に行える環境を整備し、安心して暮らし続けていくことのできる公共交通の構築を目指します。また、広域的な移動の為の路線である広域幹線についても、一定の運行水準の維持を図ります。

３ 水と緑と環境の方針

（1）自然環境全般の整備方針

本町の大部分が山林であり、河川と併せて様々な動植物が生息し、多用な生態系を形成しています。豊富な山林資源と江の川流域における交通・輸送に適した地理的特性から、周辺には中世以降のたたら製鉄跡や山城が数多く存在し、歴史的・文化的資源に富んでいます。これらの豊かな自然環境に包まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、自然的環境の整備・保全を図ります。

（2）河川の整備方針

本町は、一級河川江の川が貫流し、その間に多くの支川が合流している。江の川の治水対策については、令和5年に国土交通省 中国地方整備局より策定された「江の川中下流域マスタープラン（第2版）」に基づき、洪水の安全な流下を図るための河川改修等を行います。

その他の中小河川については江の川の改修状況を勘案しながら、必要に応じて河川改修及び内水対策を図ります。

また各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めます。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努めます。

（3）公園の整備方針

川本公園を町の総合的な公園として、機能の維持・充実を図ります。また、その他の公園や緑地については、レクリエーションや運動、憩いの場としてさらなる充実を図ります。

（4）脱炭素に向けたまちづくり方針

本町では、持続可能な未来を目指し、脱炭素を重視したまちづくりについても推進していきます。

4 安全・安心の方針

（1）都市防災の方針

都市防災は、大雨、台風などによる風水害や地震などの自然災害及び、大規模火災や交通事故、危険物災害などの人為的災害から、町民の生命や財産、生活を守るため、ハード・ソフト両面から防災対策を実施し、安全・安心な都市の構築を図るものです。

近年では、地球温暖化に伴う気候変動などにより、全国各地で大規模な自然災害が発生しています。

また、東日本大震災、豪雨災害など激甚化する自然の脅威に対しては、都市基盤の整備によるハード対策のみでは完全なるリスク回避は困難であり、町民の防災意識の向上や地域で助け合う防災体制の強化などソフト対策が重要となります。

そこで、様々な災害から町民の生命と財産を守るため、災害を防ぐ“防災”に加えて被害を最小限に食い止める“減災”の考え方のもと、災害に強い都市基盤の整備や市街地を構築するとともに、自助・共助・公助による防災体制を強化し、安全で安心して暮らせる都市づくりを推進するために、「川本町地域防災計画」や「国土強靭化計画」及び後述する本計画での「防災指針」に基づき、災害に強い都市づくりを推進していきます。

また前項でも述べた河川に関する治水については、令和5年に国土交通省 中国地方整備局より策定された「江の川中下流域マスタープラン（第2版）」に基づいて治水事業と連携したまちづくりを進めます。

（2）福祉のまちづくり方針

本町において、人口減少などによる過疎化、世帯数の減少、集落の高齢化等により、かつての家庭や地域の相互扶助機能が弱体化しており、地域での生活や将来の生活への不安が大きくなっている状況のため、福祉に関するニーズは多様化・複雑化しています。このような問題を解決していき、町に住むすべての人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいき暮らすため、「川本町地域福祉計画」等に基づいて、地域住民・行政・社会福証議会・事業者・ボランティア・中間支援組織など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり助け合える福祉のまちづくりを推進していきます。

5 住宅と住環境の方針

(1) 住宅整備の方針

本町ではすべての町民が安全、安心そして快適に暮らすことができる住まいと持続可能な地域の形成を目指して、令和5年に住生活基本計画を策定しており、計画内で定めた基本理念「いつまでも住み続けられる、そして住み継がれる住宅・住環境の創造」及び、以下の目標・将来フレームを踏まえた住宅施策を展開・推進していきます。

	基本方針
〈目標1〉 多様なニーズに対応できる 住宅・宅地づくり	【1】住宅・宅地供給の推進 【2】生活利便性の高い地域への居住誘導の推進 【3】若者・子育て世帯の定住促進 【4】住宅確保要配慮者世帯の居住の安定確保 【5】UI ターン世帯への居住支援 【6】空家の有効活用
〈目標2〉 安全・安心・快適な 住宅・住環境づくり	【1】住宅の安全性の確保 【2】良質な住宅ストックの形成 【3】災害に強い住環境の形成 【4】地域特性に応じた住環境の整備

将来フレーム

【目標人口】

	令和2年(国勢調査)	令和14年度
人　口	3, 226人	2, 890人

【住宅施策規模(必要住宅戸数)】

必要住宅戸数 (R5～R14)	持ち家 (新築)	持ち家 (中古住宅)	民間賃貸住宅 (戸建て借家)	民間賃貸住宅 (アパート)	町営住宅・ 定住促進住宅
210	25	25	35	45	80

出典:川本町住生活基本計画

(2) 水道の整備方針

川本町水道ビジョンで示される水道事業の基本的な方針「安全で安定した水の供給」のもと、引き続き以下の施策を推進していきます。

- 経営基盤の強化と計画的な事業の推進
- 安心・安全な給水の確保
- 安定した給水の確保と災害・非常時対策
- 水道サービスの充実

第4章　居住誘導区域

1. 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のことです。

川本町では以下の方針に基づいて、居住誘導区域を設定します。

＜方針1＞
居住や都市機能が集積している区域を設定します 将来にわたり人口密度の維持を図る区域のため、町内において人口密度が高い区域及び既存の都市機能増進施設※等のまとまりがある区域を居住誘導区域として設定します。 ※都市機能増進施設：都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの
＜方針2＞
都市の中心拠点及び生活拠点に比較的容易にアクセス可能な区域を設定します 方針１で示した居住・都市機能の集積地に高齢者などであっても、比較的容易にアクセス可能なエリアも居住誘導区域の設定エリアに含めます。
＜方針3＞
居住に適さないエリアは居住誘導区域に含めないこととします 安全・安心なまちづくりを進め、災害リスクの低いエリアへ居住を誘導する必要があるため、災害リスクの高いエリアは居住誘導区域に含めないこととします。ですが、河川沿いに居住集積地が立地する本町の特性上、全ての災害リスクを含めないことは不可能であり、ハード・ソフトの両面からの防災対策を前提として、一部の災害リスクを有するエリアを居住誘導区域に含めます。

2. 居住誘導区域の設定

（1）都市計画運用指針・都市再生特別措置法に示される条件に基づく基本エリアの検討

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、都市計画運用指針※で示されている項目に対して本町では以下のような設定を行い、居住誘導区域になり得る基本エリアとして絞り込みました。

※都市計画運用指針とは、国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示したもの。

居住誘導区域を定めることが考えられる区域	
都市計画運用指針（第12版）での項目	町の設定の考え方
・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域	令和2年国勢調査での人口20人以上の250mメッシュ範囲及びメッシュの500m圏域※ ※高齢者徒歩圏
・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域	
・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域	その他、上記設定エリア内・近辺での住宅集積地など

居住誘導区域になり得る基本エリア

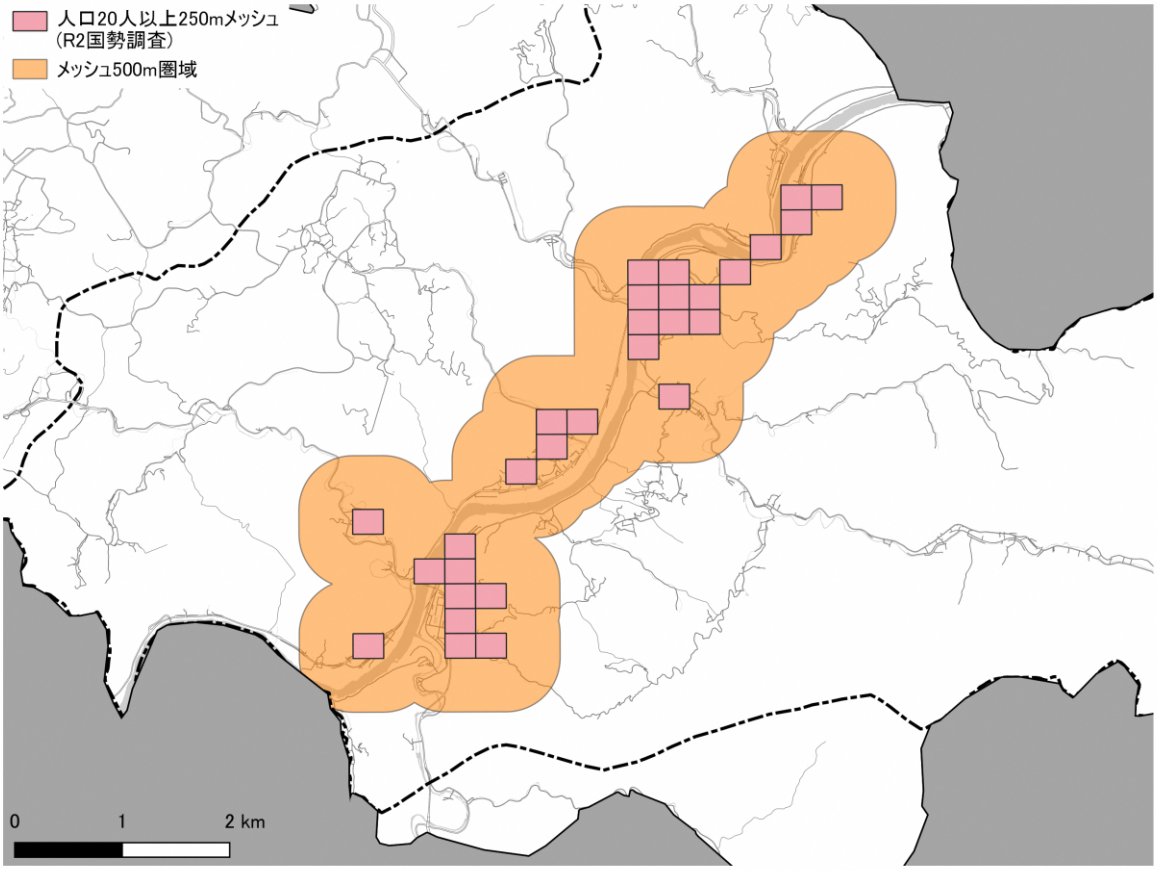

（2）区域に含めない災害等エリアの抽出

①居住誘導区域に含まないこととされている区域（都市計画運用指針・都市再生特別措置法）

居住誘導区域に含まないこととされている区域	
種別	根拠法
・建築基準法に指定される災害危険区域	・建築基準法 第39条
・農用地区域	・農業振興地域の整備に関する法律 第8条
・森林法に指定される保安林の区域	・森林法 第25条
・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	・土砂災害防止法 第9条
・地すべり防止区域	・地すべり等防止法 第3条
・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地法 第3条

これら区域については、居住誘導区域には**含めません**。

居住誘導区域になり得る基本エリア

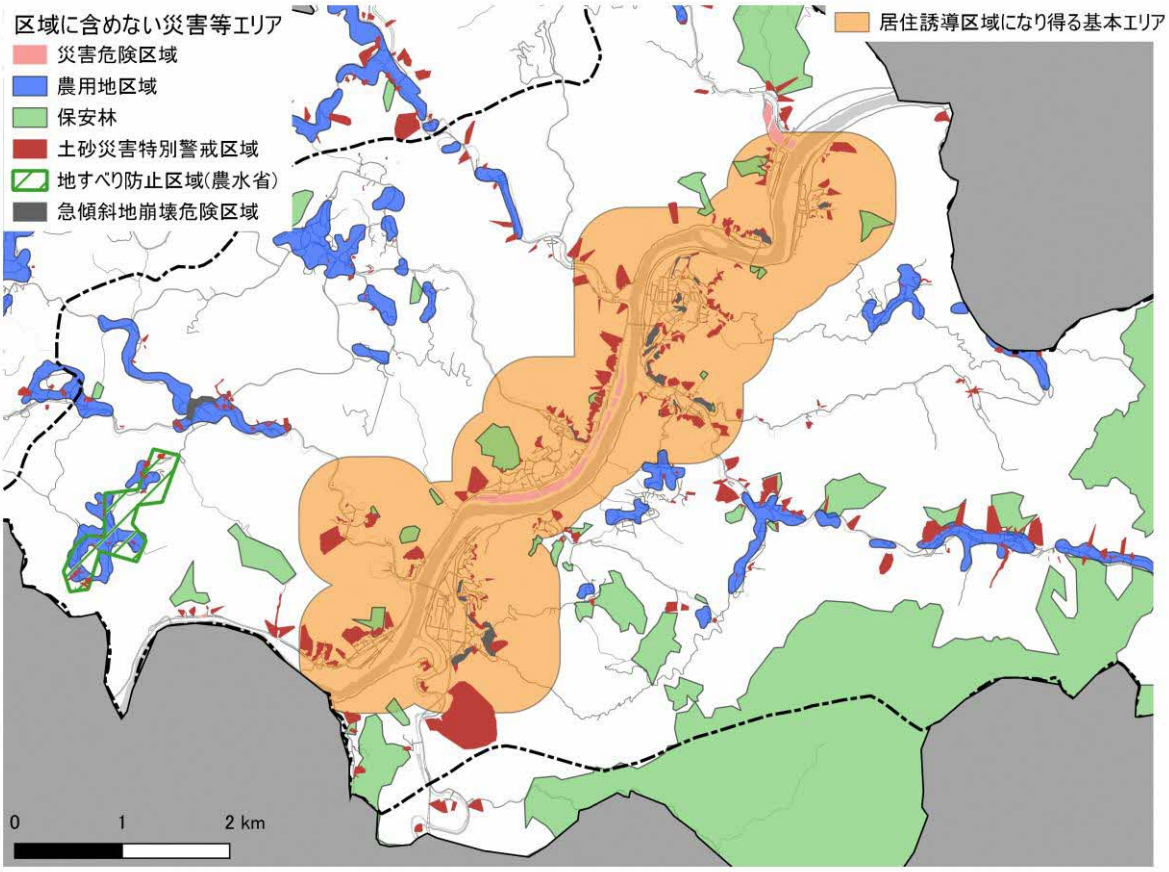

②居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針・都市再生特別措置法）

居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	
種別	根拠法
・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） ・洪水浸水想定区域 ・家屋倒壊等氾濫想定区域	・土砂災害防止法 第7条 ・水防法 第14条 -（洪水浸水想定区域図作成マニュアル(国)）

これらの区域については、居住誘導区域に含めないようにすると、町の既存市街地の大部分が居住誘導区域外となるため、ハード・ソフトの両面からの防災対策を前提として、一部の区域を居住誘導区域に**含めます**。

居住誘導区域になり得る基本エリア

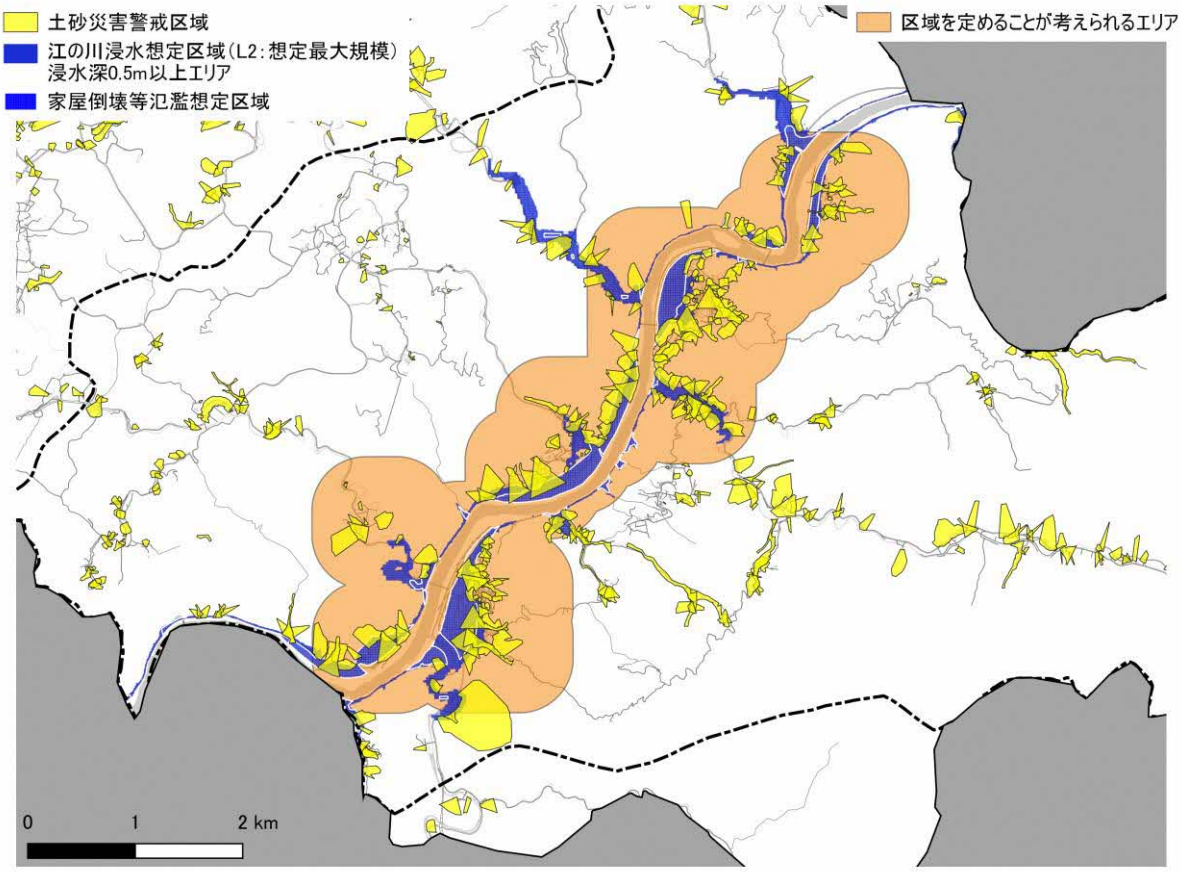

（3）既存の居住や都市機能施設の配置、現在の土地状況等からの追加除外

居住誘導区域の設定における留意すべき事項として、都市計画運用指針では「今後人口減少が見込まれる都市や既に人口減少が進みつつある都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべきである。また、原則として、新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではない」とされており、都市的な土地利用を行う際に、新たな宅地開発や道路・下水道の整備が必要なエリアや、自然的土地利用（河川・山林等）といった居住用途以外の利用がされているエリアなどについては、効率的な都市経営を促進するために、原則、居住誘導区域に**含めない**こととしました。

＜追加除外した範囲＞

・自然的土地利用（河川・山林等）のエリア　※今後都市的な活用が見込まれないエリア

・その他、過去事例から内水被害の恐れがある等、町が居住誘導区域に含めないと判断するエリア

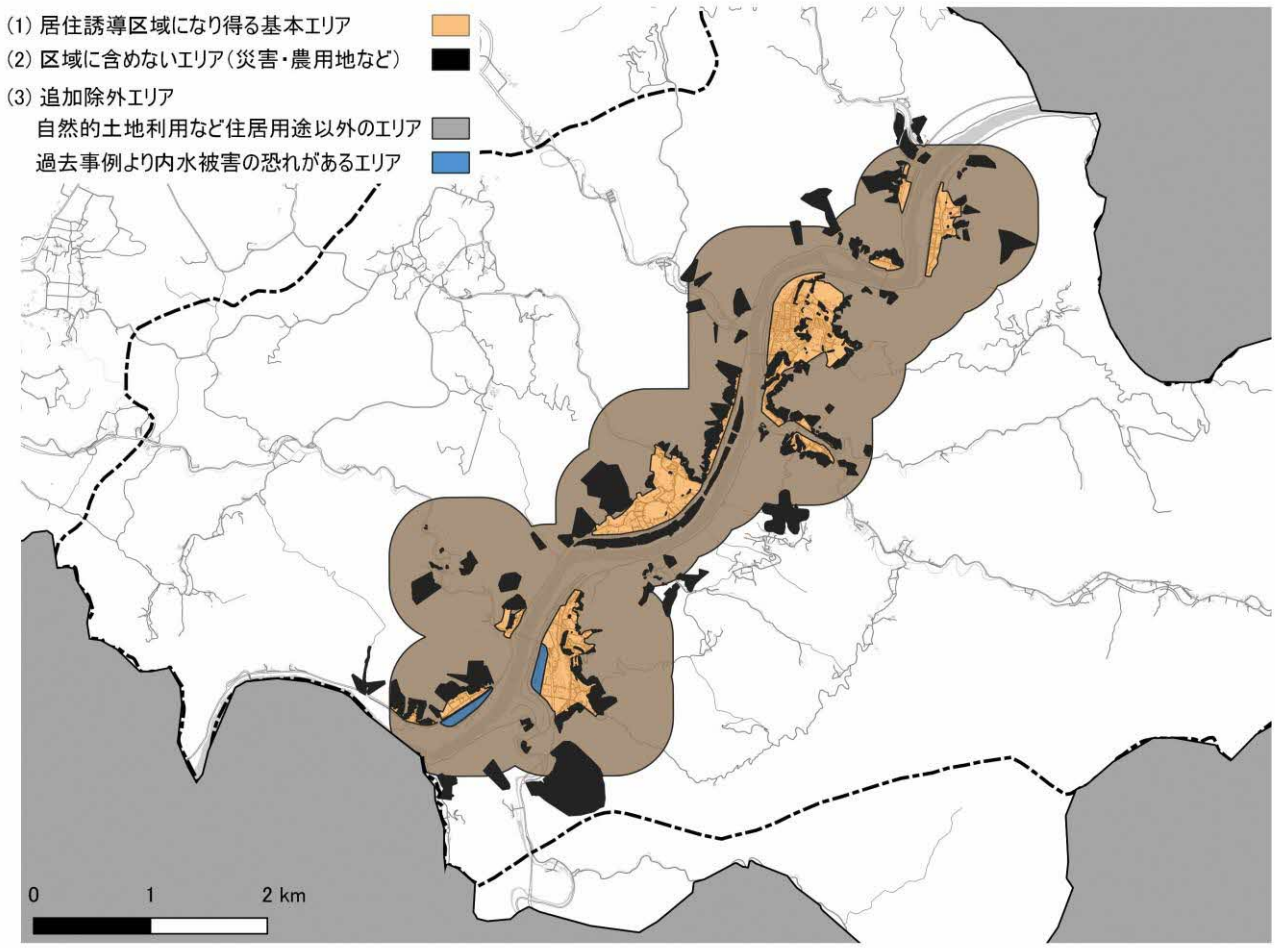

（4）居住誘導区域の設定

前述の検討を踏まえ、居住誘導区域を下図の通り設定します。

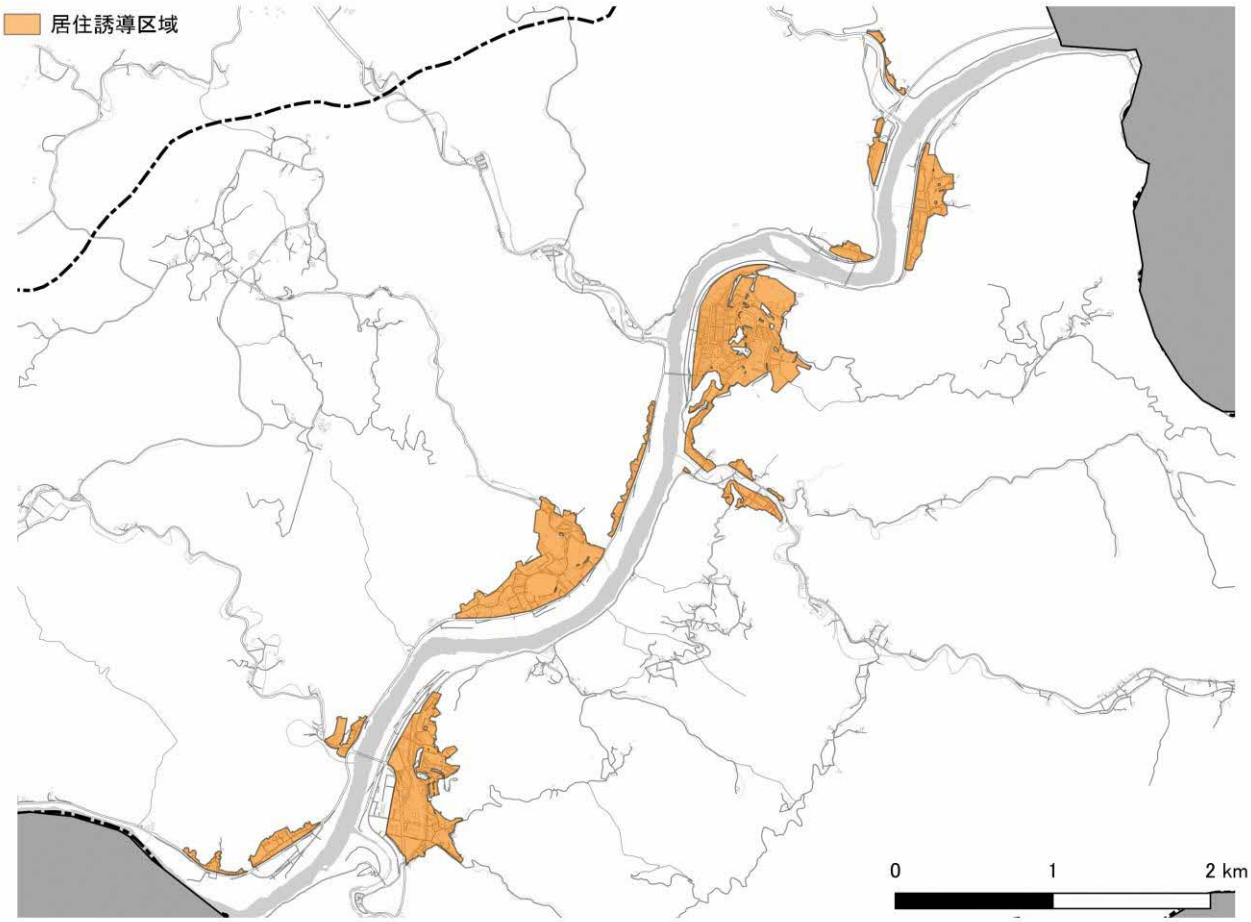

区域	区域面積	居住誘導区域の面積割合
川本町 町域	10,643.0 ha	約1.2%
都市計画区域	6,736.0 ha	約1.9%
居住誘導区域案	127.7 ha	-
（参考：用途地域）	41.0 ha	-

3. 居住に関する誘導施策

居住誘導区域への居住促進の取組

居住誘導区域においては、居住の維持や区域内への新たな居住者の流入を図るため、以下の施策に取り組みます。

（1）快適に暮らせる良好な居住空間の創出

・ 民間による宅地開発の促進

持ち家取得（新築）の需要に応えるため、民間活力を利用した住宅・宅地の供給を促進します。 町内外の民間事業者に対し、既存の制度や活用可能な町有地の情報を周知するとともに、必要に応じて民間事業者の住宅・宅地供給への参画機会を増やしていくための新たな制度の創設等を検討します。

・ 公共による宅地開発の実施

民間による宅地開発が難しい場合には、公共による宅地開発を実施し、宅地の供給を行います。宅地の供給にあたっては、生活利便性及び災害に対する安全性を考慮し、用途廃止が予定されている町営住宅跡地（古布毛団地）等を想定します。

・ 住まい確保の支援

町内の子育て世帯をはじめ、ライフステージに応じ新築や中古住宅の取得・リフォーム等新たな住まいの取得を希望される方への支援を進めます。

・ 利便性の高い地区への居住を促進するための支援策の実施

生活利便性の高い地域への居住を誘導すべき地区においては、本計画の策定並びに関連事業の活用などにより、都市計画と連動したさらなる都市機能の集積と生活基盤整備を促進します。

あわせて、区域内の低未利用物件（空き家・空き土地・空き店舗）の利活用が図られるよう、具体的な支援策について検討を行います。

・ 公営住宅の計画的な改善の実施及び適切な維持管理

低所得世帯をはじめとする住宅確保要配慮世帯の住宅セーフティネットとして、中長期的な需要を見据えながら適切な戸数の公営住宅を供給していきます。

また、公営住宅の中には、建設年度が古く老朽化が進む住宅や、設備水準の低い住宅があるため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、継続管理予定の住宅については、住棟・住戸設備の改善事業を計画的に進めるとともに、適切に維持管理していきます。

（2）公共交通の維持・充実

・ バス路線間の接続強化

広域幹線（川本線）や地域間幹線（江津川本線・川本美郷線、邑南川本線）と一般の地域内移動を担う「まげなタクシー」間の接続を改善します。また、法改正や運転手不足等に伴い生じる減便等についても近隣市町と連携を図り、利便性確保に努めます。

・ 交通拠点の整備・充実

旧石見川本駅舎は、広域幹線、地域間幹線、地域内路線の起終点・交通結節点として機能しており、一日約75 の発着があります。一方で各路線間の接続において、どうしても待合時間が発生する場合があるため、トイレや待合室等、待合時間を快適に過ごせるような環境整備が求められます。

県道川本波多線の新ルート決定や加藤病院移転に伴い、弓市地内の交通流動性等に変化が生じることが見込まれるため、弓市地区のまちづくりと併せ旧石見川本駅や加藤病院跡地等を活用した交流・交通拠点の整備を進めます。

また、商業施設が集積する因原地区での交流結節点である「道の駅かわもと」についても待合環境を改善し、公共交通を利用した買物等の利便性向上を図ります。

・ 加藤病院移転に対応したバス運行ルートの再編

加藤病院は地域住民の利用の多い医療機関ですが、移転によって現状より立ち寄り便数が少なくなること、一定の便数がある現状のバス停から徒歩で通院しにくくなることなどから、各種バスの運行ルートを変更して通院目的の交通利便性を高めていきます。

・ 持続可能な運行組織・運行形態の構築

現在、「川本町スクールバス」の運行は地域の運送事業者に委託し、「まげなタクシー」の運行はタクシー事業者が担っています。コロナ禍前はバスやタクシーのドライバー不足が深刻な状況でしたが、コロナ禍での高速バス運行の縮減等によってドライバー不足が一時的に回避されてきました。しかし、今後は再び深刻な問題となることが予想されることから、運行を受託する民間事業者を支援し運転等の広範な業務を担う人材の確保・育成に努めます。

運行組織の基盤強化や効率的な人員配置を行うため、川本町スクールバスの運行にとどまらずタクシー事業者や福祉事業等と連動した総合的な移動サービスの展開の可能性を検討します。

タクシー事業についても貨客混載、AI デマンドによる運行や定額制導入等で経営の高度化を図るなど、効率がよく利便性・収益性の高い運行のあり方を検討し、持続可能な運行形態を目指します。

（3）安心・安全なまちづくりの推進

・ 地域運営の仕組みづくりの推進

持続可能な地域運営を進めるため、今後の地域のあり方について話し合い、地域で暮らす上での困りごとに対して、住民が主体となって暮らしの維持や活性化の取り組みを行う仕組みづくりを進めます。

地域住民が主体となった将来ビジョンや具体的な活動計画の作成を検討し、それらに基づいた地域課題解決に向けた取り組みを持続的に行うための住民主体の組織（地域運営組織）の形成に向けた支援を行います。

・ 江の川流域の治水対策の推進

現在整備中の谷地区、瀬尻・久料谷地区の宅地嵩上げを進め、川本地区の堤防整備、因原地区の内水排除対策、日向地区の治水対策については引き続き要望活動を強化するとともに、各地区協議会と連携して、まちづくりを踏まえたストック効果の高い地区整備計画の策定を進めます。

～治水対策事業完了後のイメージ図～

○ 谷地区

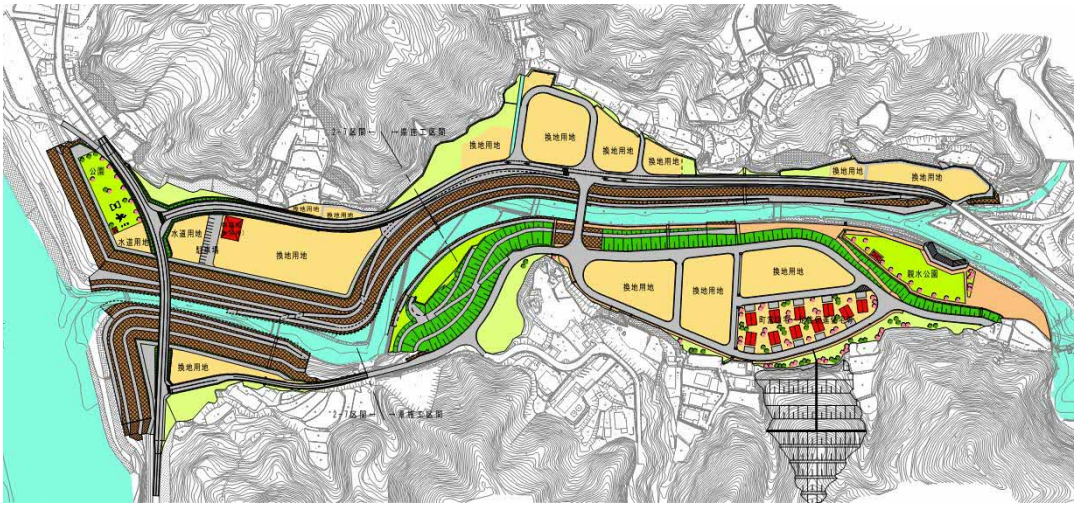

○ 瀬尻・久料谷地区

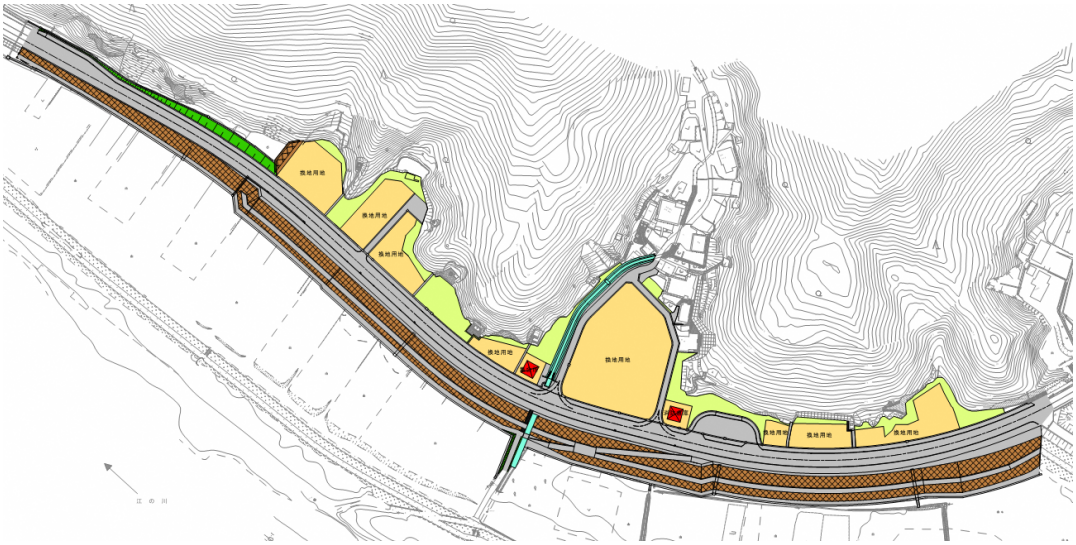

・ 空き家の適正管理と危険空き家の除却の促進

安全面や衛生面で周辺に危険や悪影響を及ぼしている空き家の所有者に対し、改善指導や除却に対する補助金制度の情報提供を行い、老朽危険空き家の除却を促進します。

（令和6年度時点）

事業名	概　要	補助額（上限額）
川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金	周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽危険空き家の除却に対する経費の一部を補助	1/2（100 万円）

・ 災害の危険性及び災害時の避難に関する情報の周知

本町には、豪雨時に浸水が予想される地域や土砂災害の恐れがある地域、また、住宅が密集する地域など、災害の発生時に大きな被害を受ける可能性がある地域が数多く存在しています。

こうした地域の防災・減災に向け、ハザードマップ、防災ガイドブック、ホームページ等により各種災害の被害想定や避難場所、災害への備えや災害発生時にとるべき行動など、災害及び防災に関する知識・情報を周知します。

・ 住宅の耐震化に関する情報の周知・相談体制の充実

本町には、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅が数多くありますが、住生活基本計画策定時のアンケート結果から耐震化に関する町民の関心は低い状況にあります。

耐震性に問題のある木造住宅の安全性を確保していくため、耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化に関する情報のより一層の周知と相談体制の充実を図り、既存住宅の耐震化を促進します。

4. 居住誘導に関する届出制度

都市再生特別措置法第88条第1項に基づき、立地適正化計画の計画区域である都市計画区域内の居住誘導区域外において、以下の開発行為等を行おうとする場合、これらの行為に着手する30日前までに行為の種類や場所等について、町への届出が義務付けられます。これにより、町は住宅開発等の動きを把握でき、開発者は居住の誘導のための施策を知り、調整等を行う機会として活用できます。

届出の内容によっては、居住誘導区域内における住宅の立地の誘導を図る上で支障があると認められるときには、住宅等の立地を適正なものとするために勧告を行う場合があります。

【居住誘導区域外で届出の対象となるもの】

開発行為

① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が 1,000 ㎡以上のもの

③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為※

①の例示

3戸の開発行為

届出必要

②の例示

1, 300㎡1戸の開発行為

届出必要

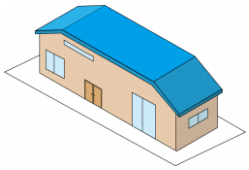

800㎡2戸の開発行為

届出不要

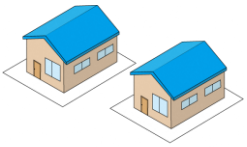

建築等行為

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合※

③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示

3戸の建築行為

届出必要

1戸の建築行為

届出不要

○ 上記2つの届出内容を変更する場合

※立地適正化計画の公表日現在、住宅以外で人の居住の用に供する建築物を定める条例はありません。

第5章　都市機能誘導区域

1. 都市機能誘導区域の設定方針

都市計画運用指針には「都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき」とされています。

しかしながら、本町においては、居住誘導区域外にも居住地が分散しており、都市機能誘導区域は都市機能増進施設等を誘導する区域ではあるものの、すべての施設を区域内に誘導した場合、居住誘導区域外に居住する住民の日常生活に支障が生じることも予想されます。

上記を踏まえ、誘導する施設の内容についても考慮し、以下の方針に基づいて、都市機能誘導区域を設定します。

＜方針1＞
居住誘導区域内において区域を設定します 都市計画運用指針に従い、前章で設定した居住誘導区域内で都市機能誘導区域を設定します。 ※法的な規制や防災上で除外すべきエリアは除外済
＜方針2＞
既存の都市機能増進施設が集積している区域を原則、設定します 全ての居住誘導区域内において、都市機能誘導区域を設定するのではなく、都市機能増進施設が集積しているエリアを既存施設の維持・充実を図るため区域に設定します。
＜方針3＞
今後、都市機能の移転や集約が考えられるエリアも設定する 上記の方針に加えて、町内で今後都市機能の移転や集約等が考えられるエリアについても区域に設定します。

2. 都市機能誘導区域の設定

前述の設定方針より、弓市・谷地域、三島地域、因原地域において都市機能誘導区域を下図の通り設定します。

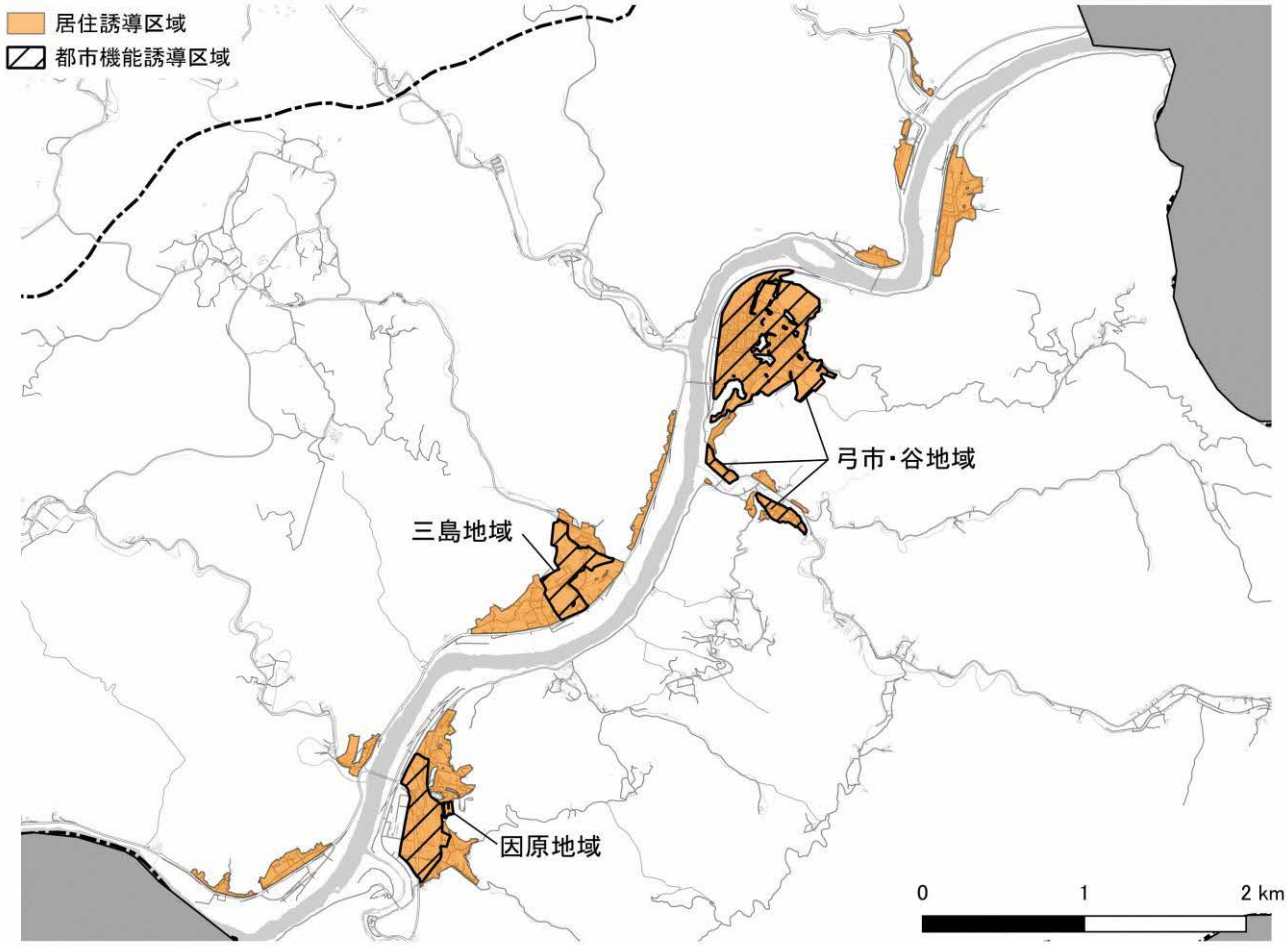

地域	区域	区域面積	面積割合
弓市・谷	居住誘導区域	45.6 ha	-
	都市機能誘導区域	42.3 ha	92.8%
三島	居住誘導区域	27.9 ha	-
	都市機能誘導区域	10.9 ha	39.0%
因原	居住誘導区域	27.7 ha	-
	都市機能誘導区域	14.3 ha	51.6%

3. 各都市機能誘導区域の方向性

（1）弓市・谷地域

【区域の方向性】

弓市地域は本町の行政・医療機能を担うエリアであり、第6次総合計画の重点プロジェクトとして、コンパクトタウン弓市の魅力向上の推進が検討されています。また、谷地域についても治水対策として宅地嵩上げ事業を進めています。これら地域の都市機能増進施設が立地するエリア、今後誘導を図るエリアを弓市・谷地域の都市機能誘導区域に設定します。

既存の各都市機能増進施設や町民交流の促進を図る都市機能の維持・強化を図ります。また、各地域からの施設利用を促進するため、公共交通網の利便性向上も図ります。

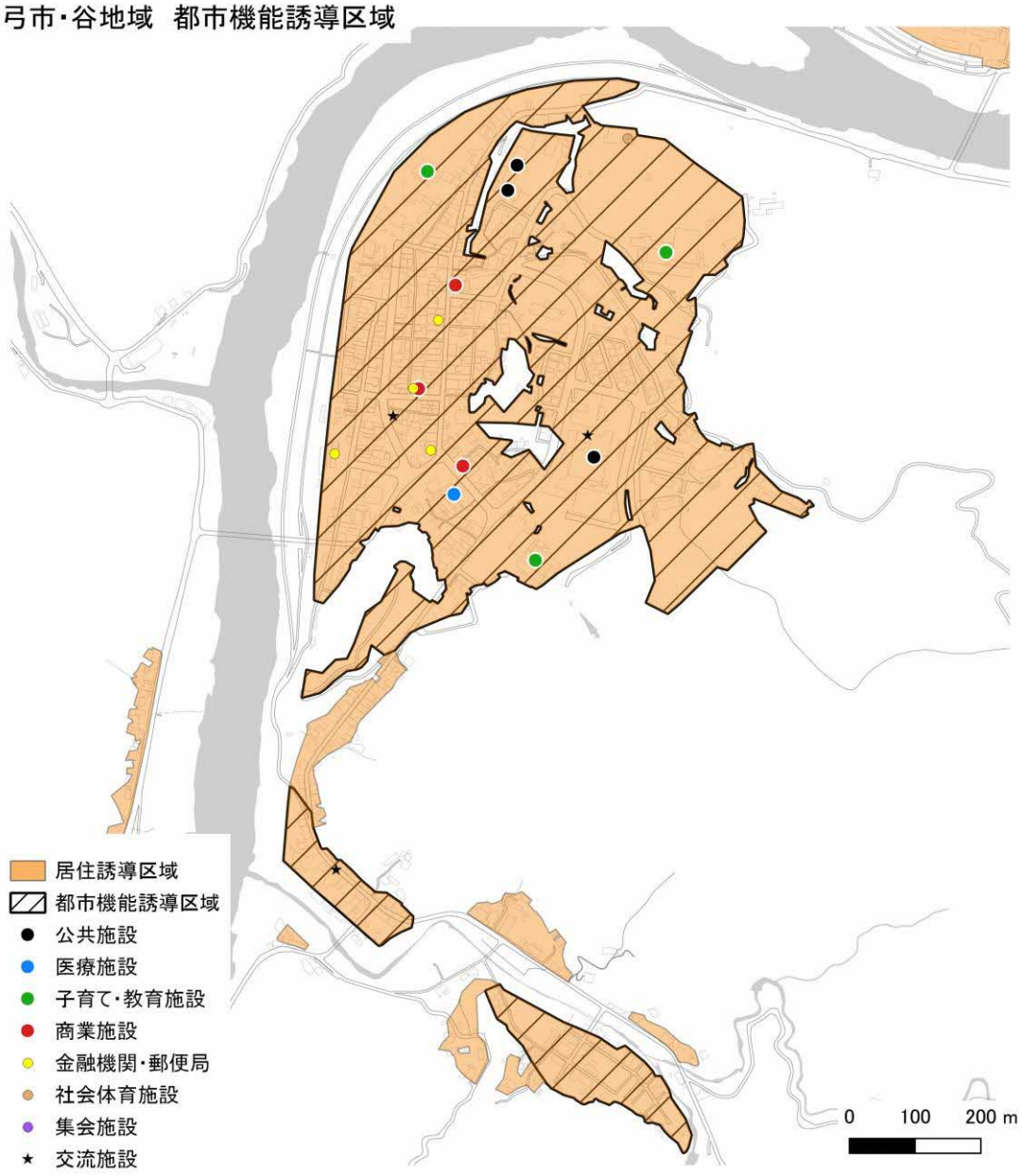

（2）三島地域

【区域の方向性】

地域内に都市公園として指定される川本公園を有しており、この公園や社会体育施設（川本公園野球場、川本町民プール）及び川本中学校、交流センター等を包含するエリアを三島地域の都市機能誘導区域に設定します。

上位計画である都市計画マスタープランでスポーツ・レクリエーションとしての拠点機能を有した地域として位置づけられているため、既存の社会体育施設を中心とした都市機能増進施設の維持・強化を図るとともに、町民交流の促進を図る都市機能の誘導を行います。

（3）因原地域

【区域の方向性】

因原地域はスーパーやドラッグストア等の商業施設が集積し、交流機能を有した道の駅も立地しています。これら商業施設や交流センター等を包含するエリアを因原地域の都市機能誘導区域に設定します。既存の商業施設を中心とした都市機能増進施設や町民交流の促進を図る都市機能の維持・強化を図ります。また、各地域からの施設利用を促進するため、公共交通網の利便性向上も図ります。

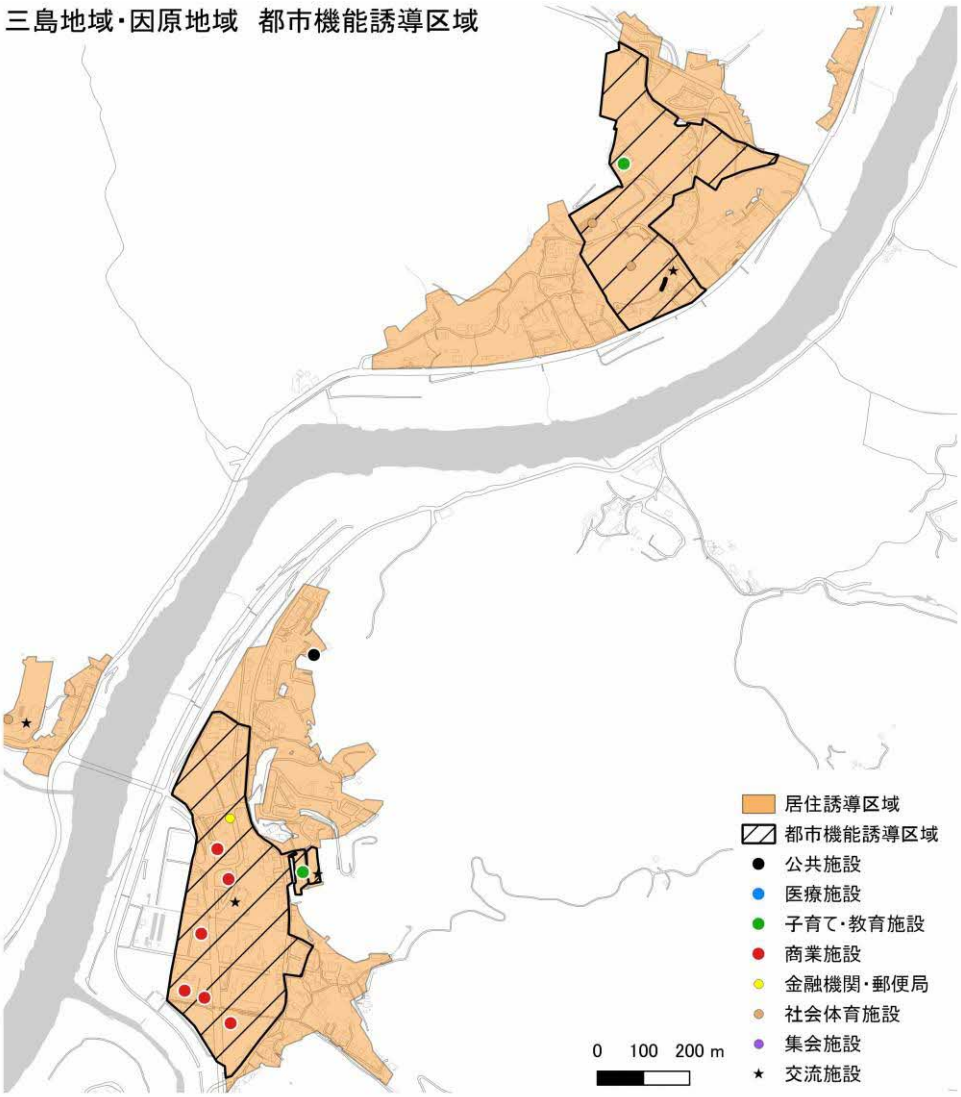

4. 誘導施設

（1）誘導施設の設定

立地適正化計画において定める誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地の維持・誘導を図る都市機能増進施設であり、当該区域に必要な施設や、具体の整備計画のある施設を設定します。本町における誘導施設は、まちづくりの方針（ターゲット）と連動した機能を設定します。

方針 1	これからも行政・交流の中心地として機能するまちづくり

⇒ 行政機能、交流機能

方針 2	効率的な都市構造の構築（コンパクト化・公共交通の充実）

⇒ 商業機能、教育・子育て機能、スポーツ・文化機能

方針 3	将来にわたり、安心・安全に暮らせるまちづくり

⇒ 医療機能、福祉機能、商業機能、教育・子育て機能

基本的には都市機能誘導区域内に立地する施設を維持の考えを基に、本町の立地適正化計画における誘導施設の及び施設の定義は、下表の通りとします。

機能の種類	誘導施設	定義
行政機能	国・県の機関	国・島根県が所管する施設
	役場	地方自治法第4条1項に規定する施設
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に規定する施設
福祉機能	特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5に規定する施設
商業機能	スーパーマーケット	生鮮食料品を取扱う店舗面積 500 ㎡以上の施設
	日用品店・ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積 500 ㎡以上の日用品店・ドラッグストア
	ガソリンスタンド	経済産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油を給油するための施設
教育・子育て機能	保育所	児童福祉法第 39 条第1項に規定する施設
	小学校・中学校	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校
スポーツ・文化機能	社会体育施設	川本町教育委員会が管理する体育施設
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設
金融機能	金融機関支店・郵便局	日本銀行法、銀行法第4条、信用金庫法第4条、労働金庫法第6条、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策金融金庫法に定める各種金融機関
交流機能	地域交流センター・観光交流センター	地域住民の交流のための施設、地区を訪れる観光客への観光案内や観光客と地域住民との交流のための施設

なお、特別養護老人ホーム以外の高齢者福祉施設等の福祉機能については、町内の各地域に満遍なく立地し、身近にサービスが提供されることが望ましいため、都市機能誘導区域内の誘導施設として設定しないこととします。

（2）誘導施設の設定

本町では都市機能誘導区域の方向性を基に、各区域において以下のように誘導施設を設定します。主には既存施設を設定し、将来にわたって現在地での立地を維持するとともに機能強化を図ります。

【弓市・谷地域 誘導施設】

機能の種類	誘導施設	都市機能誘導区域に立地する主な施設	
行政機能	国・県の機関	島根県合同庁舎	●
	役場	川本町役場	●
医療機能	病院	加藤病院	●
福祉機能	特別養護老人ホーム	-	◇
商業機能	スーパーマーケット	A コープ かわもと店	●
	日用品店・ドラッグストア	-	◇
	ガソリンスタンド	ENEOS 川本 SS	●
教育・子育て機能	保育所	川本保育所	●
	小学校・中学校	川本小学校	●
スポーツ・文化機能	社会体育施設	川本町民体育館	●
	図書館	かわもと図書館	●
金融機能	金融機関支店・郵便局	山陰合同銀行 川本支店、JA しまね川本支店、島根中央信用金庫 川本支店、川本郵便局など	●
交流機能	地域交流センター・観光交流センター	悠邑ふるさと会館、本町会館、朝霧館	●

【三島地域 誘導施設】

機能の種類	誘導施設	都市機能誘導区域に立地する主な施設	
教育・子育て機能	小学校・中学校	川本中学校	●
スポーツ・文化機能	社会体育施設	川本公園野球場、川本町民プール	●
交流機能	地域交流センター・観光交流センター	川本公園管理棟	●

●：維持・充実・強化を図る施設　◇：新たに誘導を図る施設

【因原地域 誘導施設】

機能の種類	誘導施設	都市機能誘導区域に立地する主な施設	
行政機能	国・県の機関	-	◇
福祉機能	特別養護老人ホーム	みどりの里やすらぎ荘	●
商業機能	スーパーマーケット	フードプラザすまいる	●
	日用品店・ドラッグストア	ウェルネス川本店、ウエルシア邑智川本店 ジュンテンドー川本店	●
	ガソリンスタンド	apollostation 因原 SS	●
教育・子育て支援機能	保育所	因原保育所	●
金融機能	金融機関支店・郵便局	川本因原郵便局	●
交流機能	地域交流センター・ 観光交流センター	道の駅、川本西公民館	●

●:維持・充実・強化を図る施設　◇:新たに誘導を図る施設

5. 都市機能に関する誘導施策

都市機能誘導区域の都市機能の維持・充実に関する取組

都市機能誘導区域においては、都市機能の維持・充実を図るため、以下の施策に取り組みます。

（1）中心地の活性化、機能強化に向けた都市機能の整備

・ 中心市街地の機能強化

川本町での暮らしを維持するために、本計画に基づき都市再生整備計画を活用し、都市機能誘導区域内における生活サービス施設の維持・充実や居住誘導区域を中心としたまちの拠点づくりを進めます。

・ 町の拠点エリアの魅力向上

弓市地区をまちの拠点として、町民生活の活力を生み出す場所として維持するため、令和 5 年度に作成した“コンパクトタウン弓市の魅力向上 推進検討案”に基づいた各整備・取組を推進し、更なる魅力向上を図ります。

・ 企業誘致の推進

働く場の確保や町内産業の活性化に向け、町の特性を活かし区域内での企業誘致活動を進めます。

・ 新たなサービス業の振興

川本町での暮らしや交流を支える区域内での新たなビジネスを支援します。

（2）公共施設の適正配置の推進

・ 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設の適正管理に向け、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画に推進します。

・ 教育・スポーツ施設の整備

既存の教育施設やスポーツ施設の維持・更新に努めるとともに、教育・スポーツ環境の充実に向けた施設整備を推進します。

6. 都市機能誘導に関する届出制度

都市再生特別措置法第108条第1項に基づき、立地適正化計画の計画区域である都市計画区域内の都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為等を行おうとする場合や、都市再生特別措置法第108条の二第1項に基づき、都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止しようとする場合には、行為に着手する30日前までに、町への届出が義務付けられます。

この制度は、町が誘導施設の整備や休廃止の動きを把握し、必要に応じた助言・勧告を行うことにより、本計画を推進することを目的としています。

【都市機能誘導区域外で届出の対象となるもの】

開発行為

○ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等行為

○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
○ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
○ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

○ 上記2つの届出内容を変更する場合

【都市機能誘導区域内で届出の対象となるもの】

○ 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止または廃止する場合

（届出対象の例）商業施設を新たに建築する場合

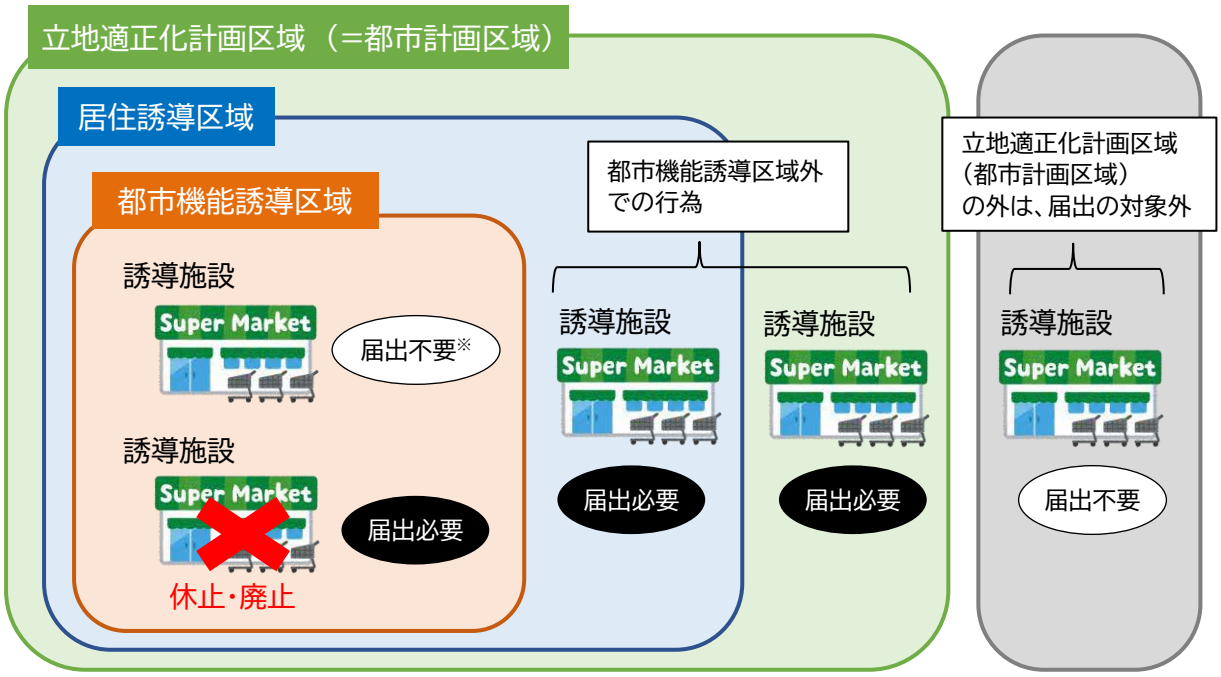

※川本町は3地域の都市機能誘導区域において、それぞれ誘導施設を設定しているため、当該地域での都市機能誘導区域では設定しておらず、他地域の都市機能誘導区域で設定している誘導施設の開発・建築等を行おうとする場合は届出が必要となります。
（例：三島地域の都市機能誘導区域において、スーパーの開発・建築等行為を行おうとする場合）

第6章　数値目標の設定と進捗管理

1. 数値目標(KPI)の設定

本計画の目標達成へ向けた各種取組の進捗状況や妥当性を定量的に評価するため、人口・公共交通・財政状況等に関する数値目標を次の通り設定します。なお、数値目標については計画期間（20年間）の中間である 10 年後の値を設定しています。

【目標値の設定】

<table>
<tr><th>評価指標</th><th>単位</th><th>現況値</th><th>目標値
（2034 年）</th></tr>
<tr><td>① 居住誘導区域内の人口密度
【人口密度の低下抑制】</td><td>人/ha</td><td>16.8 人/ha
※約 2,150 人（2020 年）</td><td>13.2 人/ha
※約 1,680 人</td></tr>
<tr><td colspan="4">関連する主要施策
・ 民間による宅地開発の促進
・ 利便性の高い地区への居住を促進するための支援策の実施
・ 公営住宅の計画的な改善の実施及び適切な維持管理
・ 空き家の適正管理と危険空き家の除却の促進</td></tr>
<tr><td>② 居住誘導区域内における
公共交通による人口カバー率
【カバー率の維持】</td><td>%</td><td>100%
（2020 年）</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="4">関連する主要施策
・ 交通拠点の整備・充実
・ 加藤病院移転に対応したバス運行ルートの再編
・ 持続可能な運行組織・運行形態の構築</td></tr>
<tr><td>③ 公共施設（建物施設）の総延床面積
【施設の集約・複合化によるコスト削減】</td><td>㎡</td><td>65,700 ㎡
（2023年）</td><td>54,530 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="4">関連する主要施策
・ 公共施設等総合管理計画の推進</td></tr>
</table>

【設定の考え方】

① 居住誘導区域内の人口密度 【人口密度の低下抑制】

第2章で示した社人研推計の人口減少が居住誘導区域内でも同様に進行していくと仮定すると、目標年(2034年)における居住誘導区域内の人口は約 1,640人となり、人口密度は 12.8 人/ha となります。この推計値から本計画での誘導施策等の各種取組による居住誘導区域内の人口増を見込むと、目標年における居住誘導区域内の人口は約 1,680 人、人口密度は 13.2 人/ha となり、この値を目標値として設定しました。

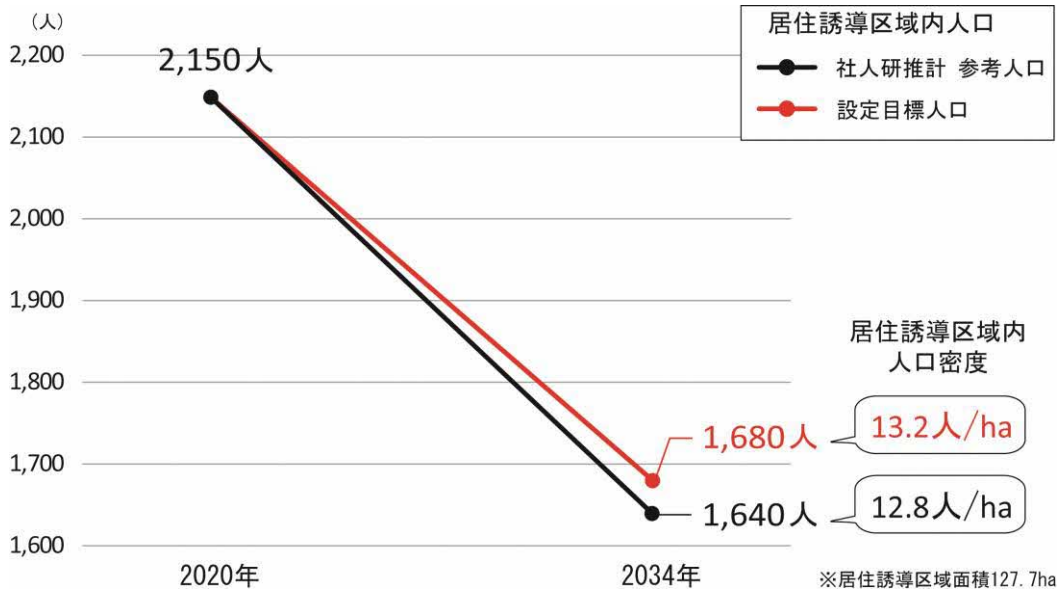

現況値

2020 年国勢調査
250m人口メッシュデータ
より算出

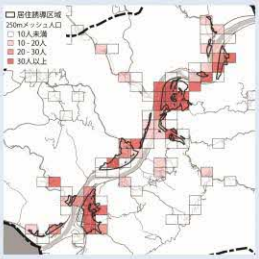

川本町全域人口 3,248 人

居住誘導区域内人口
約 2,150 人

居住誘導区域面積
127.7ha

居住誘導区域人口密度
16.8 人 /ha

目標値

立地適正化計画での各種取組による人口増を見込んだ将来推計値を算出し、それを基に目標年における町全域人口を算出

	2030 年	**2034年**	2035 年
川本町全域	2,692 人	**2,521 人**	2,480 人

※2030 年と 2035 年から線形補完

町独自将来推計人口から目標年人口の算出

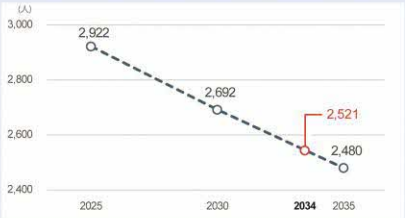

2020 年の全域人口からの減少率及び上記で見込んだ増加人口より目標年の居住誘導区域内人口を算出

	2020 年		(川本町設定) 2034年	(参考：社人研) 2034年
川本町全域	3,248 人	→ -22.4%	**2,521 人**	**2,485 人**
居住誘導区域	2,148 人	→ -22.4%+ 見込み増加人口	**1,680 人**	**1,643 人**
居住誘導区域人口密度	16.8 人 /ha		13.2 人 /ha	12.8 人 /ha

居住誘導区域内人口
約 1,680 人

居住誘導区域面積
127.7ha

居住誘導区域人口密度
13.2 人 /ha

② 公共交通による人口カバー率 【カバー率の維持】

路線バスのバス停半径500m圏域内を公共交通利用可能圏域として設定すると、居住誘導区域内の人口に対するカバー率は100%(2020 年)となります。

持続可能なまちづくりを進める上で公共交通の維持を図っていくため、目標年(2034年)における、公共交通の人口カバー率も引き続き 100%維持することを目標値として設定しました。

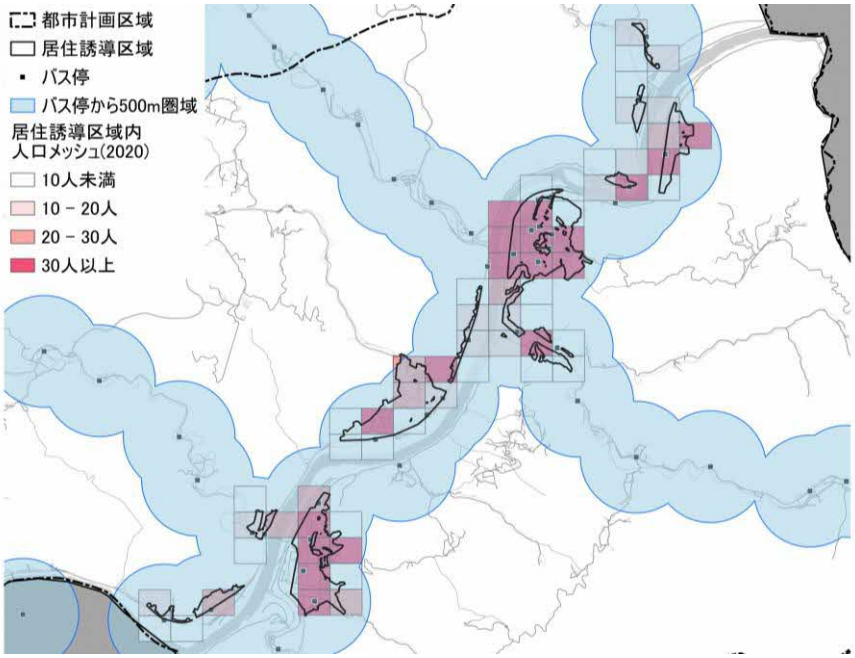

出典：川本町地域公共交通計画を参考に作成

③ 公共施設(建物施設)の総延床面積 【施設の集約・複合化によるコスト削減】

川本町公共施設等総合管理計画で公共施設の総延床面積の縮減数値目標を掲げており、30年間で30%以上の縮減(2015年度末比)としています。

老朽化が進む公共施設等について、将来の人口やまちづくりを見据えて施設の再編・適正管理を行い効率的な都市経営を進めるため、本計画でもこの目標値を踏襲し目標年(2034年)における、公共施設の総延床面積を 54,530㎡に設定しました。

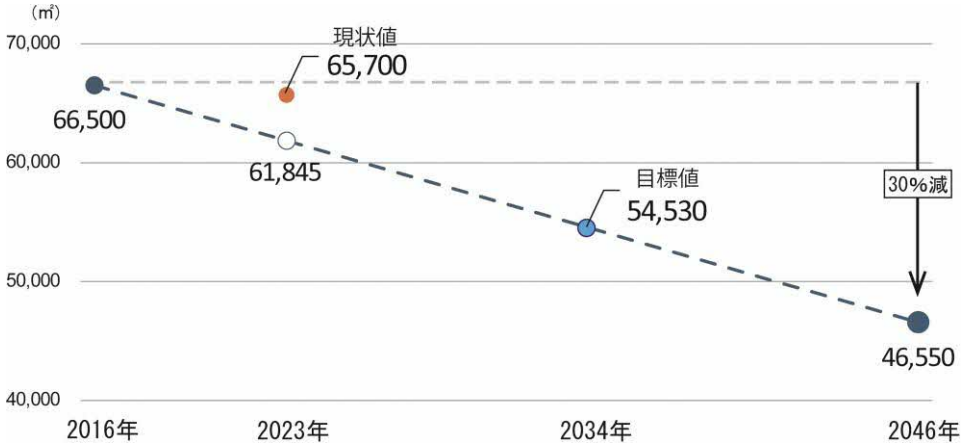

2. 期待される効果

本計画に基づき実施する施策効果を確認するため、20～45歳の人口割合についての効果指標を次の通り設定します。

効果指標		現況値	目標値
20～45歳の人口割合	各誘導施策や数値目標（KPI）の達成による効果を測る指標として 20～45 歳の人口割合を採用	19% （2020 年）	22%※ （2035年）

※KPI①での目標値と同様に社人研推計値をベースに誘導施策等の各種取組による人口増を見込んで設定

【設定の考え方】

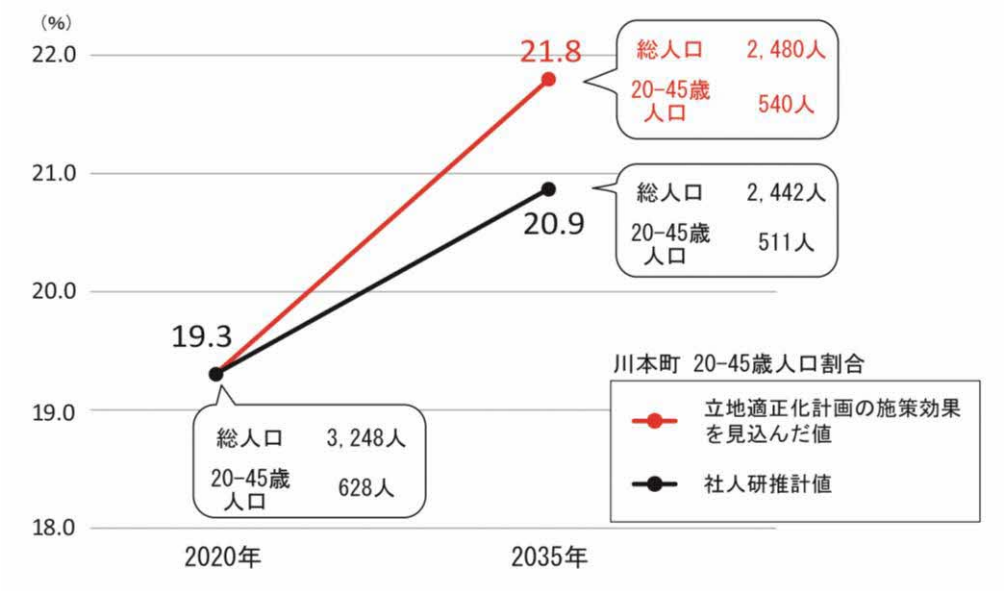

3. 計画の評価と見直し

本計画は 20年後の令和 26 年度（2044 年）までを計画期間としています。

その進捗管理のため、計画に基づく施策の実施状況の確認や、目標達成状況の確認・分析・評価を行います。その上で、計画や施策の見直し・改善を図る「PDCA サイクル」を繰り返すことにより、計画の目標とする都市構造の着実な実現を目指します。

第7章　防災指針

1. 防災指針の概要

（1）基本的な考え方

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、居住エリアの安全確保などの観点から総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

令和2年には、都市再生特別措置法が一部改正され、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」を立地適正化計画において定めることが規定されました。

しかしながら、様々な災害のうち、洪水、雨水出水等による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されている地域においては、これらのハザードエリアを居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることが想定されます。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界があります。

そのため本町では、居住誘導区域を中心とした様々な災害リスクから防災上の課題を分析した上で、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保の対策を位置づけた「防災指針」を策定します。

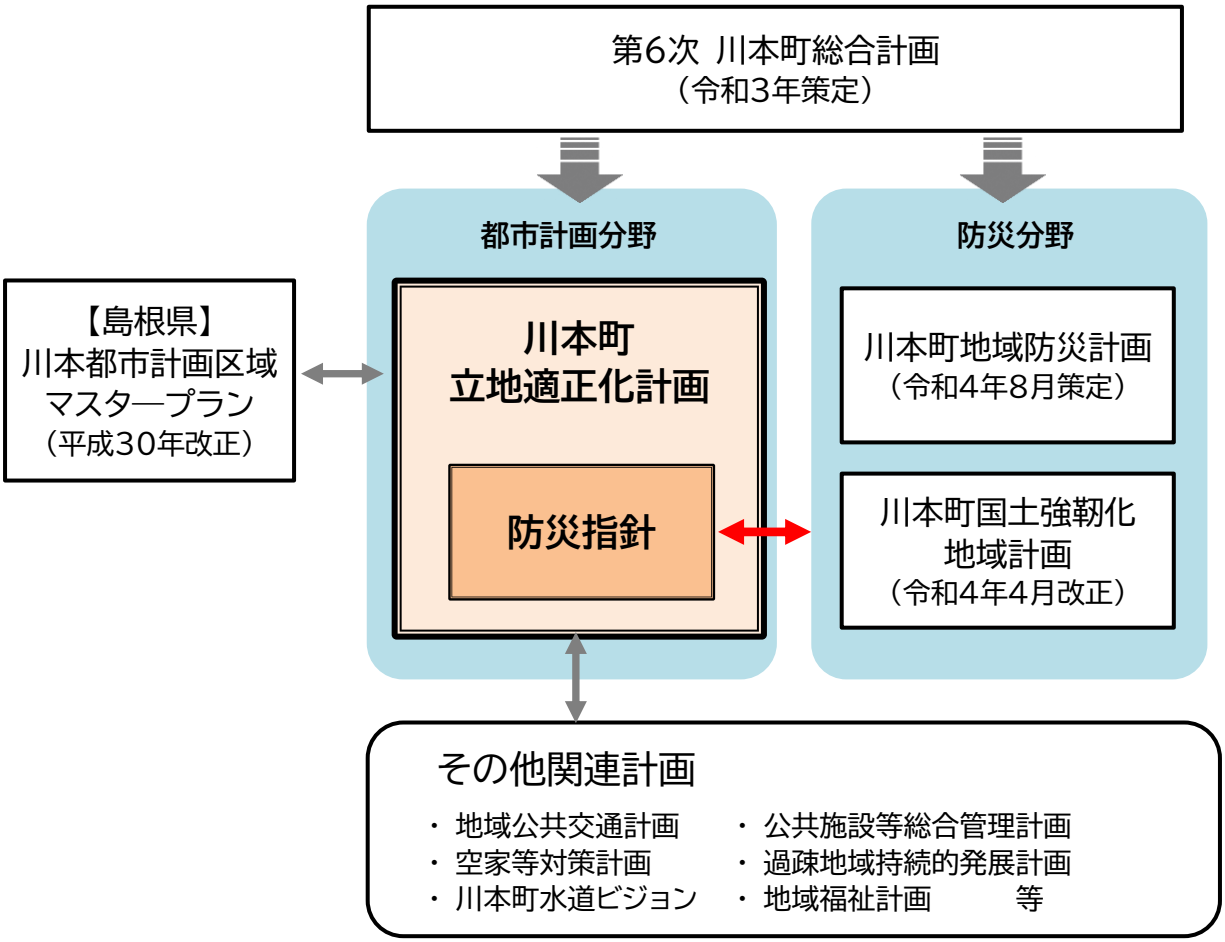

2. 災害リスクの分析

分析の対象とする災害リスク区域を下表に示します。これらの災害について、これまで国、県、町で作成している情報をもとに居住誘導区域の災害リスクを分析し、課題を抽出します。

災害リスク区域		都市計画運用指針※	根拠法令など
洪水災害	洪水浸水想定区域	災害イエロー	水防法（計画規模、想定最大規模）
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）	－	－（洪水浸水想定区域図作成マニュアル(国)）
土砂災害	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	災害イエロー	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	災害レッド	
	急傾斜地崩壊危険区域	災害レッド	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地震	大規模盛土造成地	－	－（大規模盛土造成地マップ(島根県)）

※頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じる必要があることから、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により都市計画法の一部が改正・施行されています。その中で開発の原則禁止や厳格化の改正があり、上表に示すような災害リスク区域を対象とし、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに指定されています。

都市計画運用指針では居住誘導区域の設定において、災害レッドゾーンは原則除外、災害イエローゾーンは総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべきとされています。

（１）洪水災害 － 洪水浸水想定区域

水防法(H27改正)に基づき、川本町においては江の川及び支川(祖式川、三谷川など)において洪水浸水想定区域が指定・公表されています。この洪水浸水想定区域は計画規模：L1、想定最大規模：L2 の降雨での浸水を想定しています。

近年においても豪雨が発生した際に浸水や内水により被害が生じています。これに対して因原地区では近年、堤防補強工事を行っており、また令和5年12月に更新された江の川中下流域マスタープランでは本町における整備方針が示されており、この方針等に基づいた浸水対策事業を実施していきます。

【居住誘導区域の指定方針】

洪水浸水想定区域を居住誘導区域外とすると、L1・L2ともに町の既存市街地の大部分が居住誘導区域外となるため、ハード・ソフトの両面から国・県と連携した治水対策事業を引き続き推進し、居住誘導区域に含むこととします。

（計画規模降雨：L1）

各河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨の発生を想定して設定。公表時点の各河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案し、算出前提とした降雨によるシミュレーション予測がされています。1年間に発生する確率が 1/100～1/150 以下の降雨による洪水により、浸水が想定される範囲になります。（堤防河川改修等の河川整備の目標とする降雨）

（想定最大規模：L2）

想定最大規模降雨の降雨量については、それを設定する河川等における降雨だけでなく、近隣の河川等における降雨が当該河川等でも同じように発生すると考え、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により設定することを基本としています。1年間に発生する確率が1/1000以下の降雨による洪水により、浸水が想定される範囲になります。

洪水浸水想定区域図(L1,L2)

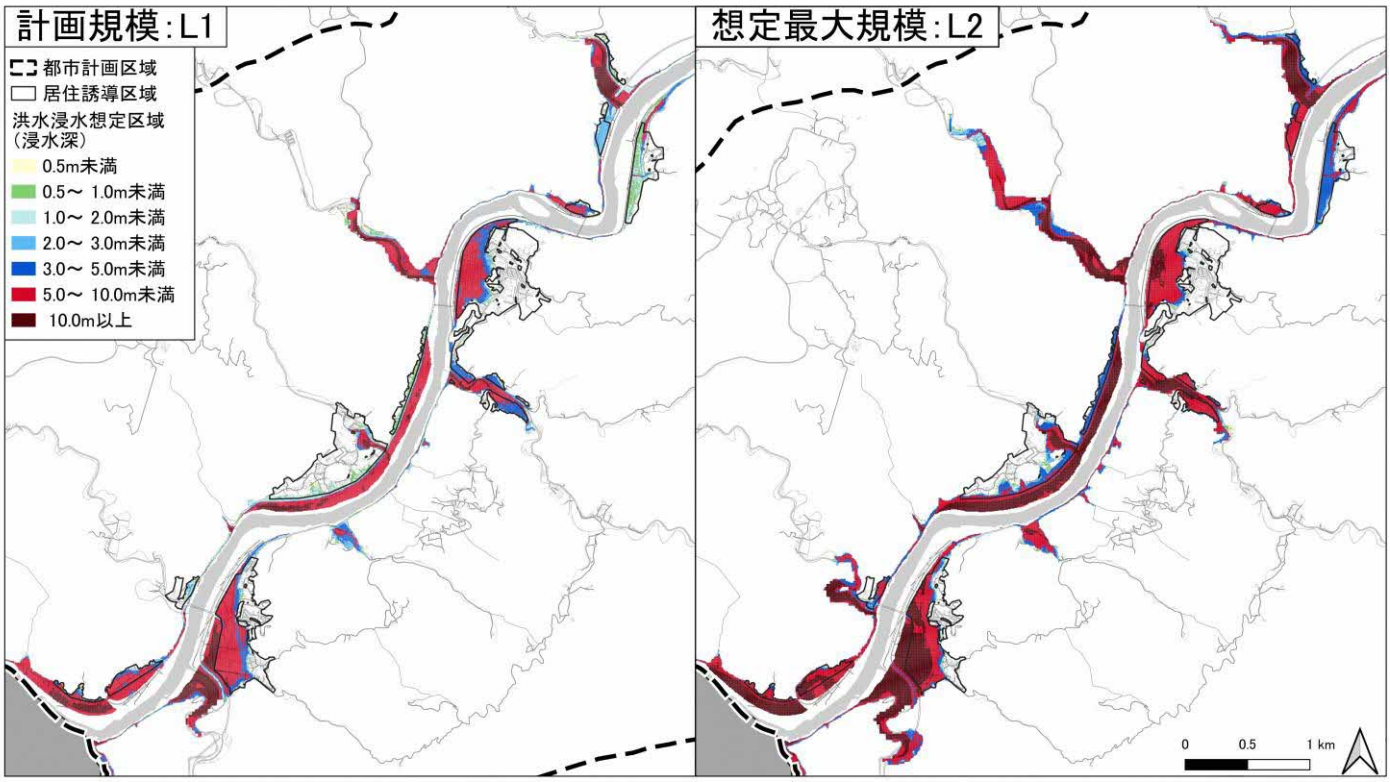

出典：洪水浸水想定区域 国土交通省データ

（2）洪水災害 － 浸水継続時間

想定最大規模(L2)の降雨に伴う洪水により、浸水深0.5m に達してから、水が引くまで(浸水深が0.5 m を下回るまで)の時間についてもメッシュ図が公表されています。

既存市街地を中心に１日以上(24 時間～72時間未満)浸水が継続する区域が指定されています。

浸水継続時間

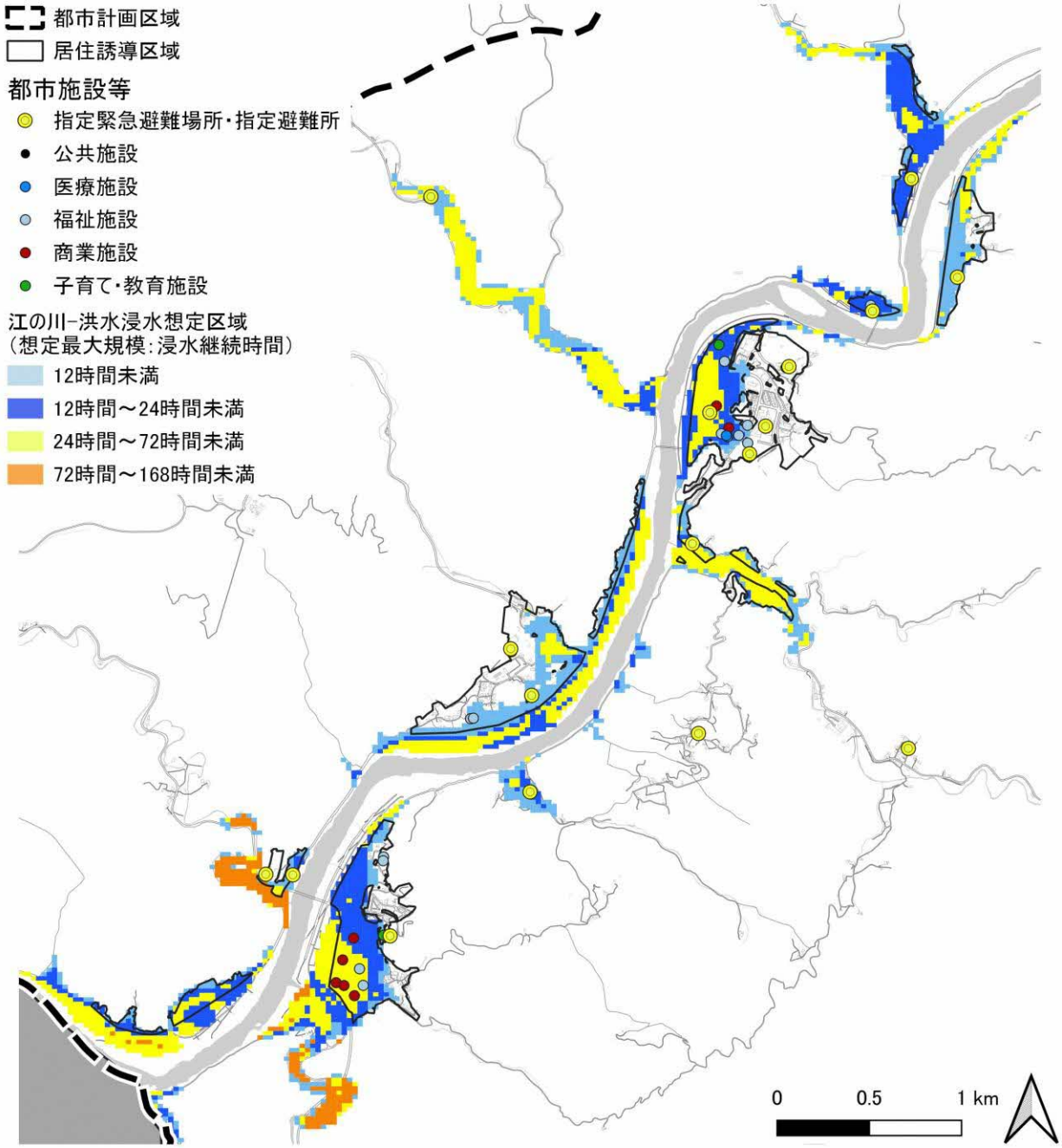

出典:洪水浸水想定区域図(浸水継続時間) 国土交通省データ

（3）洪水災害 - 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、洪水時に家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生する危険性が高い区域を示すものです。

この区域では、屋内での退避（垂直避難）ではなく、避難所への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められます。

※家屋倒壊等氾濫想定区域は想定最大規模（L2）の降雨での想定により指定されています。

【居住誘導区域の指定方針】

洪水浸水想定区域と同様に居住誘導区域外とすると、町の既存市街地の大部分が居住誘導区域外となるため、ハード・ソフトの両面からの防災対策を前提として、居住誘導区域に含むこととします。

家屋倒壊等氾濫想定区域

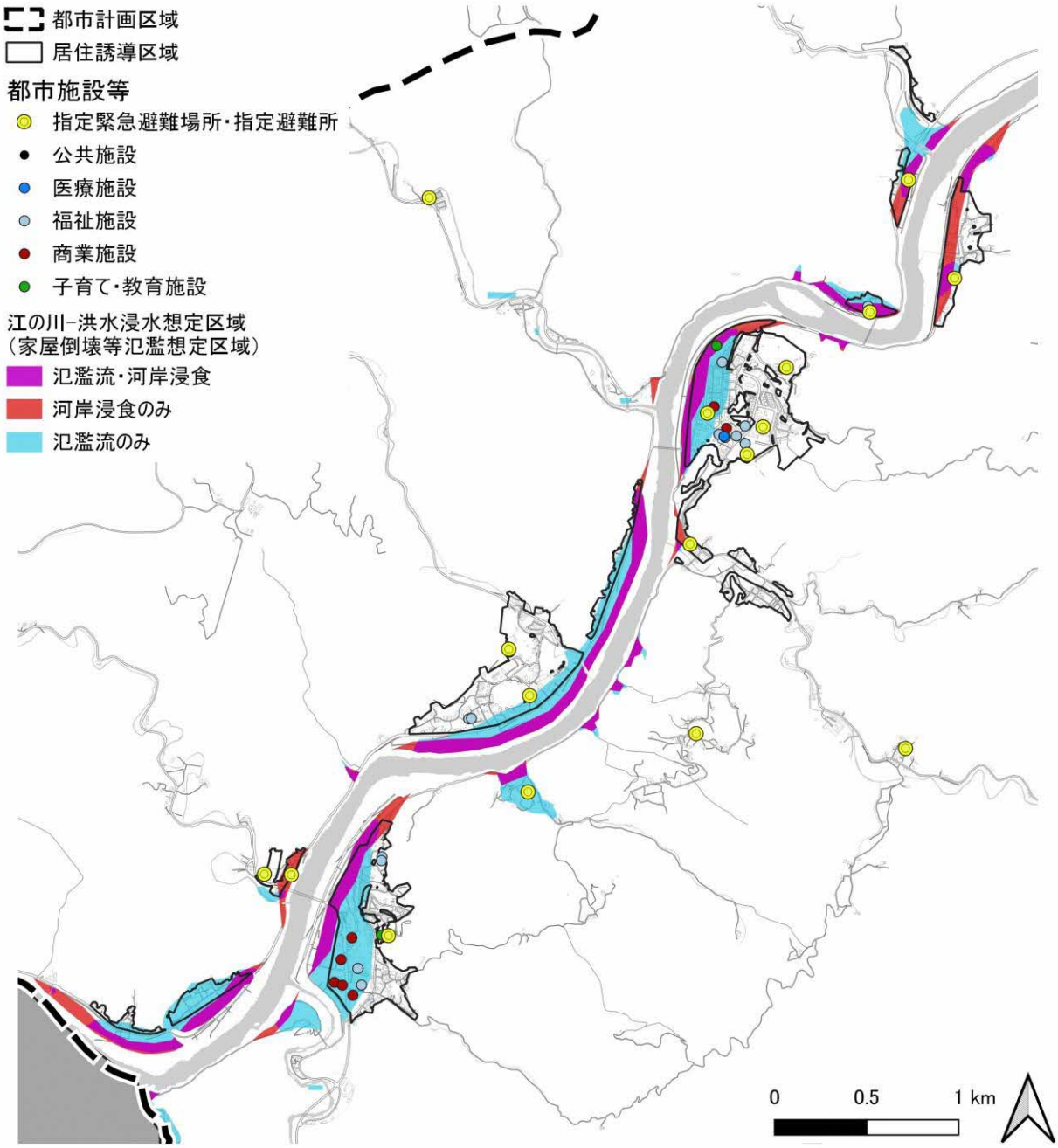

出典：洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食））国土交通省データ

（4）土砂災害

町内の住宅地周辺においては土砂災害に係るハザード区域が数多く指定されており、危険度の高い土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域等の災害レッドゾーンも指定されています。

【居住誘導区域の指定方針】

都市計画運用指針に基づき、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域については区域に含めないこととします。なお洪水浸水想定区域と同様に居住誘導区域外とすると、町の既存市街地の大部分が居住誘導区域外となるため、防災対策を前提として居住誘導区域に含むこととします。

土砂災害リスク

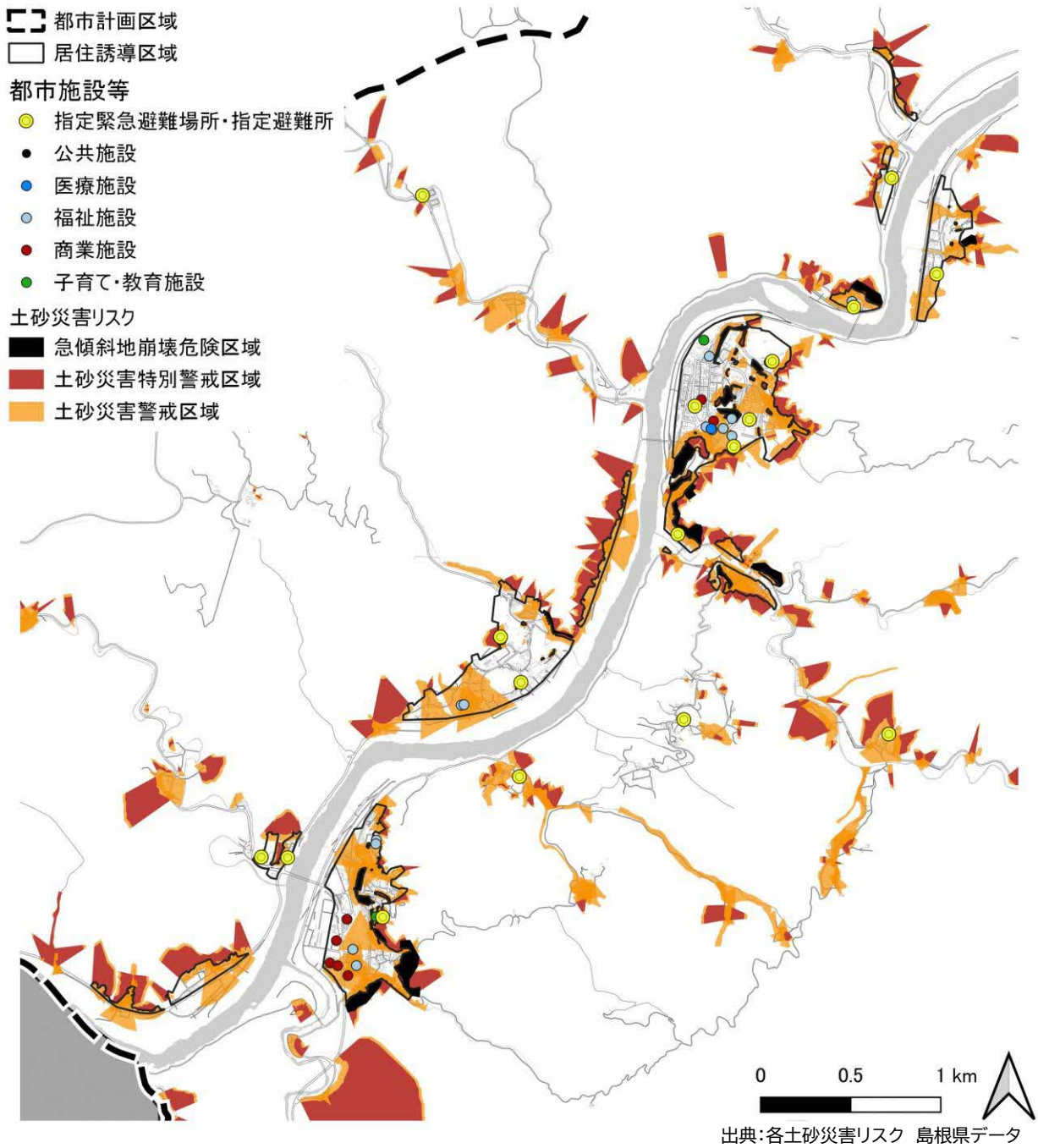

出典：各土砂災害リスク　島根県データ

（５）地震災害 － 大規模盛土造成地

既往の大地震において、過去に谷や沢を埋めた盛土や、斜面に腹付けした盛土等が滑動崩落を起こし、宅地被害が発生したことを踏まえ、国は「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」を策定しました。本町では島根県により作成された「大規模盛土造成地マップ」を公表しています。

【居住誘導区域の指定方針】

大規模盛土造成地については、一定の規模以上の盛土が行われている造成地の概ねの場所と大きさを示したものですが、調査及び対策工事等が実施されており、大規模盛土造成地であるからといって、必ずしも危険であるとは限らないため、本指針では災害リスクの分析対象から外すこととし、居住誘導区域にも含めています。

大規模盛土造成地

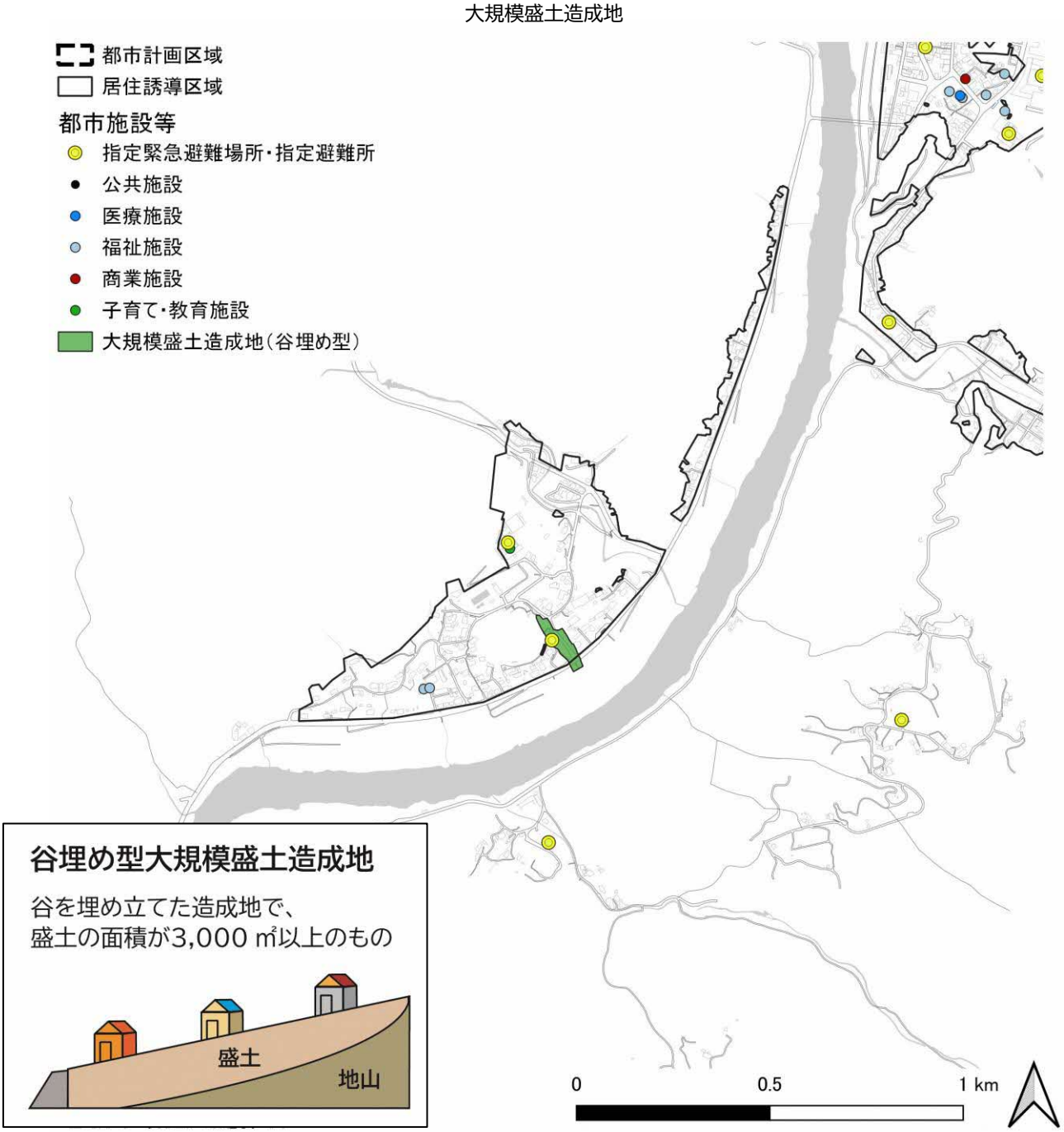

出典：川本町大規模盛土造成地マップ　島根県データ

【重ね合わせ分析　人口×災害リスク】

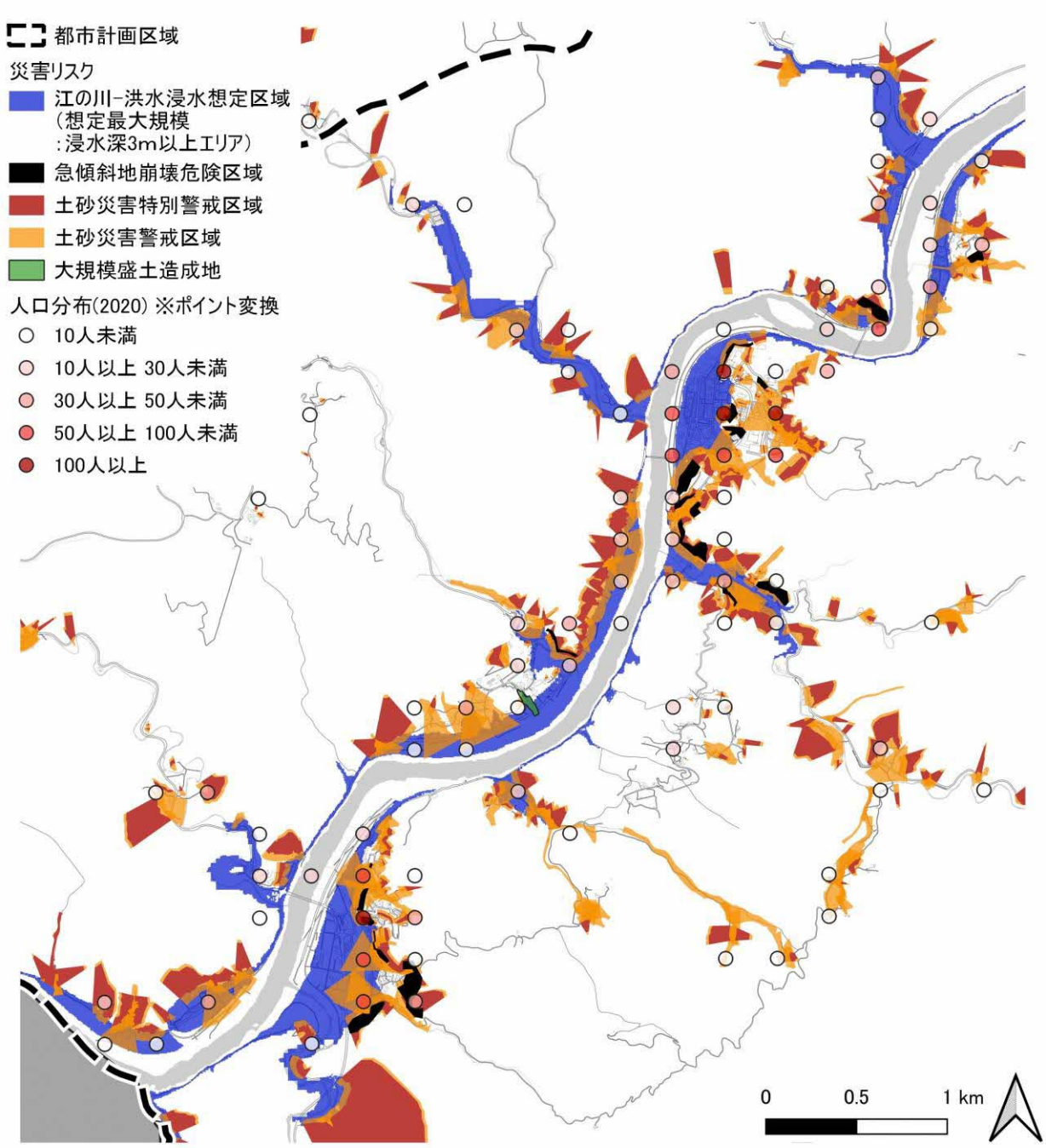

分析結果

・人口集積地(既存市街地)は災害リスクを含んでおり、特に洪水浸水想定区域(L2)との重なりが確認できる

・山間部の人口集積地は土砂災害リスクと近接するエリアも見られる

【重ね合わせ分析　要配慮者利用施設×災害リスク】

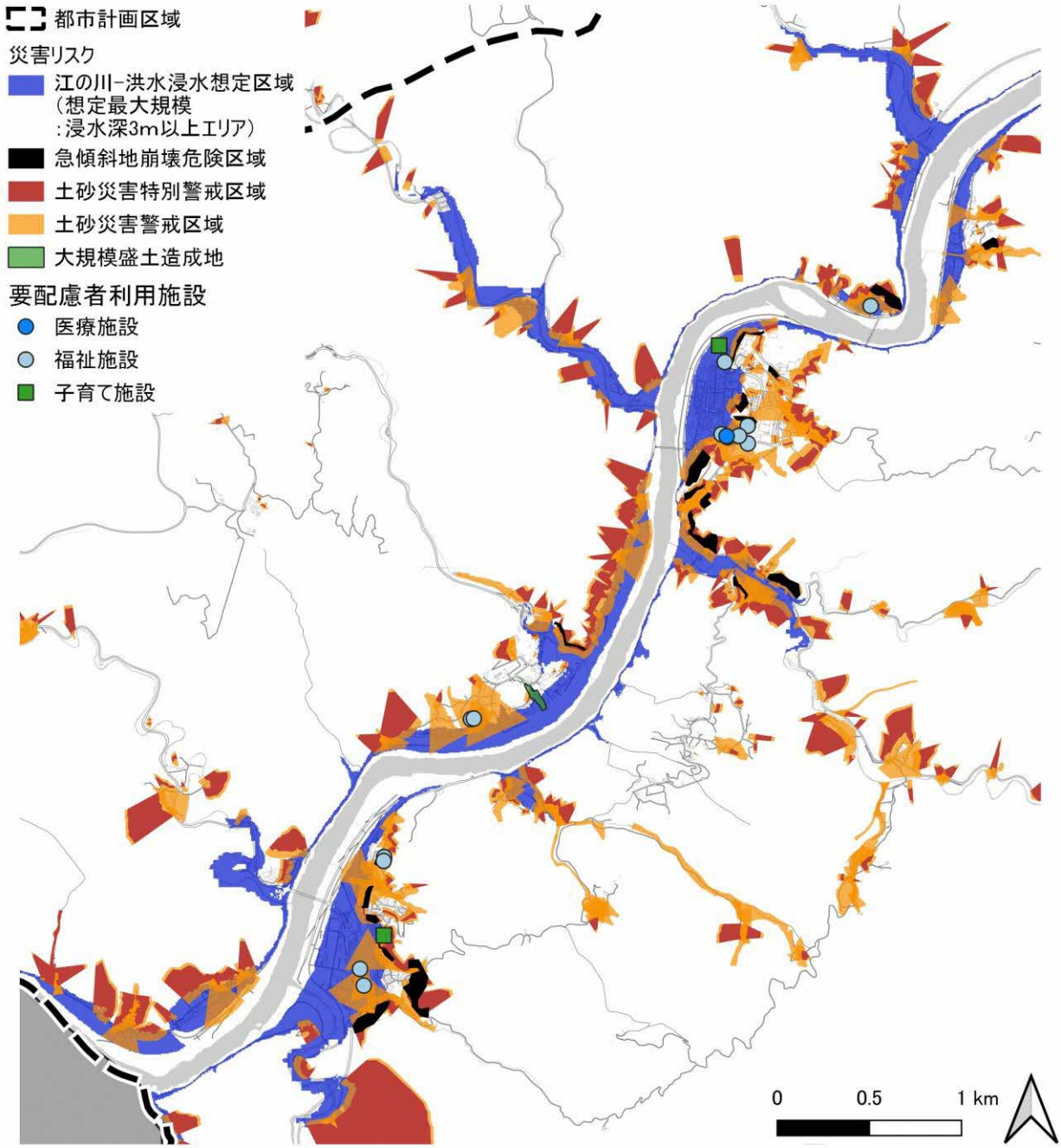

分析結果

・市街地の形成上、要配慮者利用施設（医療施設・福祉施設・子育て施設）は洪水浸水想定区域（L2）等の災害リスク内に立地する施設が多い

※医療施設（加藤病院）は移転後、洪水浸水想定区域（L2）から外れるが、土砂災害警戒区域は指定されている

3. 防災上の課題

本町における災害リスクとしては、江の川周辺における洪水災害に対するリスクと市街地や集落地の山間部に存在する土砂災害リスクが存在しています。既存居住地の多くがこれらの災害リスクを抱えており安全・安心に暮らしていくための課題になっています。また、その区域内に町の主要な都市施設や災害時の避難施設、要配慮者利用施設も多く立地している状況にあり、これらの施設に対する防災対策や避難対策も検討する必要があります。

防災上の課題

区分	課題	主な区域・場所
洪水災害	洪水により家屋が倒壊する恐れがある区域があり、災害が発生した時に生命や財産(建築物)に大きな被害が生じる可能性があります。	・家屋倒壊等氾濫想定区域 (江の川沿い)
	洪水により、平屋が完全に水没する(浸水深:3m以上)恐れが既存市街地の大部分を占めているため、災害が発生した時に生命や財産(建築物)に大きな被害が生じる可能性があります。 また、浸水が一日以上継続する恐れもあり避難策の確保が求められます。	・洪水浸水想定区域 浸水深 3m以上
土砂災害	降雨などにより土砂災害の発生や、崩落の恐れのある急傾斜地、地すべりする恐れが大きい区域などがあり、建物などの損壊により、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあります。	・土砂災害特別警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域
	土砂災害が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域があり、住民の自主避難体制を整備する必要があります。	・土砂災害警戒区域
避難所及び避難路	災害の発生の恐れがある時に、迅速かつ容易に避難が可能となるように、その対策を講じる必要があります。	・災害時に避難がしにくい区域
要配慮者利用施設	上記の災害リスクを有する区域に、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時に迅速に避難行動が取りにくい要配慮者が利用・滞在している施設が立地しており、その利用者などの避難対策を講じる必要があります。	・要配慮者利用施設 (医療・福祉施設、子育て施設)

4. 防災まちづくりの方針

（１）基本方針

第６次川本町総合計画においては、「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」をまちづくりの将来像として掲げ、その中の４つの基本目標の１つとして“すべての住民が、安心して暮らせるまち”を設定しており、この実現に向けて防災まちづくりは重要なまちづくりのポイントとなります。

気候変動の影響により自然災害が頻発・激甚化している状況もあり、本町においても豪雨による被害が生じています。川本町は一定の災害リスクを内在させながら、都市が形成され発展してきた経緯があるため、すべての災害リスクを回避し新たなまちの形成を目指すのではなく、一定の災害リスク対策をしつつ、既存の都市機能などを活用し都市の活力を維持しながら、徐々に災害に強いまちづくりを目指します。

（２）取組方針

既存居住地において、浸水リスクなどが広範囲に及ぶ本町において全ての災害リスクを回避することは極めて困難であるため、洪水・浸水や土砂災害による危険性が危惧される区域については、災害防止策や対策を講じるとともに、発生被害の低減に努めます。さらには、人命保護のための災害時における危険情報の発信や避難環境の充実を図り災害リスクの回避にも努めます。

本町における主な災害リスク

洪水浸水	内水氾濫	土砂災害	地震

①災害リスクの回避

住民の安全な暮らしを確保するため、土砂災害等により住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあるエリアは居住誘導区域に含めません。土砂災害に関しては予測がしにくく、甚大な被害が生じる可能性があり、可能な限り速やかに災害リスクを回避することが望まれます。また、洪水災害については比較的予測することが可能なことから、当面は災害が発生しそうな場合には、避難体制の充実を図りつつ、長期的には堤防整備や宅地嵩上げ等による浸水対策による被災リスクの回避・低減を目指します。

具体的には以下のような取組方針を設定します。

■災害リスク回避の方針

対象地	取組方針
洪水浸水想定区域	区域内に居住する住民構成による地域・近隣単位の自主避難体制を検討します。 内水排除設備の拡充を行います。
土砂災害の危険区域 ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） ・急傾斜地崩壊危険区域	居住誘導区域から除外します。 既存不適格住宅に対しては、移転促進の啓発を行い、移転者へは各種制度による支援を行います。 警戒・避難体制を確立します。 対策工事等を実施します。

②災害リスクの低減

本町においては、「防災まちづくりの基本方針」で述べたように、防災上の課題で取り上げたいくつかの災害リスクを、当面は許容して居住誘導区域を設定しました。

しかし、これは災害にあってもよいと判断したのではなく、既存の商業施設やなどの都市機能増進施設や住宅などの既存のストックを活用しながら、被害を最小限に留める取組を推進しつつ、災害に強いまちづくりを目指すものとして設定しました。

具体的には以下のような取組方針を設定します。

■災害リスク低減の方針

対象地など	取組方針
洪水浸水想定区域	ハザードマップを活用した周知を徹底し、警戒避難体制の充実を図ります。また、総合的な流域治水などを推進し、災害の発生抑制に取組みます。
土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）	生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であることの周知を徹底し、警戒避難体制の充実を図ります。また、流域治水に基づく砂防関係施設の整備等を推進します。
避難所及び避難路	避難経路の確保及び周知、避難所の整備、さらには備蓄機能の充実を図り、防災機能の強化に努めます。
要配慮者施設	災害発生時において、人的被害が生じないように、避難確保計画に基づく避難体制の充実を促進します。
ソフト対策	防災行政無線、まげなねっと、LINE公式アカウントなど多様な手段を通じて情報提供を図るとともに、住民の円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進します。

③災害後の復興

大規模な災害が発生し、まちに甚大な被害が発生した場合、まちや生活を再建するために**「復興」**を進める必要があります。まちを「復興」するということは、**まちを元の姿に戻すことではなく、「被災前よりも災害に強く活力のあるまち」へと再建すること**です。

事前に復興まちづくりの目標や実施方針を検討し、災害が起きてしまった際のより良い復興（ビルド・バック・ベター）を実現するための復興事前準備の取組を推進します。

5. 防災まちづくりの取組とスケジュール

（１）取組の概要

取組方針① 災害リスクの回避

1）土砂災害の危険区域における新たな開発の抑制や既存不適格住宅の移転促進

土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の土砂災害の危険区域においては、都市計画法に基づき、原則として新たな開発計画は認めません。

また土砂災害防止法及び島根県建築基準法施行条例（崖条例）などに基づく既存不適格住宅に対し、移転促進のための啓発を行います。また、土砂災害防止法第26条に基づく、移転勧告を活用し、安全性や利便性の高い居住誘導区域への移転を促進します。

2）災害リスクがある建築物に対するリスクの周知及び対策事業の促進

ハザードマップを活用した周知により、防災対策を促進します。また、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業や木造住宅耐震改修助成事業等による支援を推進します。

3）内水対策の実施

浸水被害は、主要河川である江の川の氾濫や堤防決壊などによるものの他、それにつながる河川の排水が適正にできないことによる浸水や内水被害が想定されます。その被害を軽減するために河川の浚渫や治水施設等の計画的な整備を進めます。

4）流域治水・砂防・治山対策の推進

総合的な流域治水対策の一環として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、国・県と連携し、適正な河道の維持管理や堤防整備を推進します

また、砂防や治山対策、森林整備として、県などと連携した、各種土砂災害対策工事や保安林整備の実施、森林の維持管理を推進します。

取組方針② 災害リスクの低減

5）避難所・避難場所の確保・整備

災害の発生予測や状況に応じて、適正に避難できる避難所を確保します。また、避難所の良好な生活環境を確保するために、換気、冷暖房、照明灯、通信設備の整備や要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、災害情報等の円滑な情報伝達に努めます。また、備蓄品の確保に加え、備蓄量の増量を行います。さらに、大規模停電に備えた電源の確保について、地域とともに検討を進めます。

6）道路の防災機能の強化

避難場所への避難路となる道路については、川本町国土強靭化計画に基づき、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図ります。

また、地区内の避難所への道路についても、地域と連携し災害の種類に応じた避難ルートを検証し、円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の改良を行います。

7）防災訓練等による知識普及と意識啓発

避災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関並びに学校、自主防災組織、民間企業、地域住民等の緊密な連携による各種防災訓練を実施し、災害に備えます。

8）要配慮者利用施設における避難確保計画作成の促進・強化

洪水浸水想定区域内や土砂災害リスクを有する区域内に立地する要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、「防災体制に関する事項」、「避難誘導に関する事項」、「避難の確保を図るための施設の整備に関する事項」、「防災教育・訓練に関する事項」、「自衛水防組織の業務に関する事項（任意）」を記載した避難確保計画を作成することとされており、その作成を促進します。

また避難確保計画が適正に実行されるように、避難訓練の実施や体制強化等を促進します。

9）マイ・タイムラインの啓発・促進

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）です。有事の際に迅速な避難に繋がるよう、マイ・タイムラインの普及啓発を行い、各ご家庭でのマイ・タイムライン作成を支援します。

10）消防団の機能強化

消防団は地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるため、団員の充足、機能強化は重要です。有事の際には、消防団による情報伝達や避難活動の補助を行うことになるため、地域と連携した団員確保、避難活動に資する研修の実施（二次災害対策）などを行います。

取組方針② 災害リスクの低減

11）自主防災組織等の整備・育成

災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠と考えられるため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進します。

また、町は、住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、消防本部、関係団体と協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図ります。

12）情報通信機能の強化

災害の発生の恐れが生じた場合や、災害が発生した場合にはできるだけ早く正確に情報を収集し、伝達することが重要です。

川本町地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速かつ確実に住民に情報を伝えるために、防災行政無線等の情報通信設備や応急用資機材の整備に努め、防災組織や自治会への電話連絡、広報車、ホームページ、公式アプリ、報道メディア等の活用をより円滑に推進します。加えて、デジタル防災無線システム等を活用した、確実な情報伝達体制の構築により、情報伝達手段の多重化を推進します。

国、県が進めているＬアラート（災害情報共有システム）等の取組状況を踏まえつつ、ライフライン事業者をはじめとする関係者相互による災害情報の共有体制の強化を図ります。

取組方針③ 災害後の復興

13）復興事前準備の取組推進

「防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する」という考え方の下、被災後の復興を早期かつ的確に行うため、事前に復興まちづくりについて準備しておく「復興事前準備」の取組を推進します。

地域防災計画で記載している、被災地域の現状復旧や被災者の生活再建に向けた支援施策について、被災シミュレーションを行い、ライフラインの復旧・輸送道路の確保の方法までを検討し、早期対応を行える体制づくりを進めていきます。

また、長期避難者への対応についても、受け入れ施設の検討を行い、事前準備の取組を推進します。（さらに、県や国、自衛隊などとの連携を強化し、早期復興に向けた準備を進めます。）

（2）取組のスケジュール

取組を実施するスケジュールを以下の通り設定します。

番号	取組	取組概要	主体	短期	長期
1）	土砂災害の危険区域における新たな開発の抑制・移転促進	都市計画法に基づいた、土砂災害エリアでの開発抑制・移転促進	国/県/町	○	○
2）	災害リスクがある建築物に対するリスクの周知及び対策事業の促進	ハザードマップを活用した周知 災害対策事業の促進	県/町	○	○
3）	内水対策の実施	治水施設等の計画的な整備検討	町		○
4）	流域治水、砂防・治山対策の推進	瀬尻・久料谷地区事業の実施 谷地区治水対策事業の実施	国/県/町	◎	○
5）	避難所・避難場所の確保・整備	避難所の整備・更新	町/民	○	
6）	道路の防災機能の強化	避難路の整備	町	◎	
7）	防災訓練等による知識普及と意識啓発	防災訓練の開催	町	○	○
8）	要配慮者利用施設における 避難確保計画作成の促進・強化	町内対象施設での避難確保計画作成の促進	町/事	○	
9）	マイ・タイムラインの啓発・促進	マイ・タイムラインの普及啓発・作成支援	町/民	○	
10）	消防団の機能強化	団員確保支援、避難活動に資する研修の実施	町/民	○	○
11）	自主防災組織等の整備・育成	自主防災組織の結成等の促進	町/民	○	
12）	情報通信機能の強化	川本町地域防災計画に基づいた情報通信設備や応急用資機材の整備など	町	○	
13）	復興事前準備の取組推進	事前復興まちづくり計画の検討	町	○	○

※主体欄：「町（川本町）」、「民（町民）」、「事（事業者）」
※短期は概ね5年以内に着手する取組、長期はそれ以降も継続する取組、◎は優先度が高い取組

（3）防災指針　浸水対策方針図

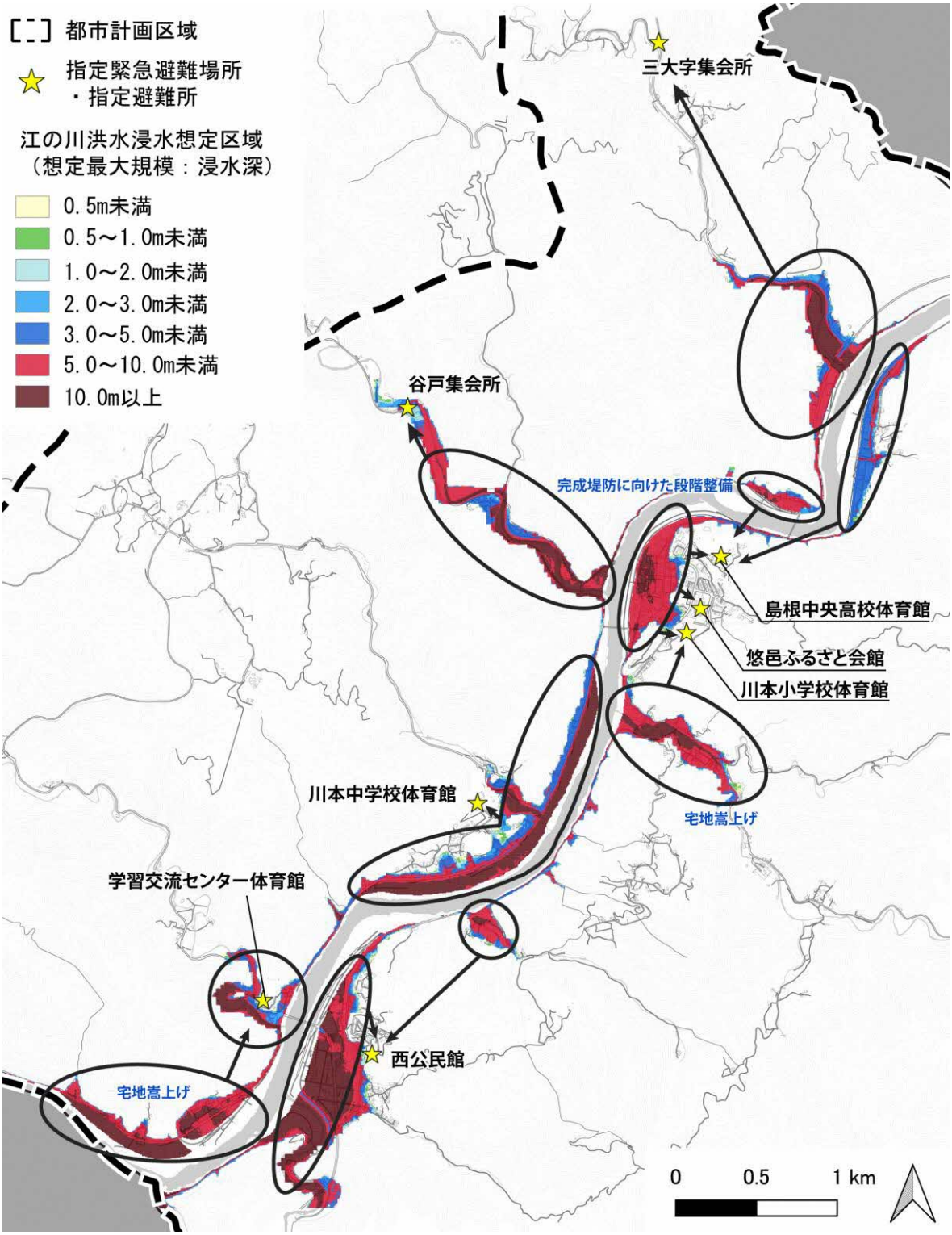

6. 防災まちづくりの目標案

防災まちづくりの目標案を以下の通り設定します。

目標項目※	基準値 （2023年度末）	目標値※ （2034年）
治水対策未実施地区数	3地区	2地区
防災士の数（累計値）	5人	10人
自主防災組織の訓練（研修）の参加者数	487人	800人

※ 第6次総合計画での防災に関する成果指標・目標を踏襲

資料編

資料1. 上位・関連計画　※上位・関連計画から抜粋して記載

1)「第 6 次川本町総合計画」

計画の概要	
計画の期間	2021 年度～2030 年度
基本理念	
理念 1	**暮らしといのちを守ります** 川本町に暮らす人が生き生きと安心・安全に暮らし続けられるように、ハード・ソフトの両面からその環境を整え、暮らしに対する不安を一つでも多く解消していきます。
理念 2	**協奏のまちづくりを進めます** 住民一人ひとりの思いや気持ちを大切にしていけるよう、住民・事業者との対話を重ね、相互理解を育みながら、住民が主体的に、前向きにまちづくりに参画し、協働でたすけあい・支えあえる仕組みをつくり、運営します。
理念 3	**川本町に誇りと愛着をもつ心を育みます** 町内で活躍する人はもちろん、町外においても川本町に誇りと愛着をもって活躍する人の育成に注力します。
理念 4	**夢の実現、挑戦を応援します** 川本町が活力のある街であり続けるため、川本町に住む人や川本町と関わりをもって活動する人の夢の実現、新たな挑戦を応援します。
まちの将来像	
暮らし	住み慣れた地域の暮らしが持続するまち ・たすけあい、支えあう仲間が身近なところにいて、心配ごとや困りごとなどをいつでも相談できる場所がある。 ・一人暮らしの高齢の方、障がいのある方や外国の方など、誰もが地域の中で安心して暮らしている。 ・運転免許証を持っていなくても行きたいところに快適に移動できる。
産業	暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち ・弓市地区や因原地区を中心に、生活を支えるサービスを提供する地元の事業者が元気に営業している。 ・地域資源を活かした農林水産業が維持され、より魅力的になっている。 ・地域資源の一つとして、山林を活用することで、里山景観が維持されている。
教育	子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち ・子どもの遊び場、医療、見守り、妊産婦・乳幼児期の不安に寄り添える環境が充実し、安心して子どもを生み、育てる環境が整っている。 ・保育所、小学校、中学校、高等学校が維持されており、子どもの成長に合わせた学習環境が整っている。
安全	すべての住民が安心して暮らせるまち ・水害や土砂災害などの自然災害への対策が整っている。 ・里山環境が維持されることで、災害の抑制に繋がっている。 ・交通事故が発生しないまちになっている。

立地適正化計画に関連した項目・施策等	
公共交通の充実	● 路線バスの維持・確保 島根県や関係市町村、バス事業者と連携して行政負担の縮減と利便性の確保に配慮しながら、市町村間、県域をまたぐ路線バスの維持を図り、公共交通の確保に向けた取組を進めます。 ● 公共交通の運行の見直し 公共交通に関する詳細な利用及び需要調査を行い、各地域の特性や通院、通学、通勤などの利用者のそれぞれのニーズに配慮しながら、バスやタクシー等を活用した利便性が高く、効率性の高い移動手段を再構築します。 ● 地域内の移動手段の確保 地域内への短距離の移動については、町民同士のたすけあい交通やグリーンスローモビリティ、民間事業所の所有する車両の空き時間を活用した輸送など、多様な交通手段の導入を検討します。
川本らしい学びの環境の充実	● 児童・生徒の通学環境の充実 通学路の安全性の確保やスクールバスの運行等、通学環境の充実に取り組みます。 ● 安心して学ぶことができる教育環境の整備 ハード・ソフト両面からの安全確保やICT活用の推進を図ります。また、小中学校の校舎が建築後40数年を経過していることから、新たな教育環境の整備について関係者や有識者を交えた協議を進めます。
商工業・サービス業の振興	● 商店街の振興 生活を支えるサービス業の維持に向け、事業者と行政が連携した消費喚起策の実行や多様なキャッシュレス決済への対応など、弓市商店街の事業継続・拡大を支援します。 ● 空き店舗対策の充実 商工会と連携して、空き店舗情報の掘り起こしを行うとともに、利活用が促進されるように、空き店舗情報サイトの充実による情報発信や補助・支援制度の周知、マッチング等の支援を強化します。
インフラ整備・環境対策の推進	● 生活サービス施設の維持・充実 立地適正化計画などに基づき、都市再生整備計画等を活用して、生活サービス施設の維持・充実やまちの拠点づくりを進めます。 ● 国道・県道の整備促進 島根県と連携して国道・県道などの幹線道路網の早期整備を目指します。 ● 町営住宅の更新や多様な住宅の整備促進 住生活基本計画に基づき町営住宅の更新等に取り組むとともに、多様なニーズに応えられるように、民間事業者と協力して、子育て世帯や高齢者世帯が住みやすい住宅、賃貸住宅からの住み替えにつながる住宅整備に取り組みます。
移住・交流の推進	● 定住促進住宅の整備 住宅の新規建築・リフォームを進めるとともに、民間事業者と協力して多様な居住ニーズを満たす住環境整備を進めます。 ● 空き家の利活用の推進 空き家バンクの運用・充実、空き家回収支援を継続する他、事業者との連携による空き家・空き物件の活用を検討します。また、地域と一体となった空き家の維持管理、利活用促進を進めます。
防災・減災対策の充実	● 河川における対策の推進 堤防整備や河川改修の早期実現に向け、引き続き、要望活動を強化していきます。また、地区協議会との連携を強化し、まちづくりを踏まえたストック効果の高い地区整備計画の策定を進めます。

2)「川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(島根県)」

計画の概要	
計画の期間	策定年月:平成 30 年 3 月 目標年度:概ね 10 年以内に整備または着手することを予定る
基本理念 及びテーマ	●地域産業の創出による活気に満ちた都市づくり ●安全で快適な生活環境の形成による住みやすい都市づくり ●美しく豊かな自然と歴史・文化を活かす都市づくり
立地適正化計画に関連した項目・施策等	
土地利用に関する都市計画の決定の方針　用途:住宅地	(中心市街地周辺部) 効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。また、木造住宅密集地においては、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。 (市街地周辺の丘陵地) 既に計画的な住宅地が整備されている地区について、良好な居住環境の増進・維持を図る専用住宅地として配置する。
土地利用に関する都市計画の決定の方針 用途:商業業務地	(中心市街地周辺部) 石見川本駅周辺の既成市街地は商業業務施設が集積しており、本区域の商業業務機能の中心を担う地区であるが、近年は人口の減少や周辺地域への消費者の流出に伴い、商業機能の低下が進んでいる。 このため、魅力ある町並みや、良好な市街地環境の形成を図り、都市機能の再生・強化を目指す、中心商業地として配置する。
都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 整備水準の目標	(交通施設-道路) 平成27年度末時点で都市計画道路の改良率が約 54%であり、今後も基本方針等に基づき引き続き整備を進める。
	(下水道) 平成27年度末時点で52.1%である川本町の汚水処理人口普及率(汚水処理人口/行政人口)の向上に努める。
	(河川) 一級河川江の川は江の川水系河川整備計画目標流量を主要な地点である川本において 9400 m3/s と定め、洪水の安全な流下を図る。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	(環境保全系統の配置) 中心市街地にオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、広場等施設緑地及び市街地内樹林地等を緑地として配置する。 本区域を貫流する江の川及び沿川を緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を図る。 本区域の大部分を占める山林について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る。
	(防災系統の配置) 土砂流出や地すべりの恐れがある市街地・集落周辺部の緑地の保全を図る。

3)「川本町地域公共交通計画　～住み慣れた地域での暮らしを支える交通環境整備をめざして～」

計画の概要	
計画の期間	令和 5 年度から令和 9 年度（5 年間）
基本理念	**住み慣れた地域での暮らしを支える交通環境整備をめざして** 通院・買物・通学といった基本的な移動や、サロン活動、地域活動等の身近な移動が快適に行える環境を整備し、安心して暮らし続けていくことのできる公共交通の構築を目指します。
立地適正化計画に関連した項目	
目標達成のための施策及び事業	《基本方針 1》利用者層の特性に対応した公共交通 ●午前中移動の利便性向上 「公共交通の主な利用者層である高齢者は、通院や買物を午前中の時間帯に行う傾向にありますが、現状のダイヤは朝晩の通学移動を中心に考えられているケースが多いことから、登校便の後の午前中の移動が不便になっています。 ⇒①大田市立病院への通院便となる「川本線」の大田バスセンター15:10発の便の繰り上げの可能性を検討します。 ②済生会江津総合病院への通院便となる「江津川本線」の済生会病院 12:30 発の便の繰り上げの可能性を検討します。 ③「川本町スクールバス三原線」と「まげなタクシー」の 12 時～13 時台のダイヤ重複を解消するため、これらの運行ダイヤの調整を行います。 ④ホームページの充実や時刻表の配布等を通して、バスやJR利用に関する分かりやすい情報提供に努めます。
	《基本方針 3》まちづくりと連動した公共交通 ●交通拠点の整備・拡充 「石見川本」バス停となっている旧石見川本駅舎は、広域幹線、地域間幹線、地域内路線の起終点・交通結節点として機能しており、一日 75 の発着があります。これらの路線間のスムーズな接続に努める中で、どうしてもある程度の待合時間が発生する場合があるため、トイレや待合室等、待合時間を快適に過ごせるような環境整備が求められます。 一方で、弓市内を走る県道川本波多線の新ルート決定や加藤病院移転に伴い、弓市地内の交通流動性等に変化が生じることが見込まれます。このような点を勘案し、弓市地内のまちづくりと併せ旧石見川本駅や加藤病院跡地等を活用した交流・交通拠点の整備を検討します。 ⇒①加藤病院跡地への新たな交流・交通拠点の整備を検討します。 ●中心市街地の移動手段の確保 （加藤病院移転に対応したバス運行ルートの再編） 2024年を目途に加藤病院が悠邑ふるさと会館周辺の高台に移転する予定です。加藤病院は地域住民の利用の多い医療機関ですが、移転によって現状より立ち寄り便数が少なくなること、一定の便数がある現状のバス停から徒歩で通院しにくくなることなどから、各種バスの運行ルートを変更して通院目的の交通利便性を高めていきます。 （弓市地内の移動サービスの検討） 弓市地内での公共交通による移動は、主に川本線と川本町スクールバスに限られており、運行ルートも県道40号川本波多線と悠邑ふるさと会館前の町道に限定されており、短距離を気軽に移動できる交通手段がありません。 特に石見川本に到着する江津川本線、川本美郷線、邑南川本線から町中への移動は、徒歩に頼っているのが現状です。川本町役場や悠邑ふるさと会館、移転が計画されている加藤病院等は高台に位置し、高齢者が徒歩で行くことは大変な労力を要します。 これらの課題を解消するために、弓市内を巡回し短距離でも気軽に乗り降りできる、次世代モビリティ等を活用した新たな移動サービスの可能性を検討します。

4)「川本町住生活基本計画　いつまでも住み続けられる、そして住み継がれる住宅・住環境の創造」

<table>
<tr><th colspan="2">計画の概要</th></tr>
<tr><td>計画の期間</td><td>令和 5 年度から令和 14 年度（10 年間）</td></tr>
<tr><td>策定の目的</td><td>人口減少社会が到来し、日本全体の人口が減少に転じる中、本町においても定住促進に向けた対応に加え、進行する少子高齢化や多様化する住宅ニーズへの対応、住宅に困窮する世帯の居住の安定確保、増加する空き家への対応、災害に強い安全な住環境づくりなど、様々な課題への対応が必要となっています。
こうした背景のもと、住生活をとりまく現状・動向や課題に、費用対効果を高め的確に対応し、第6次川本町総合計画（第2期川本町総合戦略）に定める目標人口の達成及び町民の住生活の安定確保と向上を一層推進するための取り組みを進めていくため、住生活基本計画を策定します。</td></tr>
<tr><td>住宅政策の
基本理念と目標</td><td>（基本理念）
いつまでも住み続けられる、そして住み継がれる住宅・住環境の創造
（住宅政策の目標）
1.多様なニーズに対応できる住宅・宅地づくり
2.安全・安心・快適な住宅・住環境づくり</td></tr>
<tr><td>将来フレーム（住宅施策規模：必要住宅戸数）の設定</td><td>
<table>
<tr><th>将来フレーム</th></tr>
<tr><td>【目標人口】
<table>
<tr><th></th><th>令和2年（国勢調査）</th><th>令和14年目標</th></tr>
<tr><td>人　口</td><td>3,226人</td><td>2,890人</td></tr>
</table>
【住宅施策規模（必要住宅戸数）】
<table>
<tr><th>必要住宅戸数
（R5～R14）</th><th>持ち家
（新築）</th><th>持ち家
（中古住宅）</th><th>民間賃貸住宅
（戸建て借家）</th><th>民間賃貸住宅
（アパート）</th><th>町営住宅・
定住促進住宅</th></tr>
<tr><td>210</td><td>25</td><td>25</td><td>35</td><td>45</td><td>80</td></tr>
</table></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><th colspan="2">立地適正化計画に関連した項目</th></tr>
<tr><td>基本方針とそれに向けた取組</td><td>● 住宅・宅地供給の推進
・民間による宅地開発の促進
・公共による宅地開発の実施
● 生活利便性の高い地域への居住誘導の推進
・利便性の高い地区への居住を促進するための支援策の検討
● 若者・子育て世帯の定住促進
・若者・子育て世帯向けの民間賃貸住宅の建設促進
・若者・子育て世帯向けの公的住宅の建設
● 良質な住宅ストックの形成
・省エネルギー住宅の普及促進
・再生可能エネルギーを利用した住宅設備の普及促進
● 災害に強い住環境の形成
・江の川流域の治水対策の推進
・土砂災害危険住宅の解消の促進
・空き家の適正管理と危険空き家の除却の促進</td></tr>
</table>

資料2. 川本町まちづくり町民アンケートの結果

（１）調査の概要

＜調査の目的＞

川本町立地適正化計画の策定にあたり、今後の居住意向やニーズ、誘導施策や誘導施設、まちづくりに対する意見などの住民意向を把握するために実施しました。

＜調査項目＞

① 回答者の属性
② 今後の居住意向について
③ 今後のまちづくりについて

＜調査対象＞

川本町内に居住する全世帯配布（1,595 件）
※世帯主のみでなく、世帯員からも回答が得られるように web 回答フォームを設けました

＜調査回収方法＞

郵便調査法、無記名方式（＋WEB回答）

＜調査期間＞

令和6年3月5日発送　3月25日〆切　締切後に届いたアンケートについても集計

＜調査主体＞

川本町　まちづくり推進課

＜回収結果＞

有効回収数：755件（内訳：紙回答622件、WEB回答133件）

（２）調査結果

① 回答者の属性

問　年代

回答者の年代は、「70 歳以上」が全体の半数以上を占め、次いで「60 歳代」の回答が多い結果となった。若い世代（10～30 歳代）の回答は全体の 10%程度に留まっています。

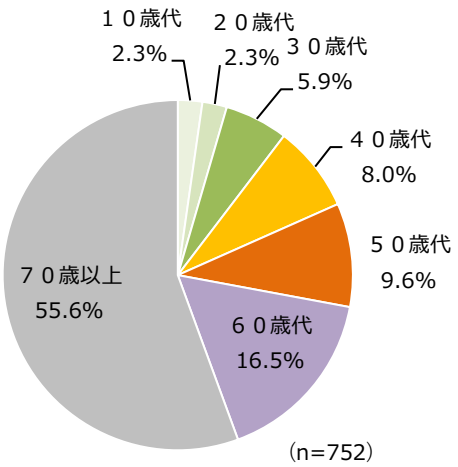

問　居住形態

回答者の居住形態は、「持ち家（一戸建て）」が全体の７割を占め、最も多くなりました。

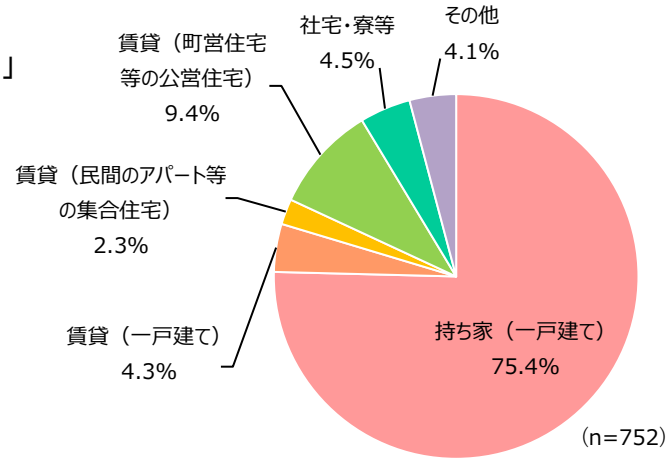

問　居住年数

回答者の居住形態は、「持ち家（一戸建て）」が全体の７割を占め、最も多かくなりました。

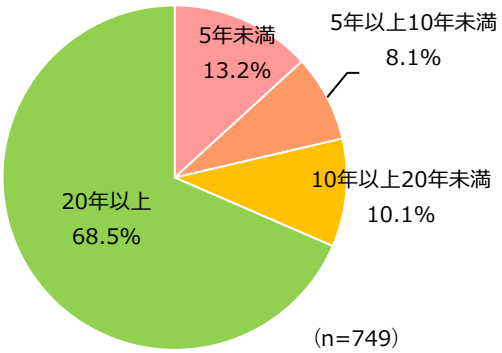

※グラフの数値(%)は、小数第２位を四捨五入して表示しているため、選択肢の数値の合計が 100%とならない場合があります

② 今後の居住意向について

問　これからも現在の場所に住み続けたいと思いますか

今後の居住意向については、「これからも住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」が全体の 84.0%と多く、「できれば今の場所から移りたい」「今の場所から移りたい」は全体の 12.3%でした。

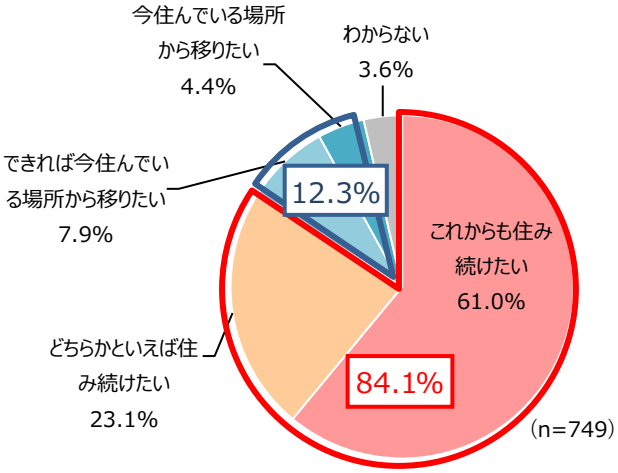

【年代別クロス集計】

年代別に居住意向を見ると、年代が高くなるにつれて川本町での居住継続の回答割合が多くなる傾向がみられました。回答数は比較的少ないですが、10 歳代及び 20 歳代は「できれば今の場所から移りたい」、「今の場所から移りたい」の割合が半数以上となりました。

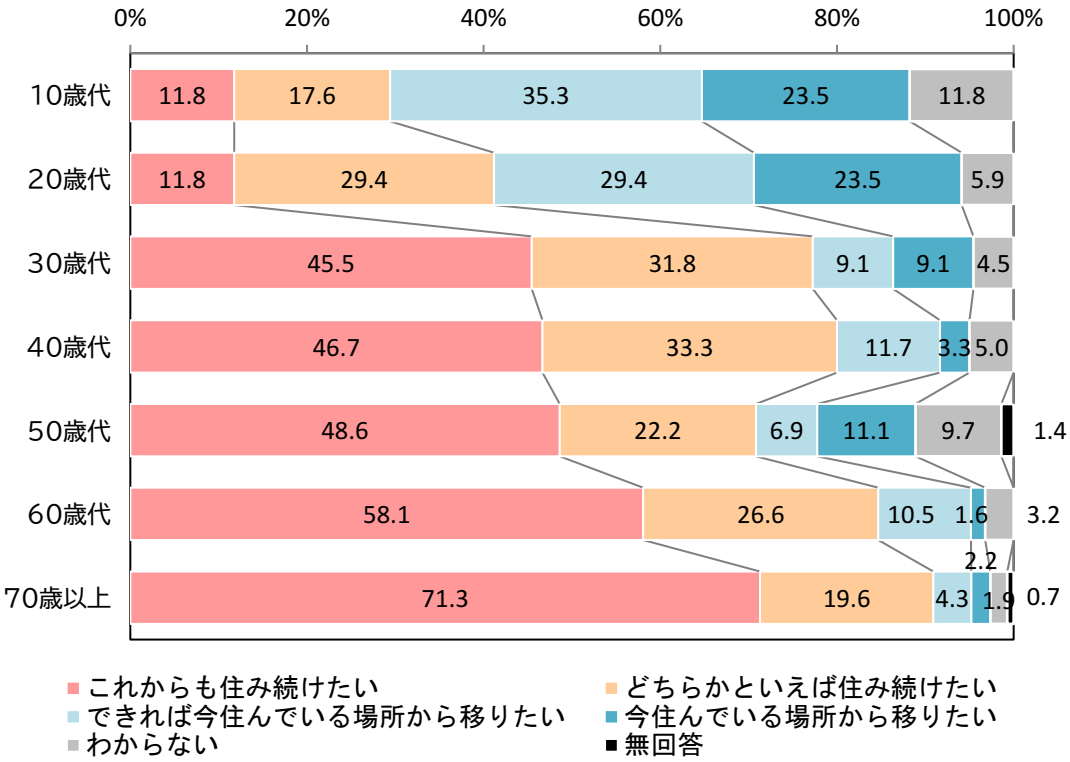

問　これからも現在の場所に住み続けたい理由はなんですか（複数回答可）

※前頁の設問で「これからも住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」と答えた方が対象

住み続けたい理由としては、「すでに家を持っているから」が 60.1%と最も多く、次いで「気の知れた近所の人がいるから」41.7%、「農地や土地があるから」36.2%となりました。

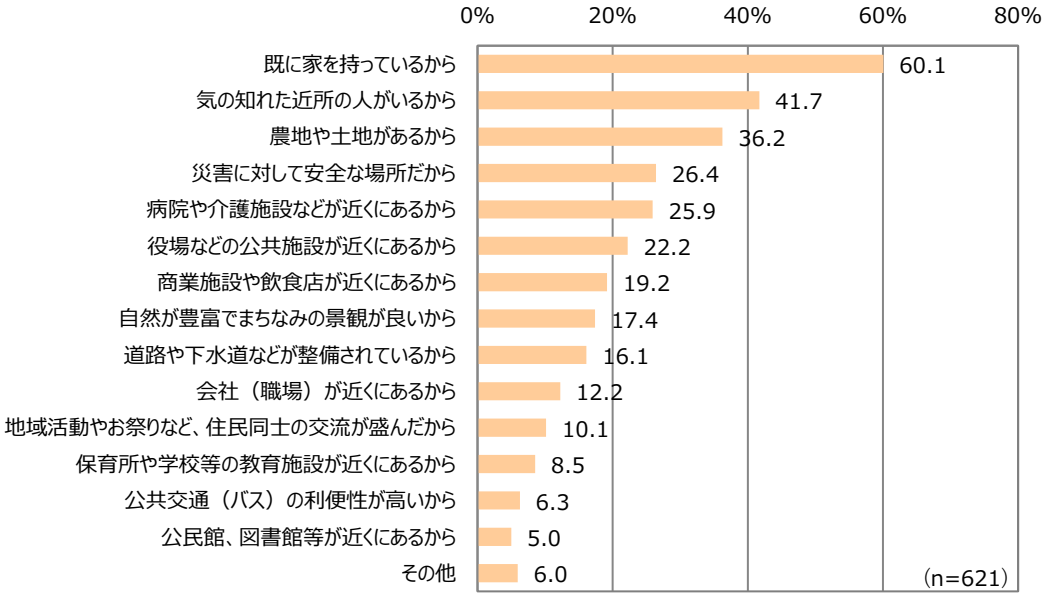

問　別の場所に移りたいと回答した理由はなんですか（複数回答可）

※前頁の設問で「できれば今の場所から移りたい」、「今の場所から移りたい」と答えた方が対象

別の場所に移りたいと回答された方の理由については、「商業施設や飲食店が近くにないから」が 42.9%と最も高く、次いで「公共交通(バス)の利便性がないから」が 40.7%、「病院や介護施設が近くにないから」が 30.8%となりました。

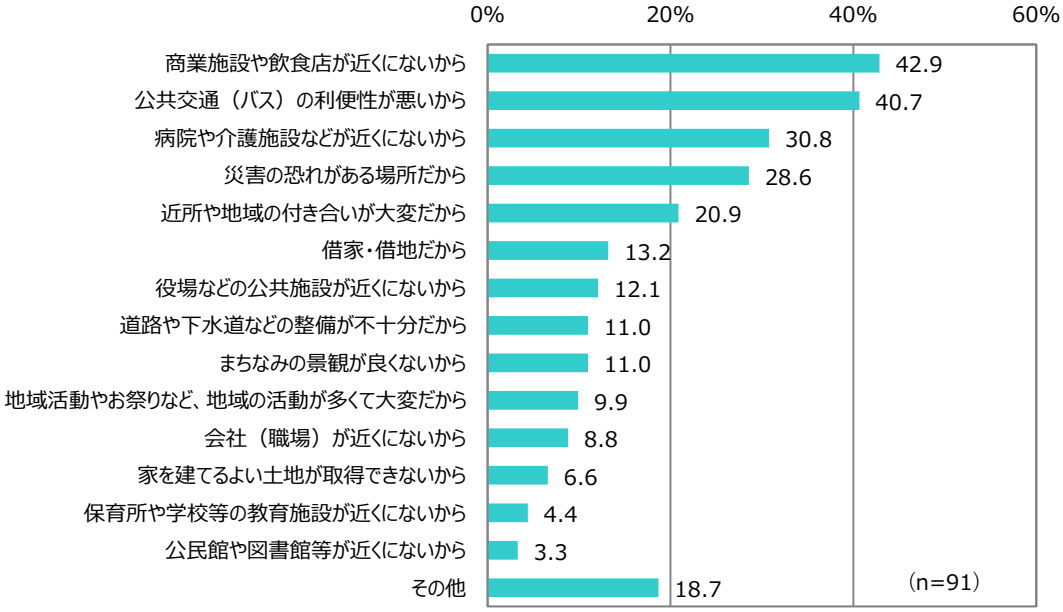

③ 今後のまちづくりについて

問　今お住まいの地域に住み続けるために、それぞれの地域でどのようなことが改善されれば良いと思いますか（複数回答可 5 つまで）

「生活必需品などの買い物環境の改善」が 50.1%ともっと多く、次いで「訪問医療や介護事業などの充実」、「空き地や空き家対策の充実」の回答が比較的多くなった。

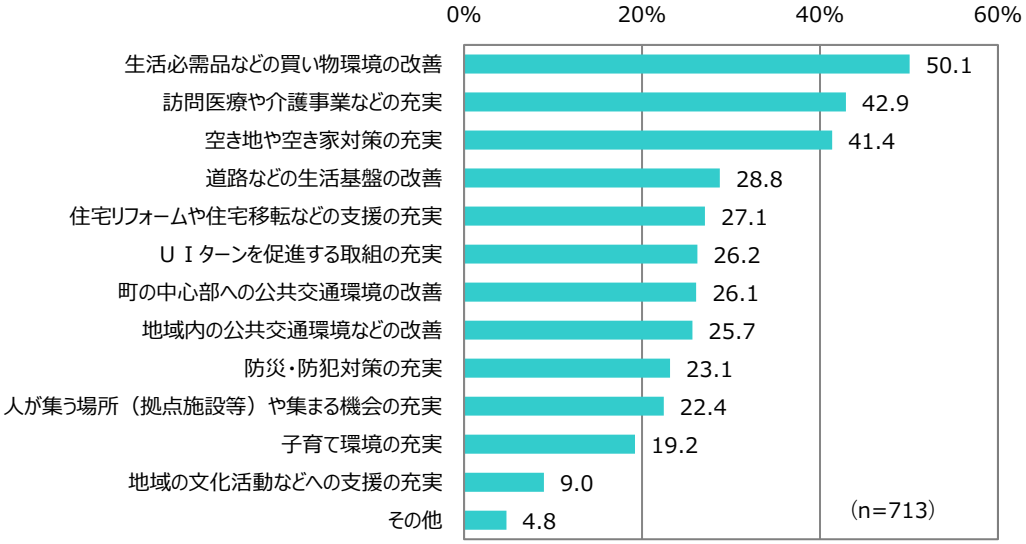

問　今お住まいの地域に住み続けるために、維持及び一層の充実が必要と思われる施設は何ですか（複数回答可 5 つまで）

維持及び一層の充実が必要と思われる施設については、「病院等の医療施設」が 58.8%ともっと多く、次いで「生鮮食料品を扱うスーパー」、「日用品店やドラッグストア」が多くなった。

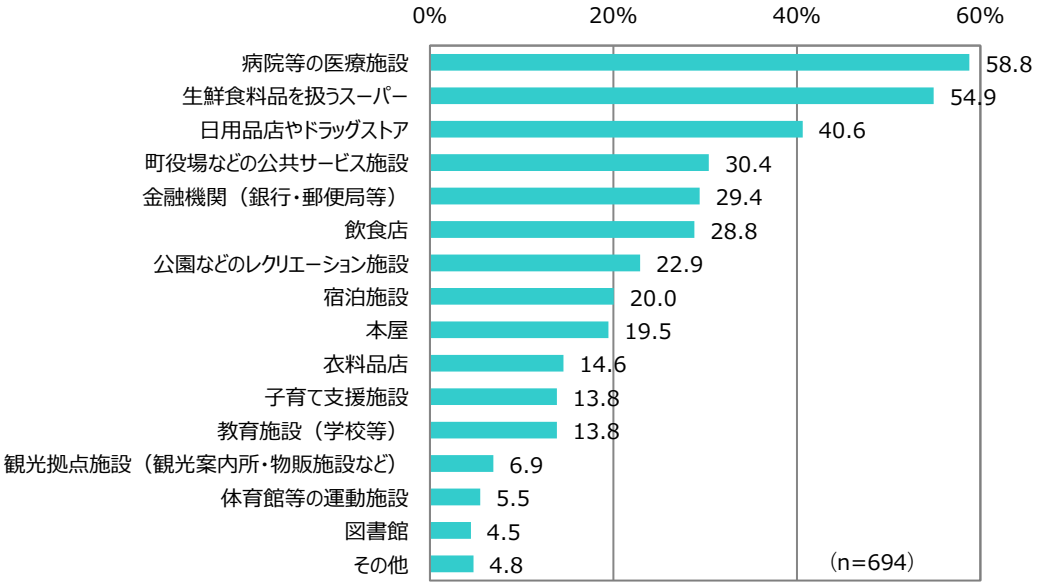

資料3．活用が想定される国の支援策

居住誘導・都市機能誘導に関する施策として、以下の支援策の活用も検討します。

居住誘導区域・都市機能誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

事業名	事業の概要	対象区域
都市構造再編集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ○事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、都道府県等、民間事業者等 ※都道府県等及び民間事業者等については、誘導施設整備が対象 ○対象事業：誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援）、公共公益施設の整備等 ※誘導施設整備は都市機能誘導区域内に限る	都市機能誘導区域内等 居住誘導区域内等
集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	（1）居住誘導区域外に立地する一定規模以上の医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設を移転するときに、移転跡地の緑地等整備を支援 （2）立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査についても支援	居住誘導区域内外
宅地耐震化推進事業	大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について支援。 立地適正化計画における防災指針に即して行われる事業について、対策工事等の国費率を嵩上げ	居住誘導区域内
官民連携まちなか再生推進事業	官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、未来ビジョンに基づく自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等に要する経費を支援。	都市機能誘導区域内 居住誘導区域内等

出典：国道交通省「立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置一覧」（令和6年度）より

資料4. 策定体制・策定経緯など

1. 策定体制

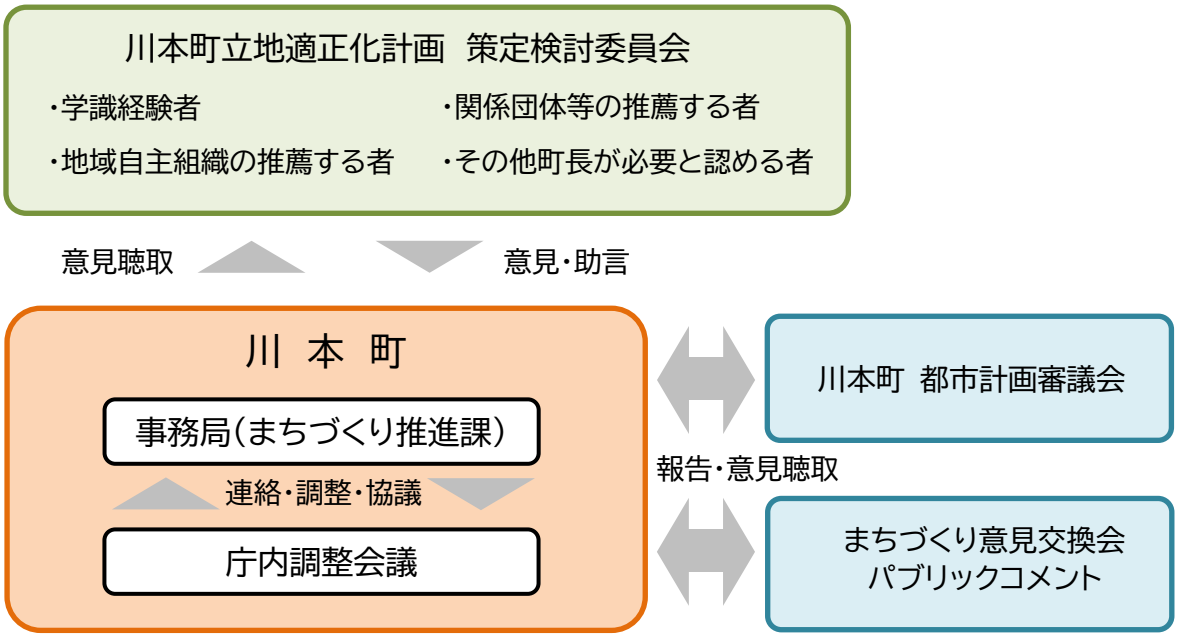

2. 策定経緯

年度	年月日	会議名等
令和5年度	令和5年 8月22日	令和5年度　第1回策定検討委員会
	令和6年 2月16日	令和5年度　第2回策定検討委員会
	令和6年 3月5日 －25日	まちづくりアンケート調査実施
令和6年度	令和6年 6月26日	令和6年度　第1回策定検討委員会
	令和6年 10月2日	令和6年度　第2回策定検討委員会
	令和7年 2月●日	令和6年度　第3回策定検討委員会

3. 立地適正化計画策定検討委員会　委員名簿

（順不同・敬称略）

選出区分	氏 名	所属機関・団体	委員会役職
学識経験者	細田　智久	島根大学総合理工学部　教授	委員長
関係団体 （商工業・観光）	本山　修二	川本町商工会　会長	副委員長
	勢田　幸憲	株式会社ドリームかもん　代表取締役	委員
	香取　亜希	かとり司法書士・行政書士事務所	
	原　葉子	川本町観光協会　※令和5年度	
	五百川　佳奈子	〃　※令和6年度	
関係団体 （医療・福祉）	三宅　康二	社会福祉法人川本町社会福祉協議会 事務局長	
関係団体 （交通）	早間　靖	邑智自動車有限会社　代表取締役	
	渡辺　健一	石見交通株式会社　常務取締役	
関係団体 （地域団体）	住田　達宣	川本町民生児童委員協議会　会長	
	木村　俊晃	川本町自治会長連合会　会長　※令和5年度	
	青木　和昭	〃　※令和6年度	
	豊島　睦子	川本町子育てサポートサークル 「えっとね」 代表	
行政機関	杉本　政輝	川本町　副町長　※令和5年度	
	藤田　喜久雄	〃　※令和6年度	

資料5. 用語説明

あ行

○ICT
　情報通信技術。通信技術を活用したコミュニケーション。

○液状化
　地震の振動により、地盤が液状の性質を示し、地表の構造物の沈み込みが発生する現象。

か行

○開発行為
　主として、建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更。

○既存ストック
　これまでに整備され所有しているもので、具体的には道路、公園、下水道等の都市基盤施設や住宅、商業施設、業務施設、工業施設等。

○急傾斜地崩壊危険区域
　崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。

○居住誘導区域
　人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

○工業地域
　都市計画法による用途地域の1つで、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域。

○工業専用地域
　都市計画法による用途地域の1つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建築はできない地域。

○高齢化率
　65歳以上人口が総人口に占める割合。

○国立社会保障・人口問題研究所（社人研）
　人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計資料の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。

○コンパクト・プラス・ネットワーク
　人口減少・高齢化が進む都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ行

○地すべり防止区域
　地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。

○持続可能な
　地域・地球環境や自然環境が適切に保全され、資源も使いすぎず、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている状態。

○指定緊急避難場所
　災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

○指定避難所
　災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

○浸水想定区域（計画規模：L1）
　概ね100年～150年に1回起こる程度の降雨量を基に想定した洪水により浸水が想定される区域。

○浸水想定区域（想定最大規模：L2）

想定しうる最大規模の降雨量（概ね1,000年に1回起こる程度の降雨量）を基に想定した洪水により浸水が想定される区域。

た行

○地域コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のことをいう。

○小さな拠点（づくり）

小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店・診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組のこと。

○都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

○都市機能増進施設

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

○都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

○都市計画区域

都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形等から見て一体の都市として捉える必要がある区域を都市計画区域として指定する。

一般には、これに加え土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域。

○都市計画区域マスタープラン

正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。都市計画法に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。

○都市計画運用指針

国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示したもの。

○都市施設

土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要不可欠な道路、公園等施設の総称。

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

○土砂災害特別警戒区域（レッドーゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損害が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

○土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図ることを目的として行う事業。土地所有者等から、土地を提供していただき、土地の配置替えを行うことにより、道路、公園等の公共施設用地を整備するとともに、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、安全で快適な市街地を形成する事業。

な行

○農業振興地域

相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が指定する地域。

○農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途を定めて設定する区域。

は行

○PDCA サイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

○保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

○防災指針

災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるもの。

や行

○誘導施設

都市機能誘導区域に維持・誘導しようとする施設。(都市機能誘導区域毎に設定)

○用途地域

都市計画において都市を住宅地・商業地・工業地等の13種類に区分した地域のこと。用途地域が指定されると、地域の目的に応じて、建てられる建物の種類が制限される。

① 第一種低層住居専用地域
② 第二種低層住居専用地域
③ 第一種中高層住居専用地域
④ 第二種中高層住居専用地域
⑤ 第一種住居地域
⑥ 第二種住居地域
⑦ 準住居地域
⑧ 田園住居地域
⑨ 近隣商業地域
⑩ 商業地域
⑪ 準工業地域
⑫ 工業地域
⑬ 工業専用地域

○要配慮者

災害時に限定せず一般に配慮を要する人を意味し、具体的には高齢者・障がい者・難病患者・児童・乳幼児・妊産婦・日本語に不慣れな外国人など。

ら行

○立地適正化計画

急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。